



Title	産業と教育 第10号
Author(s)	草野, 隆光; 土田, 俊幸; 小内, 純子; 上原, 慎一
Citation	北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書, 39, 1-142
Issue Date	1992-02-28
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/88065
Type	bulletin (article)
File Information	vol_39.pdf



[Instructions for use](#)

I S S N 0385—6070

北海道大学教育学部附属産業教育計画研究施設
研究報告書 第39号

産 業 と 教 育
第 10 号

1 9 9 2

北海道大学教育学部附属産業教育計画研究施設

産 業 と 教 育

第 10 号

1 9 9 2

北海道大学教育学部附属産業教育計画研究施設

産業と教育 第10号

目次

〈論文〉

K・マルクス的人格観の本質について

—— 自由人を賃金奴隷とする倒錯「理論」の批判 ——

..... 草野隆光 … (1)

地場製造業の企業と労働者の生産・労働 — 生活過程の諸特質 (下)

—— 北海道十勝・酪農機具製造T社を事例とする実証的研究 ——

..... 土田俊幸 … (45)

戦後農政の北海道稲作中核地帯における集落の協業形態の変化 (下)

..... 小内純子 … (53)

〈研究ノート〉

80年代の中小企業研究 上原慎一 … (93)

〈翻訳〉

1920年代のソビエト児童法 (下)

翻訳者 塚本智宏
村知稔三 … (111)

青任ある自治と労働過程の直機接的管理

A.Fridman
翻訳者 浅川和幸 … (125)

K・マルクスの人格観の本質について

—— 自由人を賃金奴隷とする倒錯「理論」の批判 ——

草野隆光

目 次

序	3
1) 問題の所在	3
2) 問題の限定	5
1 人格・人格性概念とマルクス主義の「人格」論	6
1) 人格と自由	6
2) 個人の人格化の歴史	8
3) 教育基本法の「個人の尊厳」	9
4) 人格性の「設計」と「全面発達」の不可能性	10
5) 彼岸で「人格」となる個人	11
2 K・マルクスの「社会」とプロレタリアの宿命	13
1) 主体と客体の倒錯・人間の動物化	13
2) 家族と生産	14
3) 生産・消費と家族	16
4) マルクス「理論」の民主化	17
5) レーニン・「必然性の国」の独裁	18
6) マルクス・彼岸にある「自由の王国」	19
7) F・A・ハイエクの視点	20
3 「労働力」商品論と剰余価値説の世界	21
1) 「労働力」と自由人の売買	21
2) 貧困がマルクスの経済学で演ずる役割	23
3) 「使用価値」＝「価値」である「特殊商品」	25
4) 消費・生産・市場の概念	26
5) 自由人の「賃金奴隷制」－剰余価値説の結果	27
4 A・スミスの商業社会と「生産的・不生産的労働」に対するK・マルクスの批判の検討	28
1) A・スミスへのマルクスの敵意	28
2) A・スミスの商業社会	29
3) 「労働の生産力」と分業・資本	30
4) 労働および商品の真の価値と貨幣交換	31

5) 「資本と交換される労働」の検討	33
6) 「商品に実現される労働」の検討	35
7) 「サービス労働の価値」と「労働力商品」の検討	36
結び	38

1 序

1) 問題の所在

21世紀の足音が聞えて来る。世紀の節目は物理的には単なる百年の区切りにすぎないのに、歴史的にはこの世紀を考え、次の世紀への思いを走らせる。前世紀末、人々は国家間の戦争の恐怖に震え、退廃に逃避する者も少なくなかった。予想通り20世紀は戦争の世紀となり、文字通り世界が戦場となった。戦争は人命・財産を奪い、人々に深い傷を長く残す愚行であるが、人間は有史以来、何らかの理由でこれを繰り返して来たことも歴史的事実である。

1989年11月、ベルリンの壁が崩壊し、最後の世界大戦をも言うべき東西冷戦を熱核戦争に発展する前にくい止めることができた。ソ連社会主義帝国の敗北、自由世界の勝利は、21世紀の世界に希望を与えている。東欧・南欧のソ連帝国からの解放と民主化、'91年8月の旧ソ連邦における政変による共産党独裁の崩壊は、東西冷戦敗北の結果である。

旧社会主義国の現状は、我々が第二次世界大戦後に体験した苦しみ以上であろう。ソルジェニーツィンが『収容所群島』で明らかにしたが、ソ連社会主義帝国はほぼ二世代にわたって自由を求める人々の屍の上に築かれた恐怖の帝国であった。旧ソ連邦の人々は社会主義以外に、世界のシステムやルールを知らない。第二次大戦後の我が国が国家主義から自由の原則に基づく民主主義へ転換しようとしてからの道程を振り返り、到達点を考えるとき、さらに、経済システムの改革ではなく「革命」が必要なことをつけ加えて考慮するとき、その困難さがいかに重大であるかに気付く。だが、この転換は必然であり、人間的社会主義、正しいマルクス主義など第三の道はない。

社会主義は後進社会が飛躍する過程で現れる国家権力による人民の強権的支配の一形態と考えるのが妥当であろう。少なくともこれまでの人類史に照合する限りで。そして、いずれの社会主義、多かれ少なかれK・マルクスに由来する現代の社会主義の実験は人々を幸福にすることは出来なかった。カンボジアやエチオピアなどは最も悲劇的な例であるといえよう。

新しい世界秩序の形成は焦眉の課題である。とりわけ旧ソ連邦の解体と民主国家への再編、この過程での核管理と難民化の防止は緊急の課題である。新しい全体主義国家が生まれえないという保障はどこにもない。もう一つ忘れてはならないことは、日本の隣国、中国と北朝鮮の存在である。アジアの安全と安定までには長い道程が必要である。

平和な世界、人々の幸福への努力が速やかに実現する世界を全地球上で実現することは、21世紀の課題である。教育の仕事はこのために奉仕する人々を育てるものでなくてはならないと考える。

日本は第二次大戦からほぼ半世紀間、恵まれた国際諸条件のもとで経済的側面において大国となった。だが、軍事、政治、教育・文化の側面では経済的側面と較べて際立ってアンバランスな小国のままである。一側面だけが大国であることは倫理感のない医師のように危険な存在となりうる。軍事力は政治力の支柱が必要であり、政治力には教育・文化の発達が必要である。

「一身独立し、一国独立す。」(福澤諭吉『学問のすすめ』)は名言である。「一身の独立」こそ現在の実現性のある課題である。また「一身の独立」は普遍的な原理たりうる教育の原則である。個人が人格であるかぎり、社会の自立者として主体として自らを支える人格性を高める

ことは必須の条件だからである。その社会がどれだけ豊かな社会かは、究極的にはその社会のなかで生活している人格の“人格性の豊かさ”の総和だからである。

我が国の教育システムのいわゆる制度疲労は著しいものがある。現に、高所得層を中心に公立学校離れが進み、私立六年制中等学校の増大、高校生の外国留学も広がっている。経済力に見合う教育・文化の遅れは著しく拡大している。

我が国の教育を「発展途上国型教育システム」の最も発達したものと規定したい。この発達はずでに限界に来ており、改革すべきものである。

「発展途上国型教育システム」は、後発国が先進国に追いつくためのシステムであり利点と弱点を持っている。ここでシステムというのは単なる制度という意味ではない。(六・三・三制も改めるべきではあるが。)

このシステムは第一に産業適応を追求する。第一次産業から第二・三次産業へ人口の移動を媒介し、第二・三次産業を革新する力となった。産業政策、特に労働力政策が教育政策に大きな影響力を行使することとなる。第二は追いつくための効率化の追求である。刑務所の建物を思わせる洋かん型コンクリート校舎、教師の生徒指導能力を超える過大な学級、画一的教育内容など、第三に後進的社会的諸要素と結果、貧者の教養と文化、国家主義・社会主義の影響をとまわざるをえないことである。

戦後教育改革は理念としては、国家主義の反省のうえに「個人の尊厳」にもとづく「西欧先進国型教育システム」であったが、実質的には学校に対する伝統や慣習、経済的貧困が、この理念の実現を困難にしてきた。例えば日本の集団主義の伝統の土じようと社会主義的集団主義の結合の結果は、教師対生徒個人々と結ばれるべき教育諸関係を対生徒(小)集団の関係に置き替える、貧困にもとづく効率化を「民主的、進歩的」指導と誤認させ、20~30人学級(教師が指導可能な経験的限界)を必要な改善の目標と感じさせてこなかった。日本の教科書、とりわけ社会科の教科書は戦前から引き継がれた単一価値感の注入原理にもとづいている。「真理は一つ」とする社会主義者にとって、教育内容の問題は科学的真理をめぐる争いであった。多様な見解の記述を検討し、各自が価値を批判、選択することではなかった。学校での食事、単一のメニュー、弁当の持参を許さない給食は考えにくい制度である。制服をはじめとする様々な微細な規則は人権の侵害であろう。学校は父母の責任を安易に引受け、食べること、着ることから家出生徒の受け出しや遂には洗顔、排便までが「指導」すべきものとなる。最近批判的に見られるようになった生徒の人権を侵害している校則の改正は、教職の専門性にもとづき学校がただちおこなうべきもので、生徒会などの問題ではない。ここにも教育の後進性が表われている。

日本が国際社会の中で名誉ある地位を占めたいと考えるなら、それにふさわしい教育に改めなければならない。世界の果てに一人で出かけ何事かを成し遂げる人間、独立した個人が求められている。組織に依存しても服属しない自由な個人、「人間としての知的能力」と不当な支配・統制に「仕返しする」健康な「精神の在り方」(A・スミス)、「一身の独立」(福沢諭吉)、「個人の尊厳」(教育基本法)は教育改革の出発点となろう。

'80年代日本は間違いなく世界の経済大国となった。わずか一代で築いた経済的繁栄としては歴史的な成果であり、国民もこの繁栄の恩恵にあずかっている。一代で財をなした成金の誰れもがして来たこと、子どもにその時代に良いと考えられていた教育を与え、より高い階層

の人々が身につけていたふるまい方を修めさせること、これが経済大国となり、国際的要請に答えようとするときの教育改革の明瞭な説明である。事実として大都市部に顕著な公立学校離れは、受験戦争だけの問題でない。一度び「取り残された人々の子弟」で構成される学校ができると、公立学校の教育機能は低下し、固定化されるであろう。

教育への投資が必要である。小学校から大学まで大規模な投資が必要である。人口の急減期を向え、予算増加率は大きくなくても投資戦略さえ明確であれば効果は偉大となる。問題は、財政事情を乗り越えられるだけの認識の欠除である。この認識の形成は教育学の課題であり、教育行政官や教師の認識の変革、即ち教育の専門家たちの認識の変革を媒介とする国民的合意である。教育の改革は国民的教育に対する認識の変化を必要とするし、また実際、新規の増税をとまなう規模の投資財源の確保は国民的合意なくしては不可能である。

2) 問題の限定

本稿の目的は、社会主義教育論、特にその中核をなしているマルクス主義教育論の前提となるK・マルクスの人間観の批判にある。戦後の教育は国家主義と社会主義の対決の色調に支配されてきた。戦後教育改革の自由主義的教育は、この二つの全体主義は政府（文部省）対日教組、自民党対社会・共産両党の対決の構図をとり、しばしば政治・社会問題ともなったが、その背景には東西冷戦の影がつきまどっていた。政府・自民党は右翼と同盟し戦前の軍国主義教育への復帰を連想させ社会主義者を活気づかせてきた。これは侵略に対するあいまいな態度と結びついていた。

現在、国家主義・軍国主義の復活はありえない。世界規模に拡がったヨーロッパ経済システムのなかでそれらへの復帰は考えられない。自由主義にもとづく、ヨーロッパ型の教育への転換は必須となっている。

もう一つの全体主義教育、社会主義教育は以然として教育学及び教育現場の後進的遺物のうゑに居据っている。第二次大戦後の混乱と飢餓、軍国主義的支配の基盤となった日本社会の後進性、人格性の未熟さが、戦後の自由の享受のなかでインテリ・労働者のなかに社会主義を新鮮な進歩的考え方として受入れさせた。マルクス＝レーニン主義の原理の単純さ、ある意味での軍国主義の単純な裏返しである全体主義的原理のもつ理解の容易さ、支配と復従の逆転の論理は労働者・インテリに受容されやすい特徴を持っていた。教師のなかに、その職業上の本性から来る軍国主義協力者として贖罪の気持ちがあり、反戦平和思想を名乗ったマルクス＝レーニン主義の攻勢を前にして、これに対する抵抗力を弱めさせた。日教組の『倫理綱領』はこの事情を物語っている。

マルクス＝レーニン主義の社会は、平和・民主主義・進歩・豊かさとは全く共存できない事実を、当時は「鉄のカーテン」の下で、レーニン＝スターリン独裁のソ連邦の悲劇は知る由もなかった。東欧・中国等での社会主義権力の成立は、資本主義の法則的發展とされ、計画経済による生産力の飛躍的發展とか、「全面発達教育」の実施、希望者全員に対する無償教育が実現している理想社会として宣伝された。日本はフルシチョフの、スプートニクをはじめとする宇宙開発の成功を背景とする、世界革命の宣伝戦略がある程度成功した国である。

戦後の知的空白と大学の大増設は、マルクス主義者に大量のポストを与えた。戦前の教育学

の大学における地位は学科さえ極めて少なく、講座にすぎなかった。戦後の学制改革は、学問的基盤の脆弱さにもかかわらず教育学部と教育大学（学芸大学）を創設した。マルクス主義教育学は社会主義的教育運動（平和と民主教育を潜称する）を背景に、教育関係学部・大学にいくつかのポストを獲得すると大学らしくない「互助」と「団結」によって、自己増殖をはじめ大多数のポストを独占するところさえ出現している。大学におけるマルクス主義の影響は社会主義的教育運動を支える一つの力となっている。この日本の教育学に占めるマルクス主義の勢力の大きさは、欧米の大学にはみられない特異さである。一度び築かれたマルクス主義者の大学での地位は、大学の閉鎖性と権威、学問の自由に不可欠とされる大学の自治によって保護されることとなる。

マルクス主義教育学は、社会主義国では全ての子どもを共産主義者に改造することを目的とする教育の理論であり、共産党のイデオロギーの一部をなしている。日本の場合には、政権獲得の戦略上から、共産主義教育は民主教育の理論として展開し、共産主義教育とは無関係を装うことすらある。マルクス・レーニンの文献に依拠する唯一正しい理論は民主主義と両立しない。スターリン独裁は社会主義民主主義となり、独裁は執権なるマルクス主義日本語に書き替えられ、独特の世界を創造する。「教育学は……政治であると同時に心理学である」（ルシアン・セーブ）というのは、マルクス主義者の正直な告白である。教育は政治斗争であり、このため人間改造が教育学なのだから、階級的主体の形成は学校の内外を問わずマルクス主義教育学の中心的課題である。

本稿は日本のマルクス主義人格論を直接の研究の対象としていない。それは後の課題である。本稿が対象としたのはマルクス主義の教祖K・マルクスの人間観である。教育学は人格の発達の科学であるから、第一に取り上げねばならないのは人格とは何かである。対象の科学的抽象なくしては科学としては何事もはじまらないからである。マルクスの人間観を明らかにすることは、その後のマルクス主義人間観の変種を把握することを容易にし、教育学での展開の論理の解剖の道具となる。例えば、「全面発達の理論」の本質は容易に解明される。

私自身の教育学的人格論の概要については、「職業教育の基礎理論 [序説]」（北大教育学部紀要第46号1985年）に既に記述してある。本稿は、前論の執筆のバックグラウンドにあったマルクス批判であり、対をなすものである。

自由社会に適合した教育システムへ日本の教育を転換するために、マルクス＝レーニン主義（＝科学的社会主義）への幻想の打破は緊急の課題である。

1 人格、人格性概念とマルクス主義の「人格」論

1) 人格と自由

ここで人格という語は、社会的に主体として承認されたヒトの個体（個人）を指す。人格がそれ自身のうちに持ち、日々の活動によって表出する諸能力の総体を人格性とする。人格と個人、人格性と個人性（個性）はそれぞれ対応する概念として用いる。これらは類としての人間（人類）及び人間性に対する個体概念である。個人及び人格は第一に生きているヒトの個体である。第二に個人及び人格は群の中の区別されない一個体（例えば羊の群れの中の識別されな

い一匹)ではなく、顔をもち名前を持っている個体である。第三に人格は個人のうち主体として承認された個人のみを差す。人格は自由人のみであり、個人という語は自由人と奴隷を含む。

社会科学上、奴隷は人間ではなく牛馬と同じく物であり、人格の所有物にすぎない。人格と非人格の区別において個人性や能力は入り込む余地はない。現代の社会は、奴隷制を廃止し全ての個人を主体として扱うが由に、実態として全ての個人は人格となり、人格＝個人は同一事実を指し、一般に人格と個人は同意に用いられる。自由人と奴隷を差別する意識が日常性から消えてから時間をへるに従って、個人は自由人と奴隷で構成されていた長い歴史を忘れがちである。

「自由人の自由には幅広い差があったであろうが、それは独立の程度においてのみのものであり、その独立は奴隷にはまったく与えられなかったのである。自由とは、つねに、人が自分自身の決意と計画にしたがって行動する可能性を意味し、他人の意志に服従せざるをえない人の立場と対照をなすものであった。この他人は、恣意的な決意によって、特定の仕方で行動するよう、あるいはしないように人を強制することができたのである。……『他人の恣意的意志からの独立』である。」(注1-1)

この指摘は人格の概念は自由の概念と対をなし、第一義的に人と人との関係にのみかかわる概念であることをしめしている。

人格という日本語は「ひとがら」を意味していた。「人格性」ということは「広辞苑(第四版)」には載せられていない。英語には person とその派生語 personality がある。哲学、法学では person を、心理学では personality を用いるが、日本語では共に人格の訳語を用いている。具体名詞と抽象名詞を区分し、personality を人格性と訳出する例がみられるが、助長すべきである。ことばは時代とともに、豊になっていくもので造語が必要である。個人と個(人)性の区分が有効であると同様、人格と人格性の概念上の分離が必要である。

person は persona (ペルソナ) に由来する。person は古代の仮面劇の仮面あるいは登場人物を意味し、仮面の表象する性質を演じる人、人一般を表した。現代にもこの名残りは世界各地でみられる。心理学者ユング(C, G, Jung)は個人の内面的個性を表すものでない表向きの性格、状況・環境の必要を満たすために呈する仮面または表面の意に persona を学術用語として用いた。person は動物や物と区別して人間、人一般を意味するがベテニ師、どろぼう、尻軽女など社会的にさげすみの対象となる人や軽べつ的に“奴”を意味し、女性の容姿や外見などにも用いられた。学術用語に出世した person という語とはいささかもむきが異なる“軽い”コトバであった。

主体としての人間は家を代表し社会に登場する男 man が用いられた。persona が古くに人格(神学用語)の意味で使用されていたことは、“person”が後に学術用語たる資格を与えていたといえよう。権利義務の主体として(法学)、自意識ある存在・理性的存在として(哲学)また、行動様式や社会的な諸関係などからみた人(社会学)の意味で“person”は使用されている。これに対して、personality は他人の目に映じる性格・性質、諸性格をそなえた人・人物、個人の本質的性格が人格・人柄・人となり、人間としての存在などに用いられる。心理学は person でなく personality を用い、この訳語は人格である。

人間と人間の本質を人格と人格性に対応させる用法は個人と個人性(＝個性)に対応する必要な造語である。『広辞苑(第四版)』は人格の原語として personality のみを掲げているのは

同書の解説の内容からして明らかに不十分であり、person も原語として付加されなければならない。

これに対して、個人 (individual) の概念はヒトの個体、社会、家族に対しての個人 (single human being) である。歴史的にも社会的にも、子ども大人を問わずヒトの個体は個人である。個人性 (個性) はこの意味でヒトの個体それぞれに個有の性質・特性である。個性なき個人は存在しない。individuality が人を指す場合、それは単なる人でなく個性的な人である。私益を指す場合にも公衆の利益の対概念をともなっている。奴隷にも個性は認められるが人格性はない。

2) 個人の人格化の歴史

ところで、今日の日本で、個人がすべて人格であるのは「私権ノ享有ハ出生ニ始マル」(民法・第一条1896年) からである。歴史的に生み出された社会が国家の法形式において承認を与えたからである。

人類は個人を人格と非人格 (奴隷) に二分してきた長い歴史を持ち、ヨーロッパ世界は十六世紀においても新大陸のインディオをめぐって論争していた (注1-1 a)。個人を出生のみによって (今日では出生後の胎児期または胎児期を含めて) 人格とみなすことは偉大な文明の進歩であり、たかだかこの200年以来ヨーロッパから全世界へ拡大した文明の所産である。人格か非人格かの概念と人格性、即ち主体としての能力の総体あるいはその度合いとは無関係である。

1789年から1948年にいたる150余年を費やして全てのヒトの個体即ち全個人が人格として宣言されるのである。全ての個人を人格として宣言することは人間の一つの大きな勝利である。

1789年「人および市民の権利宣言」は「人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する。社会的差別は、共同の利益の上のみ設けることができる」(注1-2) と印した。この権利宣言はその後フランス憲法に取り入れられ世界へ波及する。「それは遠く中世以来のイギリスの自由主義的伝統に端を発する」「十七世紀以来の植民者または清教徒の自由独立の要求につらなり」「アメリカ独立戦争に従軍した人々によって持帰られ」フランス人の「独創」でないことは「今日常識となっている」(注1-3)

人権宣言の先駆をなす「ヴァージニア権利章典 (The Virginia Bill of Rights 1776年)」は「すべて人は生来ひとしくかつ独立しており、一定の生来の権利を有する……生命と自由とを享受する権利である。」(注1-3 a) と記されている。だが、この時代の南北アメリカの自由人は大量の奴隷を所有していた。この宣言は自由人 (freeman) と市民 (civilian) のみのものである。

欧米において奴隷制の廃止を法律としてはじめて定めたのはイギリスの「奴隷制廃止法 (The Slavery Abolition Act 1833年)」であり、この法の使命が終えたと認識され廃止されたのは、実に、1890年とされている。フランスでは1848年の二月革命後の憲法に「奴隷制は、フランスのいずれの土地でも存在しない」と宣告された。アメリカは1863年の布告 (奴隷解放宣言) を、修正憲法第十三条「奴隷および不任意労働は……いずれの地にもあってはならない」に成文化したのは1865年であった。

「世界人権宣言 (Universal Declaration of Human Rights・1948年)」は第一条で「すべての人間は、生まれながら自由で、尊厳と権利について平等である。……」、また第四条で「何人も奴隷もしくは苦役の下におかれることはない。奴隷および奴隷売買は、いかなる形においても、禁止される」(注1-4)と宣言した。第二九条(-)は「個人は、自己の人格 (personality) の自由かつ完全な発展がその中であってはじめて可能とせられる社会に対して義務を負う。」(注1-5)と記している。

人間 (human) という用語は個人、人格の単複両様に使われ、人間としての存在 (human being) の意味でも使われる。人間性はこれに対応する。人間性というコトバはヒューマニズム (humanism) という道徳的意味合いで使われることが多いが、本来非人間存在である奴隷は除かれている。自由人の個性、従って人格性の総体である。人格性は必ずしも今日の基準から見れば、いつでも道徳的ではなかった。人間性は、いつの時代でも、個々の生きている人格のうちには住処を持たない。

3) 教育基本法の「個人の尊厳」

教育学における人格は個人ではなく人格性 (personality) である。教育基本法第一条の「人格の完成」「個人の尊厳」の意味を、「最も権威ある解説書」(注1-6)である教育法令研究会著『教育基本法の解説』(以下『解説』)によって見てみよう。

まず「人格とは、人の人たるゆえんの特性である」「自己意識の統一性又は自己決定性をもって統一された人間の諸特性、諸能力」(注1-7)と解説している。また、「人格の完成とは、これらの人間の諸特性・諸能力をその完全、即ちそれがあらねばならない状態にまで持ちきたすことであり、更にこの人間の諸特性、諸能力をその内容の全方向に——しかも各方面が統一と絶えざる連絡を保持しながら——発展せしめ、個人をそれぞれの能力に応じて、なるべく完全ならしめること」「完成ということは、あるべき姿、完全性ということを予想する概念であって、その基準となるべきものは、真・善・美の普遍的価値」「真・善・美の価値に関係する科学的能力、道徳的能力、芸術的能力などの発展完成」である。人格の完成は「その過程においては人格の向上と同じこと」(注1-8)である。

以上みたように、ここでの「人格」(人格性)は「自己決定をもって統一された人間の諸特性、諸能力」であり、完成は人格の「普遍的価値」にもとづく「全方向」への「個人」の「能力に応じ」た「完全」な発展である。これは一つの「全面発達」の思想である。

また『解説』は「人格の完成ということは、個人の尊厳と価値との認識に基くものである……なぜなら、国家あって個人なく、個人を単なる国家の手段と考えるところには、人格の完成などということはおおよそ無意味なこと」(注1-9)と述べ、「個人の尊厳というのは、すべての人が人間として一様に有する尊さである。これに対して個人の価値というのは、人間の有するそれぞれの特色ある価値、いわば個性というほどの意味である。個人の資質のもつ測り知れない発展能力、個人の生み出す業績、それらを互いにたつとび合うところに個人の発展があり、社会の発展が可能となるのである。この個人の価値を軽視する形式的画一的教育の弊は、断然改められなくてはならない。」(注1-10)と強調している。人格性の完成は「個人の尊厳と価値」に基づいてはじめて可能となる、という認識は「この国家主義的教育に伴う弊害は大

きく且つ深いものがあつた」(注1-11)「個人の自覚がなく、個人の尊厳と価値との認識に欠け、国家協同体の真の目的と任務とが十分理解されていなかった」(注1-12)との反省によるものである。

教育基本法の掲げた目標は個人＝人格の尊厳に基づき、個性＝人格性(能力・特性)に応じてその資質を全面的に発展させることといえる。「全面発達思想」は教育基本法に、従って日本国憲法の思想である。日本国憲法、教育基本法に明記された原則は、長い人類史の成果である。

以上のように、全ての個人を人格とし、人格性の「自由かつ完全な発展」を「可能とせられる社会」に対する義務をうたうに至るのに人類は決して短くない過程を歩いたのである。ここから明らかなように、全面発達思想は社会主義者に個有のものではない。むしろ、社会主義者、特にマルクス主義者の「全面発達思想」あるいは「理論」は人格の否定、個人の奴隷化理論というべきものである。次にこの理由を検証することとする。

4) 人格性の「設計」と「全面発達」の不可能性

マルクス主義は個人・人格の尊厳に正当な位置を与えられない理論である。個人は諸個人や階級的個人として「人格性」の単なる外皮、抽象化された人格性の固定物として、歴史や社会の素材にすぎない。マルクスの理論体系は彼の目的が人類の幸福を企図したものであろうとなかろうと、人格否定論の上に成立していることは疑いない。

マルクス主義者たちの人間論は、さながら教義論争を連想させ、この意味で多様性を示しており、「真理は一つ」とはとうてい言えない状態にある。日本のマルクス主義者が人間論を「確定」できないでいることは日本人にとって幸福である。なぜなら、「マルクス主義的唯物論とは、意識から独立な物質の存在と、その法則的運動・発展、およびその可認識性を承認し、しかも、その法則性の科学的認識にもとづき対象変革的な実践をおこなう立場である。」(注1-13)そしてこの法則性には「社会における必然性」も含まれるのである。そして、ここでのこの科学的認識の判定者は神ではない。

「科学的認識」にもとづく社会の計画的建設の成功例を私は知らない。「集産主義の諸理論は、社会全体を一つのものとして、それを構成する諸個人とは独立に存在する特殊なものとして、直接に認識しようと称する。」(注1-14)このうぬばれは「マルクスの学説は、それが真であるがゆえに、全能である」(注1-15)から独裁も正義の名に値する論理へ転化される。

ハイエクは次のように述べている。

「諸々の設計理論は、社会的過程はそれぞれが個人の人間理性の統制に服従させられる時にのみ人間の諸目的に役立つようにされうるという結論を必然的に導き、したがってそれは社会主義に真結するのに対して、他方、真の個人主義はこれとは反対に、人間はもし自由の状態におかれるならば、個人は人間理性が設計しうるもの、もしくは予想しうるものを越えることをしばしば成し遂げるとことを信じるのである。」(注1-16)

事実として、1917年以来の分裂した二つの世界、自由主義と社会主義の二つの社会システムにおける社会的過程の結果は誰れの眼にも明瞭である。「科学的認識」にもとづき計画された

システムは個人や家族の自然的な協りに負うシステムに敗北した。社会システムの評価の基準はただ一つの単純なもの、即ち、どちらが現に生活している個人により大きな幸福をもたらすか、あるいはより幸福となった個人の比率の大きさである。ちなみに、1917年の日本とロシアの一人当り国民所得はほぼ同額であった。

後進社会が西欧型社会システムに転換する移行期の国家は、しばしば全体主義型の国家である場合が多いのは歴史的事実である。両国は国家主義と社会主義のタイプの異なる全体主義を経験した。ただ異なるのはその使命が終えた時、新しい道に踏み入れたかどうかである。マルクス主義にもとづく社会主義型国家は社会—自由人の諸関係—のうえに建設できない本性をもっている。社会主義は資本主義の必然的發展ではなく、初期資本主義社会の産物であり、現代世界では退歩以外の何物でもない。

自然科学と社会科学は別種の科学である。社会科学は特定の個人の実験で真理を確定できない科学である。両者では科学の意味合いを異にする。社会科学は、非人格的な無名の社会的過程の自然発生的な社会的産物の形式を明瞭なものにする努力である。あえて、社会科学の実験を人間の歴史だとした場合においても、歴史研究は時代を様々に描き変えていく。今日、中世に暗黒のイメージを重ね合せることは不可能となったように。

デカルトの合理性を社会科学に求めることは間違いである。まして、史的唯物論にもとづく人間観を各人格に実現しようとする「人格心理学」は洗脳の科学であり、自由社会はこれに科学としての地位を与えないであろう。また社会をいかに認識するかは個々の人格の問題である。史的唯物論を唯一の正しい社会認識とする「科学的認識形成」はイデオロギーを科学とする独裁者の論理である。「好むと好まざるとにかかわらず、教育学は政治であると同時に心理学である。」(注1-17)というのはマルクス主義者にとっては真実であろうが、容認することはできない。

5) 彼岸で「人格」となる個人

マルクス主義者はマルクス主義は「人格(性)の理論」であり「人格(性)の全面發達の理論」であると主張する。(注1-18)

「マルクス主義にあつては、『私的所有』と『諸個人の全面的發展』が対置される概念になっています。私的所有ならびにその基礎にある労働の分割があるかぎり、諸個人の全面的發展がない。そして諸個人の全面的發展が達成されないかぎり、私的所有は止揚されない。マルクス主義は、私的所有の止揚をめざす階級斗争とプロレタリアートの権力支配の理論であり、また Kommunismus の理論であります。それと密接にむすびついて、人格の全面的發展の理論でもあるゆえんであります。」(注1-19)

この一文にマルクス主義人格論の性格がよく示されている。まず、「個人の」ではなく「諸個人の」全面的發展が問題の対象である。この諸個人は階級的個人や偶然的個人など同意で具体的には労働者をさす。私的所有(資本=資本家)の支配によって諸個人は疎外され一面的に發達せざるをえないという命題と対をなしている。この一文は全面發達論は社会主義革命と独裁支配の理論であることを表明している。

マルクス主義で使われる全面發達論とは日本語で、(マルクス主義日本語ではなく)素直に

いば完全な共産主義者づくり論である。全面的に発達した人間は共産主義社会の人間であるからである。事実、レーニンは「学校はプロレタリアート独裁の道具とならなければならない。すなわち、一般に共産主義の原則を伝達するものとならなければならない」（注1-20）とし、ロシア共産党の煽動宣伝機構に教師要員を緊密に結合し、伝達を保障することを実施させた。そしてこの過程は、「ソビエト的（すなわち、社会主義的）民主主義と、個々の人が独裁者的権力を行使することのあいだには、どのような原則的矛盾もけっしてない」（注1-21）という個人独裁をも内包している社会主義的民主主義の原則に従い進行した。歴史の事実は、ロシアの知識人・教師の血を吸いながら進行したのである。

第二に、この「諸個人」は階級斗争の素材であり、「歴史理論としての人格理論」の中では「ここで諸人格（Personen）が問題となるのは、ただ彼等が経済的諸範疇の人格化であり、一定の階級のおよび利害関係の負い手であるかぎりにおいてである。」（注1-22）個人や人格ということばから思い浮かぶ特定の人ではない。マルクスが創造した概念であり、外見は人間の形をしながらよく見ると消え去る亡霊である。だがマルクス主義の人格論の主役の一人である。

第三に、「諸個人」を「階級的個人」あるいは「偶然的個人」としてとらえる。資本主義社会の個人は「生殖における他人の生の生産」（注1-23）の結果、賃金奴隷として出生し、主体となるために斗い、「自由必然の国」（社会主義国）の住人を経て、その彼岸にやっとたどりつく「自由の王国」（共産主義国）ではじめて人格となるよう宿命づけられている個人である。労働者はマルクスの理論のなかでは人格どころか個人としてさえ認められていない。

マルクス主義の「集団主義」の基本原則もここにあることを忘れてはならない。マルクスには集団主義という用語はない。ソビエト権力の下での人民の組織化の過程で「発展」し、教育学の重要な概念に成長する。この概念はソビエト権力への人民支配統制と関連する。ピオネール、共産青年同盟、共産党の系譜に位置する子どもの権力への獲得手法である。戦後日本の教育のなかで、アメリカ教育社会学の小集団論や日本的集団主義と混在しているが、マルクス主義の集団主義は「民主的」教師運動と結びつき、今日においても生徒指導や生徒会指導のなかに「民主的人格形成」論などと融合して生き残っている。このことの詳論については別稿が必要であり、本稿ではこれ以上論ずることはできない。

マルクスの論理構造は人格否定論の上に成立している。マルクス主義者が現実の運動の必要ないし理論斗争上の必要から、マルクスの文献を出発点として人格論を展開しようとする試みは必ず失敗している。史的唯物論と人格理論は両立出来ない、というのが私の結論である。

とはいえ、「成人期に達した人格科学と合体する共産主義」（注1-24）、「発達理論としての人格理論」（注1-25）、「生活過程」・「生活」から出発する「人格理論」（注1-26）など多様な試みがある。長文の「検討」を読んだ後に得られるのは「個人は人格の具体的担い手であり、発達において、自分の生活の自立的主体として人格になりゆく。」「人格の尊重は、……その個人を自立的な生活主体として尊重することであり、またその個人のもつ自立性や自由を尊重することである。」（注1-26）などの結論である。教育基本法の「個人の尊厳」に興味を求めたことは、この研究者の唯一の成果かも知れない。彼に欠けているのは自由人・自由の概念である。人格＝自由人は現代社会で出生によってすでに人格であり「なりゆく」ものではない。「個人は人格の具体的担い手」ではない。

人格（・個人）が人格性（・個人性）を荷負うのである。一人の人間は人格としても、即ち社会人としても、個人としても、即ち私的領域（家族など）を含めた関係においても尊重される。その理由はただ一つ、ヒトだからである。それ以上の理由を必要としない絶対存在として尊厳の対象である。このことはカントを引き合いに出すまでもなく、現代人にとっての常識である。とはいえ、この常識を日常性において貫くことが難しいのも真実であるが。個人の尊重を人格性＝個（人）性と関連させて論ずることは悪しき能力主義である。

自由社会、資本主義社会が教育学的に偉大なのは、全ての人格＝個人を主体として完全にふるまうことを求め、その具体的内容である諸能力の身体への蓄積と有効な利用を激励するシステムだからである。諸能力の量は人格の規定とは全く関係がないことである。

とはいえ、ルシアン・セープの影響は小さいとはいえないが、本論の課題とはせず、始祖K・マルクスその人の「人格心理学」に「接合」する史的唯物および基礎をなす経済理論の人格概念を検討することとする。

2. K・マルクスの「社会」とプロレタリアの宿命

1) 主体と客体の倒錯・人間の動物化

K・マルクスは『経済学批判』の序言に、「私の研究にとって導きの糸として役だった一般的結論」を、次のように「定式化」したのは衆知の事実である。この部分は史的唯物論の定式化として有名である。

「人間は、彼らの生活の社会的生産において、一定の、必然的な、彼らの意志から独立した諸関係に、すなわち、彼らの物質的生産諸力の一定の発展段階に対応する生産諸関係にはいる。これらの生産諸関係の総体は、社会の経済的構造を形成する。……物質的生活の生産様式が、社会的、政治的および精神的生活過程一般を制約する。人間の意識が彼らの存在を規定するのではなく、彼らの社会的存在が彼らの意識を規定するのである。……既存の生産諸関係と……所有諸関係と矛盾するようになる。……桎梏に一変する。そのときに社会革命の時期が始まる。」（注2-1）

また、『ドイツ・イデオロギー』の以下の部分も、しばしば引用され、マルクス主義の人間観の根拠として使われている。

「生活の生産は、労働における自己の生産も生殖における他人の生活の生産も、そのまま二重の関係として——一方で自然的な、他方では社会的な関係として——あらわれる。ここに社会的というのは、……いくたりかの個人の協働という意味である」（注2-2）

以下、人間の「生活の社会的生産の意味」から検討をはじめることとする。

マルクスの「生活の生産」は「労働における自己の生産」と「生殖における他人の生活の生産」の二つがあり、「自然的な関係」と「社会的な関係」の二重の関係としてあらわれる。人間の生殖、「すなわち繁殖」も「労働における自己の生産」も自然的であり、かつ社会的〔協労〕である二重の関係なのである。そして、この「協労」はどんな条件、様式、目的であっても社会的なのであるという。

マルクスによれば、人間は自分の意志にかかわらず、所与の経済構造（生産諸関係の総体）に組み込まれ、社会的存在によって意識は規定される。また、社会革命の時期も生産諸力の発展形態に規定される、という。

ここには人間は存在しない。人間はまさに自然物として、生産諸関係の形成物にとどまらねばならない。生産諸関係の総体なるものが主体を構成し、個人は客体として扱われる。

ところで、この主体と客体の転倒の論理では、生殖も男女の協働だから生産とされる。人間が人間を生むことを、特殊な場合を除いて生産とはいわない。特殊の場合とは奴隷の繁殖である。家畜に子を生ませることは馬にとっては馬の母子関係であるが、馬の所有者にとっては子馬の生産である。同様に奴隷の出産は奴隷主にとっての生産ではあるが、協働した男女にとっては例え奴隷であっても生産ではないし、子どもも生産物ではない。マルクスにとって、夫婦間の性関係も「社会的関係」なのである。

マルクスの論理の基底にある考え方は、チャウシェスクのルーマニアやソ連など社会主義国での家族の崩壊をもたらしている。子どもに親の密告を奨励し、家族を解体し親子にさえ不信感を広めた社会主義の原点はマルクスにある。

「われわれが歴史を遠くさかのぼればのぼるほど個人——したがってまた生産する個人は、ますます非自立的なものとして、いっそう大きな一つの全体に属するものとしてあらわれる。すなわち、最初は、なおまったく自然な仕方、家族に、そして種族にまで拡大された家族に属するものとして、のちには種族の対立と融合とから生じるさまざまな形態の共同体に属するものとして現われる。18世紀に『市民社会』ではじめて、種々の形態の社会的連繋は、個人の私的目的のためのたんなる手段として、外的必然として、個々人に対立するようになる。だが、このような立場、個別化された個々人の立場を生み出す時代こそ、まさにそれまでのうちでもつとも発展した社会的な（この立場からみて一般的な）諸関係の時代なのである。……社会のなかでだけ自己を個別化することのできるどうぶつである。」（注2-3）

このような認識は現在の人類学の常識とは大きな隔りがある。個人は「一つの大きな全体に属する」「非自立的なもの」とされ、家族は「種属にまで拡大された家族」さらに、より大きな「共同体に属する」とされる。そして、「市民社会」——基本的に今日の社会、自由社会——で、はじめて「個別化された個々人」「社会のなかでだけ自己を個別化」できるとする。市民社会では家族は消滅し、個人（ただし、マルクスによれば人格なき個人なのだが）が直接社会のなかで個別化される。だが、人間は太古から家族を形成し家族を単位に社会的諸関係を結んできたのである。

2) 家族と生産

発達した市民社会の今日においてさえ、先の考え方は成立しない。個人は太古から「生産する個人」としてではなく個別的に消費する家族の一員としての個人である。というのは採集狩猟民の家族は成人の男・女と2・3人の子どもで構成されていたから、当然、個別的でしかありようがない。

「家族は、経済活動の基本単位である。バンド [地域バンド25人] は、採集狩猟経済の

基本的単位であり、部族〔言語部族・250人〕は、バンドが機能できる最小の生殖集団である」(注2-4)

マルクスは古代人の生活を動物の群と同一とみなしている。「生産する個人」は「非自立的」ではなく、より自立的になり、ますます個別化される。(注2-5)しかし、これは「生産」によってではなく消費によってである。

「肉は、彼らの生活様式を決定している社会的相互関係の中心点でもある。……しかし、それは、肉を二五片〔バンド員が25人として〕に分け、二五人の各々に分配するのではない。そうではなく、獲物を殺した人が大部分を近親者やある種の特別な義務を果さねばならないような人々に与えるのだ。初めの分け前に預った人々は、今度はその近親者や義務を負っている人々に一部を与える。こうして分配は続いていく。つまり肉は、親族と義務の線に沿って、次から次へと分与されていくのである。」(注2-6)

このようにヒトの生活様式は、家族が個別化の単位であったことを示している。市民社会の前夜の隷農にしても同様である。領主への義務を負い、領主に対しては従属的であるが、隷農間の関係は家族を単位とする家族間関係として社会を形成する。共同体は大小様々であり、近代国家とは別物であるが、まぎれもなくある意味で原初的社會である。古英語のECONOMYは家政の意味を持っていた。

家は経済単位であり、家を代表する個人が他の家を代表する個人と関係を結ぶ。家を代表する個人は、家産に裏付けられ、取引の主体として相互に関係しあい、社会のなかで人格となる。それは一夜の出来事ではなく、きわめて長期にわたる歴史のなかで形づくられた習慣であり、伝統でもある。はじめに立派に着飾った家族のメンバーは家を代表する男であった。妻は公共の場に出るまでは素足で簡素な服装をしていた。家産のない者は公職に付けなかったし、彼らの選挙権に制限を設けるべきものと考えられていたのも妥当性があった。

「労働における自己の生産」も二重の関係——自然的かつ社会的(協労)——としてあらわれるとするマルクスの考え方は誤りである。マルクスの有名な一句をみてみよう。

「労働は、まず第一に人間と自然とのあいだの一過程である。この過程で人間は自分と自然との物質代謝を自分自身の行為によって媒介し、規制し、制御するのである。人間は、自然素材にたいして彼自身一つの自然力として相対する。……人間はこのことによって同時に自分自身の自然〔天性〕を変化させる。」(注2-7)

労働が人間を創ったというマルクスの主張はマルクス主義の真髓である。上記の意味での「物質代謝」は、多くの動物たちと自然の間でおこなわれおり、人間に特有のことではない。自然的と社会的の二重化論の誤りである。人間がヒトであった時代は人類学の問題である。

「採集と狩猟の新経済体系を探りはじめて以来、……みごとに発達した互惠的利他主義は種の繁栄をもたらす強力な力となる。技術が共有されている社会集団は、個人主義者の寄せ集めをはるかに上回る成果をあげる。……人類の祖先が食料と技術を、義務のネットワークを通じて分配することを学んだ……。」「伝達方法……人間の特技の一つ、言語である。」(注2-8)

マルクスの言う「労働」は動物一般(ヒトを含む)の行動である。自然的関係は自然的関係であり、労働対象や労働手段・道具を媒介させても何も変えることはできない。サルやヒグマの採食行動も労働といわざるを得なくなる。ヒトが人間たり得たのは互惠的利他主義にもとづ

く分配が生み出す社会生活である。

3) 生産消費と家族

「労働にもとづく自己の生産」という考えは別の誤りを含んでいる。

マルクスは、「個人」＝「生産する個人」は「一つの全体」「家族」「種族にまで拡大した家族」「さまざまな形態の共同体」に属するものとして現われ、「発展した社会的な……諸関係の時代」は18世紀の市民社会だとしている。とすれば、マルクスの「生産」とは何を意味するのであろうか。

個人は家族に属し、家族を単位として、種属（バンド）、部族等々を結合させて来た。

ヒトの一個体が「生産」するのなら、動物の利己的個体本能による捕食行動も生産でなければならぬ。生産が意味ある言葉になるためには、少なくとも人間社会に固有化されなければならないのである。先に示した、肉の分配は生産の概念を物語っている。生産は有用物を捕獲しその一部又は全部を他の家族に対して商品として、交換のために供給することである。生産の意義は商品の所有者として相互に向き合い、交換によって利益を得られることにある。生産は必ずしも他人への供給を目的化しておこなわれる必要はない。商品の始まりは家族の残余で充分である。家族内で消費される有用物は生産物ではなく、消費物資である。

生産について言えることは労働についても同様である。マルクスは「自然的関係」で人間をヒトと同じ地位に置き、即ち動物一般の行動と人間の労働を同じものとする誤りを犯したが、「社会的関係」では有用物を創る活動をすべて労働と考える誤りを犯している。

マルクスには生産と消費の区別がない。この区別は家族と社会との間に設けられている。家族構成員は協力して、家族のためにさまざまな物質的有用物をつくり、保育や家事などのサービスをおこなっている。これらは社会的生産物でも社会的労働でもない。家族のなかで消費され社会には現れない消費活動である。家事を家事労働と表現すれば社会科学になるわけではない。こう表現する人々は夫婦の性関係を性交労働と表現しなければならなくなる。家事を動的に表現する場合は家事活動が適当であろう。

資本主義の下での生産が仮に資本の利潤を求める行動だとしても、この行動は市場で消化され、消費されねばならない。生産の多様性、物質的・非物質的有用物の多様性は家族の消費の多様性に対応する。生産者は生産者であると同時に消費者であり、大量の一商品と少量の多種類商品を交換する。消費＝生産は独立した家族の両側面であり、各々の家族の共通の広場が社会である。市場は社会諸関係の重要な一関係である。

個人が家族に加わるのは意志から独立した必然的なあるいは偶然的なことからである。だが、個人・家族が社会的諸関係にどうかかわるかについては自由である。個人の機会に対する選択の問題である。唯物史観では「彼が主観的にはどんなに諸関係を超越しようとも、社会的には個人はやはり諸関係の所産」（注2-9）なのである。自由社会では、客観的に諸関係を超越している個人、自分の意志で諸関係を変更する個人はあまりにも多くニュース価値すら有しない。個人は階級的諸個人として固定化されてはいないのである。

マルクスの史的唯物論なるものは根本的に間違った論理から出発した大系である。マルクス主義は社会に関する一貫した大系（正誤に関わらず）だから社会科学なのであり、正しいが由

に科学なのではない。

人間は社会的生産においては、自由な意志で生産諸関係に入る。必然的なのはどの家族に生まれるかであり、生存を含んだ生活の条件を左右する。「社会的存在」が「意識」を規定するのではなく、意識が、即ち人間の精神的生活が、自己の生活を改善したいという人間的本性が物質的生活を向上させ、これに適合する社会・経済システムを発展させる。

マルクスの論理倒錯が「生産諸関係」や「所有諸関係」の把握をあやまらせ、「社会革命」に解決策を求める大系を創りだした。この大系のもたらした悲劇が二十世紀の社会主義である。

4) マルクス「理論」の民主化

成熟したマルクスも『資本論』の「序言」に次のように書き、『経済学批判』の見解をそのまま引継いでいることをしめしている。

「ここで人 [Personen] が問題にされるのは、ただ、人 [彼ら] が経済的諸範疇の人格化であり、一定の階級関係や利害関係の担い手であるかぎりでのことである。経済的社会構成の発展を一つの自然史的過程と考える私の立場は、……個人を諸関係に責任あるものとするとはできない。というのは、彼が主観的にどんなに諸関係を超越しようとも、社会的には個人はやはり諸関係の所産なのだからである。」(注2-10)

ここに明らかなように、マルクスは「経済的社会構成の発展」を「自然史的過程」と捉え、「個人」は「諸関係に責任」のないもの、「諸関係の所産」と考え、「経済的諸範疇の人格化」「階級関係や利害関係の担い手」としてのみ存在するのである。階級という概念は常に対立と斗争を伴う概念である。事実、マルクスは自らの業績を階級斗争の発見にではなく、このなかでのプロレタリアートの役割の発見だと述べている。共産主義社会に必然的に至る自然史的過程におけるプロレタリアートの役割である。この定式は、労働者はプロレタリアート独裁を実現(革命)し、社会主義の建設を実行する諸個人(個人ではなく)として主体となることを必然の発展とする前提を成立させる。

日本のマルクス主義者、特に教育学者はこの点をあいまいにし、「民主的人格」とか「統治主体」など民主国家の目的国民を養成することをマルクス主義教育の目的であるかのような「理論」を創り出す。もっとも、これは当面のことであり、多数派になるための手段と位置づけているのであるが。マルクス流に言えば、本人の主観的意図はともかく客観的には政治戦略の一構成要素である。

「以上の主体 [労働主体、市民的主体、生活主体、運動主体、階級主体] は最終的には大きな統一的政治勢力として統合される。そしてこの政治勢力は既成体制を支える権力に挑戦し、これを破碎し、これに代って新しい社会を構成する統一的主体にまで成長する。」(注2-11)

先進資本主義国の多様性に対応して、「労働主体-階級主体論」の単純性を克服しようとして「諸主体の重層的構成」として捉える場合でも「変革主体」論は本質を変更していない。この主体論は、主体としての個人=人格を否定し、成りつつある主体、即ち非主体として労働者は位置づけられ、プロレタリアートの歴史的使命をはたす構成物としての「能力の自覚」を求められる。

「全面的に発達せる個人」という場合も上記の意味と同一である。

「マルクス主義による科学的な人格理論確立の努力……スターリン批判を機とする社会主義的民主主義の発展……によって動機をあたえられ、また共産主義建設の実践的要求に理論的に答えることを目的としている」(注2-12)

「科学としての人格理論は、階級社会のもとで『人格化された経済的カテゴリー』として疎外されている『人格』を真の人格へ解放するとともに、個性の平均化ではなくて多様化、すなわち自由な発展を要求するという実践的性格をもたなければならず、またそのための具体的過程をあきらかにしなければならない。」(注2-13)

マルクス主義者の「全面発達」論の本質は明確である。社会主義的民主主義などは存在しない。独裁主義の別の表現以外の何物でもない。自由人を個体化された経済的カテゴリーとして、疎外されている個人として捉え、これを「真の人格へ解放」するとは、再奴隷化にほかならない。個性の平均化はマルクスのテーゼであり、「多様化」や「自由な発展」はマルクスに依拠した理論からは構成されようがない。スターリンに全責任を押しつけ(最近ではスターリン＝ブレジネフ体制として、罪人を一名追加しているが)、ソ連社会の基礎を創ったレーニンを免罪にしている。しかし、スターリンの悪業の大半はレーニンの創造物を完成させたにすぎないのである。

5) レーニンの「必然性の国」

レーニンが1920年に規定した独裁＝社会主義的民主主義の科学的な概念とは、次のようなものである。

「独裁という科学的な概念は、なにもものにも制限されない、どんな法律によっても、絶対にどんな規則によっても束縛されない、直接暴力に依拠する権力以外のなにもものも意味しない。『独裁』という概念は、これ以外のなにもものも意味しない。」「独裁を実現するのは全人民ではなくて、革命的な人民だけなのである。」「『革命的な人民独裁』という科学的な概念と、さらに『軍事＝警察的独裁』という概念のあらゆる要素をふくんでいる。」(注2-14)

法律や規則に絶対に束縛されない、直接暴力に依拠する権力であり、軍事＝警察的独裁のあらゆる要素を含むのである。無制限のテロルによる支配以外の何物でもない。この権力は全人民の独裁ではなく、革命的な人民の独裁なのである。共産党の独裁、その首領の個人独裁は彼らの科学的認識なのである。レーニンは実際、残酷であった。「この飢饉は人肉を食べるところまで、親がわが子を食べるところまでいった怖ろしいもので、このような飢饉は一七世紀初期の(動乱時代)にもロシア人の知らなかったものであった」(注2-15) 1922年に、レーニンは次のように指令している。

「まさに今、飢えた地方では人を喰い、道路に数千でなければ数百もの屍体があるところにいるこの時こそ、教会財産をいかなる抵抗にもひるむことなく、力づくで、容赦なく没収できる(それ故、しなければならない)のです。」(注2-16)「これを口実に銃殺できる反動聖職者と反動ブルジョアは多ければ多いほどよい。今こそ、やつらに、以後数十年にわたっていかなる抵抗も、それを思うことさえ不可能であると教えてやらねば

ならない。」(注2-17)

事実、これは忠実に遂行され多くの、教会・修道院は強制収容所として使用された。レーニンの肯定者たちは、このようなレーニンを知りながら『革命は一際を許す』のである。20世紀後半、社会主義の名のもとで世界各地で繰り広げられた多様な殺人はレーニンとソ連邦さらに、共産中国の関り抜きには語れないのである。

6) マルクス・彼岸にある「自由の王国」

レーニンの独裁論はマルクスの思想に基づいており、レーニンは忠実な実行者であった。

「プロレタリアートは、ますます革命的社会主義のまわりに……共産主義の周囲に結集しつつある。この社会主義は、革命の永続宣言であり、階級差異一般の廃止に、階級差異の基礎であるいつさいの生産関係の廃止に、これらの生産関係に照応するいつさいの社会関係の廃止に、そしてこれらの社会関係から生じるいつさいの観念の変革に到達するための必然的な過渡点としてのプロレタリアートの階級的独裁である。」(注2-18)

「資本主義社会と共産主義とのあいだには、前者から後者への革命的転化の時期がある。この時期に照応してまた政治上の過渡期がある。この時期の国家は、プロレタリアートの革命的独裁以外のなにものでもありえない。」(注2-19)

マルクスはプロレタリアート独裁のもとで労働者が自由になれるとは考えてもいなかったし、事実、社会主義諸国の実験がこのことを実証した。プロレタリアートは共産主義を実現するために運命づけられた苦民ないし選民なのである。

「じっさい、自由の国は、窮乏や外的な合目的性に迫られて労働するということがなくなつたときに、はじめて始まるのである。つまり、それは、当然のこととして、本来の物質的生産の領域のかなたにあるのである。……社会化された人間、結合された生産者たちが、盲目的な力によって支配されるように自分たちと自然との物質代謝によって支配されることをやめて、この物質代謝を合理的に規制し自分たちの共同統制のもとに置くこと……。しかし、これはやはりまだ必然性の国である。この国のかなたで、自己目的として認められる人間の力の発展が、真の自由の国が、始まるのであるが、しかし、それはただかの必然性の国をその基礎としてその上へのみ花を開くことができるのである。労働日の短縮こそは根本条件である。」(注2-20)

この発想は、「物象的依存性のうえにきずかれた人格的独立性は第二の大きな形態であり、……諸個人の普遍的な発展のうえにきずかれた……自由な個性は、第三の段階である。第二段階は第三段階の諸条件をつくりだす。」(注2-21) 度々引用される人格発展の三段階説の具体化である。労働者は「自由の国」の住民となるためには「必然性の国」を経なければならない。その「必然性の国」とは人間と自然との「物質代謝を合理的に規制し自分たちの共同統制のもとに置く」国である。そして、この「必然性の国」の「かなた」で、始めて「人間の力の発展」が「自己目的」となるのである。注意しなければならないのは「共同統制」は全人民が行うのではなく、革命的人民が行うのであり、革命的人民を除く大多数の人民は支配されるのである。非革命的労働者に強いられるのは蟻の労働である。

「共同の生産手段で労働し自分たちのたくさんの個人的労働力を自分で意識して一つの

社会的労働力として支出する自由な人々の結合体を考えてみよう。ここでは、ロビンソンの労働のすべての規定が再現するのであるが、ただし、個人的にではなく社会的に、である。」(注2-22)

「必然性の国」は「物質的生活の生産様式が、社会的、政治的および精神的生活過程一般を制約する。」(注2-23)という定式の具体化である。マルクスが言う「自由な人々の結合体」とは「個人的労働力」を「一つの社会的労働力」とすること、しかも「自分で意識して」である。オストロフスキーの『鋼鉄はいかにきたえられたか』のゴルチャーギンはこの形象である。「ゴルチャーギンは……無ではなかった筈である」(注2-24)という人はスターリン文学の奴隷である。「ロビンソンの労働」が「社会的に」再現する社会、「一つの社会的労働力として支出」される社会は、唯一の独裁者の全能以外には実現できないの明らかであり、歴史的事実である。

「ソヴェト的(すなわち、社会主義的)民主主義と、個々の人が独裁者の権力を行使することのあいだには、どのような原則的矛盾もけっしてないのである。……プロレタリア独裁を——個人を通じても——実現する」「一人の意志に服従させる」「社会主義のために、労働過程の指導者の単一の意志に大衆が異議なく服従することを要求しているのである。」(注2-25)

マルクスが発明し、レーニンが実験した「必然性の国」が、どのような意味でも「自由な人々の結合体」などと言えるものではなかった。

7) F・A・ハイエクの視点

ハイエクは共産主義とその背後にあるデカルト的合理主義を次のように批判している。

「集産主義の諸理論は、社会全体を一つのものとして、それを構成する諸個人とは独立に存在する特殊なものとして、直接に認識しようと称する。」(注2-26) (デカルト的合理主義は)「歴史的発展の必然的法則に対する確信や、この確信から導き出された近代的宿命論に対して大いに責任がある」「諸々の設計理論は、社会的過程はそれが個人の人間理性の統制に服従させられる時にのみ人間の諸目的に役立つようにされうという諸論を必然的に導き、したがってそれは社会主義に直続する」(注2-27)「一人の人間の知識と関心には本来的な限界がある」(注2-28)

これらのハイエクの指摘は、マルクス主義に対する適確な批判である。計画し指令し統制し強制し罰する全能者を必要とするシステムが共産主義をめざす社会主義国家であった。

ハイエクは真の個人主義を対置する。

「人間はもし自由の状態におかれるならば、個人の人間理性が設計しうるもの、もしくは予想しうるものを越えることをしばしば成し遂げるということを信じる」(注2-29)

「真の個人主義の根本的な態度は、個人によって設計されたものではなく、また理解されたものではないにもかかわらず、個人の知性を事実はるかに越えるような偉大なことを人類が達成してきたその過程に対する謙遜な態度である」「個人主義が我々に教えるのは、社会は自由である限りにおいてのみ、個人より偉大であるということである。もし社会が統制され、指令されているならば、その社会はこれを統制し、指令する個人の

知性の力の範囲内に限定される」(注2-30)

これらの見解の正当性については歴史の事実によって検証されたと見てよいであろう。マルクス主義者に今、求められているのは、知的社会における存在証明であるが、これを問わないとしても、社会科学は「自然の世界を見る仕方とは異なる仕方で見ざるをえない世界を扱っている」(注2-31)ことを認識し、「すべての事物はそれらの持つ『現実の』特性によって定義されるのではなく、人々がそれらについて持つ見解によって定義される……社会科学においては、事物は人々がそれがそうだと思うものなのである。誰れかがそうだと思うならば、そしてそう思うからこそ、貨幣は貨幣、言葉は言葉、化粧品は化粧品なのだ。」(注2-32)ということ、即ち、他人もまた自分がそうだと信じていると同程度には知的存在なのだということを認める謙虚さである。

マルクスの経済学は個人を、「経済的諸範疇の人格化」「階級関係や利害関係の担い手」とすることによって、はじめて成立しうるのである。個人は諸関係に責任のない客体的存在である。マルクス主義者が、マルクスの理論を現実と適合されるための努力が、言い替えるなら「科学的社会主義」とするための努力が常に裏切られるのはこのためである。資本論の資本家や労働者は現実の資本家や労働者ではなく、マルクスの創作した「経済学」というドラマの配役である。ドラマのなかの役とこれを演ずる役者自身とはまったく別物である。極悪非道の役を名演したからといって、俳優が極悪非道なわけではない。個人を研究の対象として抽象化することを否定するものではない。しかし、マルクスの資本家、労働者(あるいは賃金労働者)はマルクスの創造した資本、労働概念の身体、いわば精巧な人形である。いかによく出来た人形といえども生きた人間ではない。人形を人間だという限りでは罪は重くないのだが、人形の霊(=概念)が人間を支配すると地上は惨劇の場となってしまふ。

3 「労働力」商品論と剰余価値説の世界

1) 「労働力」と自由人の売買

ここで、マルクス理論の内部に踏み入って、マルクスの理論が成立していないことを論じることとする。

マルクスは「自己増殖する価値」として「資本」を、「価値創造であるような一商品」として「労働能力」をあげ、「商品流通は資本の出発点」だとし、資本による労働力の購買が資本家的生産の前提条件であると論じている。

「商品流通は資本の出発点である。商品生産と、発達した商品流通すなわち商業とは、資本が成立するための歴史的な前提をなしている。世界貿易と世界市場とは、十六世紀に資本の近代的生活史を開くのである。」(注3-1)

マルクスは資本の出発点である流過程の完全な形態は $G-W-G+\Delta G$ (その簡潔体 $G-G'$)、であるとし、増加分 ΔG を剰余価値(Mehrwert)と名付けた。「商品の流過程は等価物どうしの交換を条件とする。」(注3-2)とするから「流通または商品交換は価値を創造しない」。(注3-3)、そこで、マルクスは $G-W$ で「価値創造であるような一商品を……市

場で、見つけ出さねばならない」と言い、「労働能力または労働力」(注3-5)を発見する。もちろん発見するのは「人格化された意志と意識を与えられた資本」(注3-6)としての「資本家」である。だが、この「資本家」は資本(客体)の人形であり、資本自体が致富欲に駆れて「自分を価値増殖」(注3-7)する主体として捉らえられている。

マルクスは労働力が商品として市場で売買されるためには、二重の意味での自由、即ち「自由な人として自分の労働力を自分の商品として処分できる」こと、および「労働力のほかには商品として売るものをもっていなくて……すべての物から自由である」ことの二つの条件をあげている。マルクスの労働力の規定は次の一文とされている。

「われわれが労働力 [Arbeitskraft] または労働能力 [Arbeitsvermögen] というのは人間の肉体すなわち生きている人格 [Persönlichkeit] のうちに存在していて、彼がなんらかの種類の使用価値を生産するときとそのつど運動させるところの、肉体的および精神的諸能力 [Fähigkeiten] の総体のことである」(注3-8)

さて以上の確認の上で次の文章を読むと、論理矛盾に突きあたる。

「労働力の所有者がつねにただ一定の時間を限ってのみ労働力を売る……一度に売ってしまうならば、彼は自分自身を売ることになり、彼は自由人から奴隷に、商品所持者から商品になってしまうからである。」「一時的に、一定の期間を限って、彼の労働力を買ひ手に用立て、その消費にまかせるだけで、……労働力を手放してもそれにたいする自分の所有権は放棄しないかぎりのことである。」(注3-9)

労働力は人間の肉体のうちに存在する諸能力の総体であるから、肉体なくして労働力は存在しようがない。労働力だけを売ることはそもそも不可能である。マルクスは労働力を一度に売るとは自分自身を売ることになり、自由人から奴隷、即ち商品になることだとしている。これは正しい。では一定の時間に限って売るならその一定の時間は奴隷=商品である。賃労働者は自由人と奴隷の間を常に往復することになる。商品が商品を買ひ戻すという理論である。労働力を手放すことは所有権を放棄することである。もし、労働力を用立て、その「消費」にまかせることが貸すことならば、マルクスには売ることと貸すことの区別がないといわざるをえない。もっとも売買の概念が社会通念として定着するには長い時間が必要であった。「永代売買」という用語が使われたことや「ベニスの商人」のシャイロックが敵役とされたのは、この過程が長期間を要して、契約概念を生み人間感性の中に定着したことを物語っている。

マルクスは注記でヘーゲルの『法哲学』から「……私は……時間的に限定された使用をある他人に譲渡することができる。……私の労働によって具体的な全時間と私の生産物の全体とを譲渡することによって……私の人格 [Persönlichkeit] を他人の所有とする……」(注3-9 a) を引用し、自説を補強しているが、ヘーゲルは一定時間の使用の譲渡であり、その時間の労働時間と労働の全生産物の譲渡と述べており、マルクスの説とは全く異なる概念を示している。ヘーゲルが述べているのは労働力ではなく使用の譲渡であり、時間と生産物の譲渡である。

労働者は労働能力を売ることはない。労働能力を売ることは肉体を売る以外に売りようがないから、労働能力は売りたいくても売りようがないのである。

労働者は自由人であり、自由人だから生産者たりうる。労働者は生産者として彼の生産物を資本家に売っている。生産物は眼に見える一つの物であることは、今日では、むしろ例外的である。労働者は彼の生産物(彼の労働の成果、固形物とはかぎらない)を賃金の対価として雇

用主に引渡すのである。賃金は生産物の社会的評価、現実的には雇用主の予想評価と売手の受容によって決まる。

労働市場は労働力市場ではない。

労働者が市場に参加できるのは自分を売るからではなく、自分の生産物を創れる生産者＝自由だからに他ならない。労働力の所有者としてなら、市場への参加は人生に一度だけであり、二度目からは売られるために競合の上に物件として立たされるためである。

さて、もう一つの意味での自由、「労働力のほかには……売るものをもっていない」について簡単にふれておこう。

労働力を売るほかに生きられない人々という考えは根本的なあやまりであることはすでに述べた。しかし、労働を主要な資産として生きている人々とするなら、現代人の大多数について妥当すると、とりあえず肯定することができる。

だがこれを自由だというのなら、この自由の概念には同意できない。貧しい状態にある人々は豊かな状態にある人々に比べ、一身の自由を保持するために何倍もの自覚的努力が必要であり、しばしば自由を失いがちである。貧しい人々にとって、小さな失敗や負債も致命的な事態を引起ししかねない。(注3-10) また、ちょっとした金品や地位への誘惑に対して、自分を維持することも容易ではない。歴史的に選挙権や公職への就任が家産あるいは収入と関連づけられたのは賢明な慣習であった。

マルクスは「資本主義的生産は商品生産者たちの手のなかにかなり大量の資本と労働力とがあることを前提とする。」といい、この「出発点」を「本源的蓄積」と名づけ、「原罪が神学で演ずる役割」(注3-11)に例えた。これはマルクス自身の資本－労働観(資本主義は出発点から暴力的で罪深いものとして描かれる)の見事な表現であるといえよう。

本源的蓄積は14・15世紀からはじまり、「実際には本源的蓄積の諸方法は、……牧歌的ではない」(注3-12)「人間の大量が突然暴力的にその生活維持手段から引き離されて無保護なプロレタリアとして労働市場に投げ出される瞬間である。」(注3-13)「本源的蓄積」は「資本関係を創造する過程は、労働者を自分の労働条件の所有から分離する過程……生産者と生産手段との歴史的分離過程」と規定される。そして一度び成立したごの生産様式のもとで、「貧困、抑圧、隷属、墮落、搾取はますます増大」してゆき、「生産手段の集中も労働の社会化も、それがその資本主義的な外皮とは調和できなくなる一点に到達する。そこで外皮は爆破される。資本主義的私有の最後を告げる鐘が鳴る。収奪者が収奪される。」(注3-14)ときまで続く。即ち、社会主義も必然的な自然史的過程の結果なのである。

マルクスは資本主義をその出生から死までを悪と考える理論大系の創案者である。

2) 貧困がマルクスの経済学で演ずる役割

マルクスは資本主義が未発達のために解決できなかった問題を資本主義がもたらした問題と捉え、これを論証しようとした。マルクスは資本が製造業を手中に収め急速に発展していたヴィクトリア朝のイギリスの首都ロンドンで、「資本」を研究した。この時代、「シティー」の城壁は遠い昔に取り壊され、マンチェスターやバーミンガムなど新しい工業都市が田舎に突然姿を現わし、わずかの期間に大都市に成長し続けていた。労働者は「白パンと一杯の紅茶」の夢を

着実に実現していく時代であった。都市の労働者の生活はマルクスの書いたように厳しいものではあったが。

「以前は、労働者は彼自身の労働力を売ったのであり、これを形式的には自由な人として処分することができた。彼は今では妻子を売る。彼は奴隷商人になる。子供の労働にたいする需要は……アメリカの……黒人奴隷にたいする需要に似ている」(注3-15)

「この高い死亡率の原因は、特に母親の家庭外就業、それに起因する子供の放任と虐待、ことに不適當な食物、食物の不足、阿片剤を飲ませる……わざと食物をあてがわなかったり有毒物を与えたりする」「1861年の調査……北海沿岸のいくつかの純農耕地区では一歳未満の子供の死亡率が、最も悪評の高い工場地区のそれにほとんど匹敵する」「ここでは……隠蔽された幼児殺しや子供に阿片を与えることはいっそう大きく再生産される」(注3-16)

かつて、エンゲルスは、1845年に「イギリスにおける労働者階級の歴史は、前世紀の後半、すなわち蒸気機関……機械の発明とともに始まる」「機械が採用されるまえは……都市近郊の田舎に住み、その賃金でりっぱに生計をたてることができた」「まったく快適な生活を楽しみながら、のんびり適らし……彼らは過度に働く必要はなかった。」(注3-17)と、産業革命以前の労働者の生活を牧歌的に把握し、これと対比的に産業革命後の都市労働者の生活の劣悪さを告発しているが、これらは当時の社会主義から博愛主義者まで含めた時代の風潮であった。

新興の中産階級(ブルジョアジー・主に資本家)は貴族や大商人の生活規範や物質生活など生活スタイルを競って取り入れ、やがて労働者(worker)たちにも部分的に実現しだしたとき、大量に発生した賃労働者(proletarier)は取り残されていた。プロレタリアの生活は都市の光の中で貧しく、みじめであることを顕在化させた。マルクスが「自分自身の皮のほかにはなにも売れるものはない」(注3-18)と書くとき、チャールズ・キングズリーの1859年のパンフレットが「『搾取労働による』衣類を人間の皮膚で作られた衣服にたとえている」(注3-19)ことを思い出させるし、エンゲルスの「イギリスにおける労働者階級の状態」は1840年に出版されたフロラ・トリスタンの『ロンドン散策』を思わせる。トリスタンは「貴族階級」の「圧制」(注3-20)を原因とするが、貴族階級は資本の所有者にちがいはなく、貴族制を倒したフランスの社会主義者としては当然の分析であろう。

歴史学者は、19世紀中葉の改革者たちが彼らの生活していた時代の中で見たものを、歴史として分析し、彼らとは異なる見解を採る人々が今日の多数派を形成している。マルクスの記述は、時間と空間を断絶したところでのプロレタリアの悲惨な生活である。

ヴィクトリア朝に対する次の評論を今日否定する人はいないだろう。

「国民は二世代もたつうちに、国の生活の全体的な基盤を、農業から工業へ、また田舎から都市へと変更するために悪戦苦闘する必要がもうなくなっていた。ヴィクトリア朝のイギリス人は、大変な努力をして、ふくれ上がる人口に生産を追いつかせたのであった。つまり、以前の時代なら到底できる筈のない偉業をなしとげたのである。そして世界に向かって一つの手本を示した。」(注3-21)

「新しい産業社会が作り出す問題の深刻さに驚いて、調査に乗りだし、検討を重ねて、それまでに誰も夢にも思わなかった新しい国家制度や国民生活を改革することになった。」(注3-22)

ここで生みだされた諸制度は全世界へ拡張され、世界の現代文明の礎となったことは明らかである。1851年から1871年までの20年間に国民の平均年齢は20歳以下から26.4歳まで上昇している。生命の延長は生活上の最大の指標である。第二次大戦後の日本の平均寿命の延長は人類史上初の快挙といえる数字であり、日本人の生活改善のなによりの証明である。

マルクスは先の引用で1歳未満の死亡率の高さを、労働力の価値分割の結果、母親の家庭外就業の結果と説明している。農村での死亡率が都市部の最も高い死亡率に相当していることを「土地耕作の革命にともなう工業制度が採り入れられた」ためと理由づけている。マルクスは全く間違っている。資本主義の発展による死亡率の激減を、逆に資本主義の結果上昇したと捉えている。産業革命前のヨーロッパの農村のゼロ歳児の死亡率は20%を下らず、10歳まで生存する子どもの割合はほぼ50%であった。もちろん、人口調節の様々な要因、作況や流行病、産児制限、子殺し（間引き）等々により変動したのだが。（注3-23）

農村から都市への人口流入は、生きるための移動、餓死から逃れるための移動であった。新興工業都市は希望の地、少なくとも生きる可能性を見出せるかも知れない地であった。しかし、1840年フロラ・トリスタンは「苦しい生活状態」の労働者の「家族構成の平均は夫婦と子供が四人」（注3-24）と書いている。子供が四人とは実に驚嘆で信じがたい数字である。中世の子ども数は2名前後であった（注3-25）、おそらく、人口増加率と寿命の延長状態から見て、これよりは少ないであろうが、3歳児以上の生存率の向上抜きには考えられない数字である。資本が製造業に心地良い場所を発見した結果起りえたことで、その逆ではない。マルクスは中世の秘事（人為的人工調節）を母親の就業のせいにしてている。

フィリップ・アリエスは次のように書いている。

「19世紀においてもなお、人口の大部分を占める最も人数の多い層は、中世的家族のような暮らしをしていたのであり、子供たちは親元に留まることはなかった。家とか『自宅』家庭といった意識は、こうした人々には存在しなかった」（注3-26）

マルクスが、進歩を退歩と捉えたのは、マルクスの労働価値説および剰余価値説の結果である。彼の「科学的理論」に従えば、賃労働者も労働者もより貧しく、ますます窮乏化しなければならぬ由に倒錯した認識は必然であったのである。今日のマルクス主義者にとっても豊かな国での貧困探し、相対的貧困や絶対的貧困などは尽きせぬ興味として続いている。

3) 「使用価値」 = 「価値」である「特殊商品」

マルクスの労働力概念は「機械制大工業」時代の産物である。というのは、工場内分業の発展によって各労働者の労働が一つの生産物として確認できず、一生産物のごく一部の生産過程に霧消してしまうために、労働者が生産者であること、即ち、労働の生産物を所有者として雇用主に販売していることを自認することが困難となった時代の産物である。マルクスにあっては、資本家的生産様式のもとでの労働の生産物は機械と同様に、生きた物の働きの結果だから資本家の所有物なのである。定式 $G - W - G + \Delta G$ の ΔG は労働力の価値（賃金あるいは可変資本）と労働力の使用価値の差額でこれを剰余価値と命名するとしている。価値と使用価値の差額などは、マルクス自身の商品価値論に矛盾する由に、労働力は特殊な商品なのであろうが。

「価値の源泉であるという独得な性質をその使用価値そのものがもっているような一商

品を、つまり現実の消費そのものが労働の対象化であり、したがって価値創造であるような商品……労働力」(注3-27)

労働力の売買という概念は理論上も、実際上も人身売買以外には成立しないことはすでに述べた。もし、仮に売買できるものとすれば、資本家に買われた労働力は生きた機械(生産手段)の立場とならざるをえないから、生産物の所有権は主張できず、生産者たる資本家の所有に属することに帰結できる。ここで重要なのは剰余労働が資本家の所有に帰すること、またその額が「労働力の価値」と「労働力の使用価値」の差額であるとしていることである。

労働力は価値を持たない。労働力の価値を認めることは個人に値札をつけることであり、労働者を奴隷と見なすことと同義である。

次に、マルクスの値札のつけ方と支払いの方法をみることにしよう。

「労働力の生産はこの個人の生存を前提する。……労働力の生産は彼自身の再生産または維持である。……労働力の生産に必要な労働時間は、この生活手段の生産に必要な労働時間に帰着する」(注3-28)「労働力の価値は、この生活手段の価値、すなわちこの生活手段の生産に必要な労働時間の大きさにつれて変動する」(注3-29)

「売りによる使用価値の形式的譲渡と買い手へのその現実の引渡しとが時間的に離れている商品。」「売買契約で確定された時期だけ機能してしまったあとで、……支払いを受ける。……労働者はどこでも労働力の使用価値を資本家に前貸しする」(注3-30)

「労働力の消費過程は同時に商品の生産過程であり、また剰余価値の生産過程である。労働力の消費は、他のどの商品の消費とも同じに、市場すなわち流通部面の外で行われる」(注3-31)

マルクスの理論では剰余価値を規定するために、「労働力の価値」を規定せざるを得ない。しかし、価値通りに支払えば剰余価値は生まれえないから、労働力の使用価値の「価値」の算定が必要となった。「労働力商品」についてだけは使用価値と価値が同一概念に合体されるという意味で特殊な商品なのである。労働力を商品とする限り、商品の使用価値と価値という基本概念は成立せず、商品概念を守れば、労働力は商品ではなくなってしまうのである。

「労働力の生産は彼自身の再生産または維持」「労働力の価値は、この生活手段の価値」であるから労働者と労働力は同一物となり、従って生活手段と生産手段の区別も不要となっている。「労働力の生産」は「彼自身」即ち労働者自身の「再生産」であるのなら、馬の生産は馬の生産者の生産であり、馬の生活は馬の生産者の生活と同義だということになる。馬の生産者(人間)は馬を出産することはできない。

4) 消費・生産・市場の概念

労働力の売買方法も奇怪である。マルクスには売買と賃貸との区別がない。

マルクスが自ら翻訳に手を入れた仏語版は自説をより明快に述べている。

「労働者はどこでも、自分の労働力の使用価値を資本家に前貸しして、この価値を手に入れる以前にこれを買手に消費させる。」「労働力の価格は、家屋の家賃と同じように、後日になってはじめて実現されるとはいえ、契約によって確定されている」(注3-32)

マルクスは金の玉子を生むニワトリがただのニワトリとして売買される市場を考えている。

このような市場は存続不可能である。マルクスの消費の概念は日常語の消費、食べることや飲むことと同じである。「労働力の消費は……市場すなわち流通部面の外でおこなわれる」のは経済活動ではない。経済が家政であった古い時代を論じているのではないのだから。

消費は市場の中での所有権の消費者への移転である。生産者への商品の移転は貨幣資本の生産手段への転換であり生産である。売買契約と賃貸契約の区別がなくなるのは消費が市場の外でおこなわれるという日常性から生じたのである。

市場に商品が極度に不足する社会、あるいは流過程が機能せず必要な時に必要な商品を調達できない社会では、市場の外に大量の商品がストックされる。企業には長期間分の原材料や保守資材などが、家庭には長期間分の食料や当面不要だがいつか必要となる物品が貯蔵されなくてはならない。(ソ連社会の現状を想起せよ。)だが、マルクスは消費は市場の外でおこなわれるから、これらの状態はマルクスには通常の市場なのである。

賃労働が労働力商品の消費であるのは、自分の食料を食べることが消費であるのと同様にばかっている。このマルクスの消費の用法に意味があるのは労働力商品、即ち賃労働者が物件(奴隷)であることを宣明していることだといえよう。

5) 自由人の「賃金奴隷制」—— 剰余価値説の結果

マルクスが労働者(人格)を労働力商品と規定し、その価値を労働力を再生産するのに必要な生活手段商品の価値、したがって使用価値と価値の統一物と規定した時、労働者は悲劇的存在となる。労働力商品は実存としては人格以外のなものでもありようがない。人格はマルクスの頭の中で創造された労働力概念の外皮にすぎないが、当時の労働者の非人間的窮状がマルクスの概念を受容する基盤となった。20世紀の中葉においても資本蓄積の進んでない国の相当数がソ連の世界戦略の支援等を受けて社会主義化したのもこのためである。

先進国の今日のマルクス主義者は、マルクスの“労働者=新奴隷論”を現代の労働者の状態においても受容されるよう現代化させねばならない使命を持っている。

「労働力商品の販売者は、自らの労働力をのみ、またその時間を制限された使用をのみ譲渡する。商品所有者としての彼の人格は維持される。譲渡された時間以外における労働者自身の存在は、私的所有者としての彼自身の人格のもとにある。彼は労働力再生産における自由の主体である。彼は再生産された労働力にたいする所有を保持する。」(注3-33)

労働力自体と労働力の時間を制限された使用とは全く異なることである。労働力を譲渡することは我が身を譲渡する以外は全く無意味である。ただし、契約は主体として責任ある行為であり、このような使用契約など結びはしない。主体が使用権を譲渡するのは、自分自身以外の所有物、例えば私の馬の使役などについてである。「自由の主体」とは自由を知らないことの告白である。自由だから主体なのだ。非労働時間において人格で、労働時間において非人格である賃労働者、自由人と奴隷の間を毎日行き交う個人、この意味でマルクスの人格論は“半分奴隷論”とでも名づけられようか。だが、マルクスの理論は、論理的にも実態的にも成立しえない。

奴隷(労働力)としての時間と自由人としての時間は労働時間と自由時間とされる。労働時

間の延長は自由人としての時間の短縮である。資本主義の下では労働時間は必要労働時間と剰余労働時間の二つの部分からなるとされる。資本は剰余労働の窮取欲にかられて「早すぎる消耗と死滅とを生産する」と資本家の生産論を展開している。

「必要労働と剰余労働との合計、すなわち労働者が自分の労働力の補填価値と剰余価値とを生産する時間の合計は、彼の労働時間の絶対的な大きさ——一労働日（working day）——をなしている。」（注3-34）

「本質的に剰余価値の生産であり剰余労働の吸収である資本主義的生産は労働日の延長によって人間労働力の萎縮を生産し、そのためにこの労働力はその正常な精神的および肉体的な発達と活動との諸条件を奪われるのであるが、それだけではない。資本主義的生産は労働力そのものの早すぎる消耗と死滅とを生産する。それは、労働者の生活時間を短縮することによって、ある与えられた期間のなかでの労働者の生産時間を延長するのである。」（注3-35）

マルクスの剰余労働論は労働者奴隷論であることは明らかだ。「労働者の生産時間」とはもはや労働時間ではない。資本が標準労働日を設定し、労働者保護立法をおこなうのは、奴隷の生産費が高くなり、資本支出が増大するのを防止するという資本自身の「利害関係」から生ずるというのである。マルクスは、当時の労働者の寿命の短さ体位の悪さを、同時代の資本家のそれらと比べていたに違いない。だが、生存を許されない出生や、母親のスカートの下から社会に出る前に失われていた生命が、小さな労働者として目前に出てきた驚くべき発展を社会の暗黒部分として捉えたのである。資本蓄積の不足のために解決出来なかった問題（今日でも後進国では、児童労働は広く存在している。）を資本が生み出した問題として捉えた由に、これを説明する理論体系も倒錯せざるをえなかったのである。マルクスの批判の方法は今日のマルクス主義者にも引きつがれ体質化している。ハイエクはこの点について次のように述べているのを聞くと、第二次大戦後のスターリンの世界支配の野望に抗して西ヨーロッパを支えた知性の高さを感じざるを得ない。

「生活水準の上昇が、すぐに暗黒部分を発見する原因となり、人々はもうそれに耐えようとはしなかった。……それ自体この発展から生じて、いまでは多くの欠陥を明らかにしている現在の基準で評価するならば、正当に評価することはできないのである。……発展が始まった時に人々が抱いていた希望や願望によって発展を評価しなければならない。そして、その成果は、最も熱狂的な夢をも上回っていたことは、疑いようがないのである。」（注3-36）

4. A・スミスの商業社会と「生産的・不生産的労働」に対するK・マルクスの批判の検討

1) A・スミスへのマルクスの敵意

さて、マルクスは「経済学が剰余価値の性質をどのように把握するかにしたがって、その生産的労働者の定義も違ってくる」（注4-1）と述べている。マルクスはA・スミスの生産的

労働と不生産的労働の検討を介して、自らの剰余価値論を創造したことは通説となっている。

本論はマルクス経済学の研究ではなく、マルクスの人格論の研究であるから、自ずと検討の範囲は限定される。スミスとマルクスの人格概念の相違、端的に言えばマルクスはスミスの自由人である労働者を理論的に「解放」し、いかに「奴隷」につくり変えたかを検討することである。この検討は『剰余価値学説史』のマルクスの分析を導きの糸（注4-2）としてはならない。マルクス主義者の不毛の議論に付き合わないこととする。

『剰余価値学説史』におけるマルクスのスミス研究の特徴は、マルクスの「発明」である剰余価値説の見地からスミスの「労働価値説」についてのマルクスの解釈をスミスのものとして批判することである。

まず、マルクスのスミス評価と彼の掲げる論争点を示しておく。

「A・スミスには、剰余価値の分析、したがってまた資本の分析において、……大きな進歩がみられる」「A・スミスの場合には、価値をつくりだすのは……一般的な社会的労働であり、単なる必要労働量である。……地代、利潤および利子は、剰余価値のいろいろな諸形態であるにすぎない。」（注4-3）

「{ここでは次のことを考慮するべきであろう。一、A・スミスにおける剰余価値と利潤との混同。二、生産的労働に関する彼の見解。三、彼が地代と利潤とを価値の源泉としていること、および、商品の『自然価格』についての彼のまちがった分析。」（注4-4）

マルクスはスミスの『国富論』に見い出そうとしたものを見出せなかった。

マルクスは「A・スミスがはっきりと確認していることは、労働の生産力の発展は労働者自身の利益にはならないということである。」（注4-5）という、まったく間違ったスミス理解から研究をはじめている。スミスは今日いうところの資本主義の発展がいかに労働者にも利益になるか、その理由を説明し、そのうえで特定階層の利害と偏見を除去し、あるべき政策を提案したのである。

スミスは「労働の実質上の報酬、すなわち労働によって労働者が獲得できる生活の必需品および便宜品の現実の量は、現在の世紀をつうじて、おそらくその貨幣価格よりもいっそう大きい割合で増加しているだろう。」「さまざまな種類の使用人、労働者、職人は、すべての巨大な政治社会の圧倒的大部分を構成している。この大部分の者の生活条件を改善することが、その全体にとって不都合とみなされるはずはけっしてない。」（注4-6）と述べ、「労働の生産力の発展」が労働者の生活の改善に、利益となっていることを強調している。

これは『国富論』の全体を貫く基調である。

2) A・スミスの商業社会

スミスは分業による生産力の増進の理由を三点指摘している。

「第一は、個々の職人すべての技能の増進、第二は、ある種の仕事から他の仕事へと移る場合にふつう失われる時間の節約、そして最後に、労働を促進し、短縮し、しかも一人で多くの人の仕事がやれるようなさまざまな機械の発明」（注4-7）

スミスは分業による生産力の増進を、技能の増進、時間の節約、機械の発明について具体的

に説明している。スミスは分業を工場内分業だけでなく、市場を通じて社会全体に広がり、市場の大きさが分業にとって重要であるとする。また、分業が職業生活を通じて個人に与えられる功罪にも言及している。

「よく統治された社会では、人民の最下層にまで広く富裕がゆきわたるが、そうした富裕をひきおこすのは、分業の結果として生じる、さまざまな技術による生産物の巨大な増加にほかならないのである」(注4-8)

スミスは「分業をひきおこす原理」について、重要な指摘をおこなっている。

「……分業は、もともと、それによって生じる社会全般の富裕を予見し意図した人間の智慧の所産ではない。分業というものは、こうした広い範囲にわたる有用性には無頓着な、人間の本性上の……性向の、緩慢で漸進的ではあるが、必然的な帰結なのである。」(注4-9)

スミスは「利害にたいするかれらの関心」「自愛心」が利己的本性が経済秩序を生みだし、社会の富裕を増大させ、適正な配分をもたらすと考えている。分業は人々の本能の多様性を必要とする社会、従って、「他の人々の才能の生産物のうち自分の必要とするどんな部分でも購入することができる」(注4-10)社会なのである。

スミスは『国富論』第一篇第一章を「労働の生産力における最大の改善……熟練、技能、判断力の大部分は、分業の結果であったように思われる。」(注4-11)という文章で書き出したのは、「分業がひとたび確立すると……だれでも……ある程度商人となり、そして社会そのものも、まさしく商業的社会とよべるようなものに成長する」(注4-12)に対応している。スミスは彼の時代の社会を「商業的社会」として概括したのである。商業社会は独立した個人、主体としての個人の社会以外にはありえないから、最下層の人々を含めて基本的に自由人の社会である。

3) 「労働の生産力」と分業・資本

マルクスはスミスの「労働の賃金」を批判し、自己の見解を割り込ませている。

「労働の生産物は、労働の自然的報酬すなわち自然的賃金をかたちづくる。土地の私有と資本〔stock〕の蓄積に先行する事物の原始的状态にあっては、労働の全生産物は労働者に属していた。かれらには、ともに分けあうべき地主も雇主もいないのである。」(注4-13)

スミスは、分業社会のはじまる以前に、地主と雇主(資本家)が出現し、「労働者が自分自身の労働の生産物を享受した状態」(4-13a)が終り、労働の全生産物の価値から地代と利潤が控除される時代に入っていたから、地主と資本家のいない状態での分業が賃金(労働の報酬)に与える影響を追跡することは無意味だと述べているのである。

ところが、マルクスは全く別の意味にねじまげ、自説の根拠としている。マルクスは次のように解釈する。

「労働の生産力における現実の大きな発展は、労働が賃労働に転化され、そして労働条件が……土地所有と……資本として労働と対立する瞬間から、はじめて開始されるということ、非常に的確に述べている。こうして、労働の生産力の発展は、労働者自身が

もはやその成果を取得しえない諸条件のもとで、はじめて開始されるのである。それゆえ、労働の生産物（またはこの生産物の価値）が労働者自身に属するという前提のもとで……」（注4-14）

スミスは、地主と雇主は分業以前に存在しており、従って賃労働は「大きな発展」のずっと前からゆるやかに始まっていると述べているのである。（現在の歴史学もそう考えている。）第二に、スミスは資本と労働の対立とは述べていない。反対に資本の蓄積が分業社会で労働の生産力の発展をうながすと別のところで書いている。第三に「労働者……その成果を取得しえない諸条件」とは述べていない。スミスにとって地代、利潤は正当な控除である。第四に、「労働の全生産物」が労働者自身に属しないという前提、即ち全生産物から地代と利潤を控除した「労働の全生産物」が労働者自身に属しないという前提を、マルクスは逆の意味に取り違えて皮肉っている。以上の四点を指摘できる。総じてマルクスのここでの読解力は出来の悪い学生以下である。

マルクスは、資本—賃労働の敵対関係をスミスに見いだし、次に見る剰余価値説の前段にしようとしたのである。

4) 労働および商品の真の価値と貨幣交換

スミスは「価値（value）」を「特定の対象物の効用」をあらわす「使用価値」と、「所有から生じる他の財貨にたいする購買力」をあらわす「交換価値」の「二通りの異なる意味」があるとし、水を最大の使用価値をもつが交換価値をほとんどもたない例に、ダイヤモンドをその逆の例として説明している。そして、「商品の真の価値」（交換価値）とは何か、「この真の価格」の構成部分、市場価格と自然価格の不一致の諸原因を「詳細、明瞭に説明」する。（注4-15）

スミスは交換価値について次のように説明している。

「労働はすべての商品の交換価値の真の尺度である」「あらゆる物の真の価格は……それを獲得するための労苦と骨折り〔toil and trouble〕である」貨幣または財貨は「ある一定量の労働の価値をふくんでおり、その一定量の労働の価値をわれわれは、その場合、それと等しい労働量の価値をふくんでいるとみなされるものと交換するのである。労働こそは、すべての物にたいして支払われた最初の代価、本来の購買代金であった。」（注4-16）

「その財産でかれが購買または支配しうる他の人々の労働の量、または同じことであるが、他の人々の労働生産物の量、に正確に比例する。」（注4-17）

「労働はすべての商品の交換価値の真の尺度ではあっても、それら商品の価値がふつうはかられるのは、労働によってではない。二種の異なった労働の量のあいだの割合をたしかめるのは困難な場合が多い。二つの異なった種類の作業に費やされた時間だけでは、この割合をかならずしも決定することはできない。」（注4-18）

「あらゆる商品の交換価値は、……（労働や商品の量より）……貨幣の量によってはかられる場合がいろいろ多い」（注4-19）

スミスの見解は明瞭であるのに対し、マルクスは混乱する。マルクスの混乱の原因は、スミスの商品の価値を剰余価値と労働力の価値に分割する困難さに起因している。このためにマル

クスは、労働の価値と労働（能）力の価値の量の違いを論証し、スミスにおける両概念の混同を見つけださなければならない。

マルクスは、スミスは「商品の交換価値の正しい規定……を固辞している」として、それは、「商品に費やされた労働量または労働時間によるその規定」（注4-20）だとしている。

スミスの規定はマルクスの理解とは明らかに異なる。スミスは「費やされた労働量または労働時間」によって商品価値の大きさ・価値量を規定していない。「労働は……真の尺度である」「真の価格は……労苦と骨折」と説明している。

スミスは先に引用したように「労働は……真の尺度ではあっても、それら商品の価値がふつうはかられるのは、労働によってではない」、それは商品AとBのあいだの労働量の割合をたしかめるのは「困難な場合が多い」、「時間だけでは」割合を「決定することはできない」と明言している。

だから、「真の価格」は「労苦と骨折」という一見あいまいで、かつ非定量的表現は、スミスの労働価値説の充分考えぬかれた表現と理解すべきなのである。ここには、スミスの時代の働く人々（working men）の労働が悲惨で過酷なものであり、分業社会の未来において克服されるべきものとの認識がみられる。

マルクスが「商品に費やされた労働量または労働時間による」規定というのは、スミスのわい曲である。「費やされた労働量」は費やすために購入した労働力商品の価格（賃金）の生産に費やされた労働量より大きい、即ちマルクスの剰余労働の概念を気づかれないように挿入しているのである。また、「労働量や労働時間」という比較定量概念へのすり替えを行っている。

マルクスは、スミスが「労働の価値は労働の生産物の価値に等しい」というのは交換過程での商品の状態が同一労働時間の使用価値の姿態変換にすぎない、と批判する。スミスは「他の人々の労働の量」と「他の人々の労働生産物の量」は同じことだと書いている。

マルクスは「ある量の生きている労働が、同一量の対象化されている労働を表わす商品と交換される」（注4-21）のは資本主義的生産様式ではない。「商品に対象化された一定量の労働は、その商品そのものに含まれているよりも大きな量の生きている労働を支配する」（注4-21）のでなければならない。即ち、必要労働が剰余労働を含む生産的労働の同一労働として表われる、と主張する。論理のトポロジーによって、スミスからマルクスの主張へたどり着いたのである。

スミスが「支配」という言葉を使ったのは、財産の「所有がただちに、しかも直接にかれにもたらす力は、購買力である。……市場にあるすべての労働、またはすべての労働の生産物にたいする一定の支配力」（注4-22）であった。財産所有者の購買力、即ち彼の所有する労働、またはこれと同じことである労働の生産物は、他の人々の労働またはこれと同じことである労働の生産物に、正確に比例する支配力をもつのである。「生きている労働」と「対象化された労働」との関係では全くない。マルクスはこの概念を持ち込みたいのだが、スミスの明瞭な説明と対比すると不可能なことは明らかだ。

「ここで強調されているのは、分業によってひき起こされた変化である」（注4-23）は見当違いである。労働が交換価値の真の尺度であることをスミスは強調している。スミスのいう「私の労働と他人の労働との等置、言い換えれば社会的労働の等置」（注4-23）とは、財産所有者の購買力、支配力が市場を媒介とする交換価値によって、それらの力の大きさに正確に比例

するということを述べているにすぎないのである。

マルクスは「労働と労働の生産物との等置は、……諸商品に含まれている労働量による諸商品の価値の規定と……労働の価値によるその規定との、混同をひき起こす最初の誘因」として批判している。

スミスにあっては労働の量と労働の生産物の量は同一である。マルクスはこれを理解できなかったために、自分の発明した剰余労働なる概念を持ち込むことができると考えた。スミスには搾取の概念はない。資本主義は搾取なき社会であるというスミスの認識は正しい認識である。ただし、スミスは労働市場における取引きでは賃労働者側に不利に作用しがちであることはよく知っていた。

スミスは、異なる種類の労働の量を比較することは困難であり、時間だけでは決定できず、労働の代価である貨幣量で比較する以外にないとしている。労働の代価は市場のかけ引きや調整を通じて、同量の価値があると「みなされる」ものとの購売によって比較されると考えるのである。商品の交換価値についても同一の原理で説明する。特殊な商品＝労働力は「資本家的生産」時代においても不必要な概念である。労働力市場は存在しない。

5) 「資本と交換される労働」の検討

マルクスはスミスの「生産的労働と不生産的労働」を検討し、剰余価値説を定立すべく努力している。マルクスは「資本主義的生産の意味での生産的労働とは、賃労働のことであって、これは、資本の可変部分（賃金に投下される資本部分）と交換されて、資本のこの部分（またはそれ自身の労働能力の価値）を再生産するだけでなく、そのうえに資本家のための剰余価値をも生産する。」「資本を生産する賃労働だけが生産的である。」（注4-25）という独創的规定に立って、スミスの生産的労働には「二つの規定が入り交じっている」と批判する。

マルクスのスミス批判に立ち入る前に、スミスの生産的労働と不生産的労働について、まとめて引用しておくこととする。

「労働には、それが投じられる対象の価値を増加する種類のものと、そのような効果を生じないもう一つの種類のものがある。前者は、価値を生産するのであるから、これを生産的労働とよび、後者はこれを不生産的労働とよんでさしつかえない。たとえば製造工の労働は、一般に、かれが加工する材料の価値に、自分自身の生活維持費の価値と雇主の利潤の価値とを付け加える。これに反して、家事使用人の労働は、いかなる価値をも付け加えない。製造工は、その賃金を雇主から前払いしてもらってはいるけれども、その賃金の価値は、一般に、かれの労働が投じられた対象の価値が増大し、利潤をとまななって回収されるのであるから、製造工は実際には、雇主にとってなんの費用もかからないものである。ところが、家事使用人の生活維持費はけっして回収されることがない」

「(製造工の労働は)一定量の投下労働が、その後必要におうじて使用されるために蓄積され貯えられているもの……家事使用人の労働は、ある特定の対象または販売しうる商品のかたちで固定されたり具体化されたりはしない。かれのサーヴィスは、それが行われる瞬間に消滅してしまう……つまり価値をあとに残すことは、滅多にない」

「社会の最も尊敬すべき階級中のある者の労働は、家事使用人たちの労働と同じように、

なんの価値も生産しないし、……固定化されたり具体化されたりしない」(注4-26)

マルクスは、スミスの生産的労働をa「資本と交換される労働」とb「商品に実現される労働」であると説明する二面性があると捉えている。マルクスのこのa, b, という理解の枠組、およびそれぞれの内容の理解の両方とも、マルクスの好む表現では、二重に間違っている。

まず、a「資本と交換される労働」というマルクスの理解を検討しよう。

資本と交換される労働と収入と交換される労働という生産的労働と不生産的労働の区分基準は、「生産的労働は剰金価値を生産する賃労働」といマルクスの見解、マルクスがスミスに見出した正しいとする見解へ導く道具立てである。

スミスは、先に見たように資本と労働の交換という視点を本来的にとっていない。スミスの生産的労働は、「かれが加工する材料の価値に、自分自身の生活維持費の価値と雇主の利潤の価値とを付け加える」「賃金の価値は……雇主にとってなんの費用もかからないもの」である。また、それは「ある特定の対象または販売しうる商品のかたちで固定されたり具体化」し、労働のあとも「存続」し、「その後必要におうじて使用されるために蓄積され貯え」られるものである。

マルクスの理解および批判は次のようなものである。

「この箇所で……生産的労働とっているのは、主として、また特に、『彼』(労働者)『自身の生活維持費』の価値の再生産のほかに、ある剰余価値—「その親方の利潤」—をも生産する労働のことである。」(注4-27) [傍点・筆者]「資本を生産する労働だけが生産的労働なのである」「商品または貨幣が資本となるのは、それが直接に労働能力と交換され」(注4-28) 剰余価値を取得することを目的とするからだと主張する。

マルクスは、スミスが「生産的労働を、直接に資本と交換される労働として規定している」「この交換によってはじめて労働の生産条件および貨幣であれ商品であれ価値一般は資本に(そして労働は科学的意味における賃労働)に転化する」としているとして「これこそは、A・スミスの最大の科学的功績の一つである」(注4-28)と讃辞を送っている。

スミスにはこの讃辞はめいわくであろう。スミスはマルクスが理解したものとは全く別のことを述べている。

スミスの生産的労働は、資本(自分自身の生活費を含む)を維持し、利潤の価値を生産する労働のことである。大地の野生の産物を除けば、年々の生産物の全体は生産的労働の成果である。この生産物によって社会の全構成員は維持されている。生産物は資本を回収する大部分と資本の所有者の利潤を回収する部分に分かれている。この利潤部分は資本所有者の資本の利潤として、利子または地代となる。残りの大部分は企業家の資本(食料品、材料、完成品)と前貸賃金の回収、および回収する資本と前貸賃金の利潤、即ち企業家と労働者の収入となる。不生産的労働者の賃金は、利子・地代・利潤としての収入および生産的労働者の収入から支払われ、彼らの収入となる。全生産物はいずれだれかの収入となり消費されるが、資本として蓄積される量の大小は生産的労働者の維持数および労働の生産力を左右する。

生産的労働者は、「自分たちの消費の価値[前貸賃金—筆者]を利潤とともに再生産する」(注4-29)のである。勤勉の人の多い国は豊かになり、怠惰な人が多い国、すなわち資本の蓄積が少なく勤勉の機会にめぐまれない人の多い国は豊かになかなかないのである。スミスの労働価値説は富は金、銀ではなく生産的労働のつくりだす財貨であることを発見したことにあ

る。労働者は資本のために剰余労働をおこなうのではなく、自分自身の利潤のために真剣に働くのである。事実、日本の賃金労働者は「労働力」を再生産するだけでなく、一世代前の労働者に比べてより多くの家や預貯金などの財産を持っており、何よりも人格資産、即ち豊かな能力をもち、これを用いてより多くの収入を得られるようになった。スミスは固定資産の第四として「社会の全住民または全成員が獲得した有用な能力」(注4-30)をあげており、第五篇第一章で教育に関する記述に大きな部分をあてている。生産的労働は資本のために剰余価値を生産するからではなく、資本を維持し、資本と労働の利潤を生産するから生産的なのである。資本の蓄積(労働能力を含む)は労働の生産力を高め、より多くの生産的労働を維持し、国富を増大するうえに欠くべからざる条件である。

6) 「商品に実現される労働」の検討

次に、マルクスのb「商品に実現される労働」を検討することとする。

マルクスは不生産的労働、特にいわゆるサービス労働の検討を通して次の規定にたどりつく。

「生産的労働とは、商品を生産するような労働、または、労働能力そのものを直接に生産し、形成し、発展させ、維持し、再生産するような労働であろう。」(注4-31)

これはマルクスの労働能力と諸商品そのものという商品の二大部類の主張であり、スミスは労働能力を商品から除外していることを“資本主義者”スミスの「ある種の正しい本能をもって」(注4-31)と書いている。

スミスは不生産的労働者の例として家事使用人を例示的に用いている。生産的労働と不生産的労働の区分においては、軍人、医師、法律家も文人、道化師、オペラ・ダンサーも家事使用人と同じ不生産労働者である。「サービスと引換えになにかを入手できるだけのもの、つまり価値をあとに残すことは、滅多にない」「最も高貴で最も有用な者の労働も、等量の労働をあとで購買または取得できるようなものも生産しない。……これらすべての人たちの仕事は、それが生産される瞬間に消滅してしまう。」(注4-32)そして、なによりも「いかなる価値も付け加えない」「生活維持費はけっして回収されることがない」。由に、彼らは不生産的労働者であり、資本ではなく、資本家・地主・企業家・生産的労働者の収入から支払われるものが、彼らの収入となり生活を維持する。この収入によって年々の生産物の一部を消費するのである。

マルクスは次の二点をあげ、社会的生産関係規定を素材的規定あるいは形態規定として捉えているとスミスを批判する。

①生産的労働＝商品生産　不生産的労働＝個人的サービス

②生産的労働＝価値について生産的　不生産的労働＝価値について不生産的

まず、②についてのマルクスの批判をみることにしよう。スミスは「価値を生産するのであるから、これを生産的とよび、後者はこれを不生産的労働とよんでさしつかえない」と書いており、価値について不生産的だから不生産的労働とはいっていない。価値については不生産的だからではなく、生産的労働ではないものが不生産的労働なのである。もちろんマルクスのいうように「剰余価値の生産とはなんの関係もない」(注4-33)のである。剰余価値と関係づ

けたいのはマルクスの願望である。

「ある労働者の労働が生産的だと言われるのは、彼が自分の労働によってなんらかの材料に自分の賃金に含まれていたのと等量の価値をつけ加えることによって、消費された価値の代わりにある等価物を生み出すかぎりにおいてである。」(注4-34)

マルクスは自分の尺度を絶対視して、スミスを正しく読もうとしていないのは明らかである。賃金＝消費された価値と等量の価値＝等価物(即ち、マルクスの賃金＝労働力の価値)のみを材料に付け加えるのが、不生産的労働だとマルクスは理解している。剰余価値を生産しないことが批判されているのだ。スミスには剰余価値の概念はないが、労働は価値を生むという概念はある。不生産的労働者の労働は自分の生活を維持し、彼らの収入から余剰分を資本として投資することも可能である。彼らは国家の要人や高級職業人を含み土地を所有し、彼らは企業家に資本を貸し、地代・利子を収入として得ていることだろうから。資本の利潤(地代・利支を含む)と賃金およびその利潤(生活維持費を超える部分)によって支払われるものが不生産的労働者の収入になるとスミスは言っているのである。

マルクスが不生産的労働者を「資本家にとっては何ら生産的労働者ではない」(注4-39)というのをひとまず正しいとしても、「彼は資本家にたいして自分の購買価格たる賃金を補填する」(注4-40)だけだから、即ち剰余価値を生産しないから、というのは全く見当違いである。というのは不生産的労働者は賃金の前貸しを受けない、資本と直接関わらない存在だからである。しかし、彼は生活の維持のため生産物を消費し、彼らのなかのあるものは資本を提供して、資本主義的生産関係に生産的労働者同様深く関わっているのである。

7) 「サービス労働の価値」と「労働力商品」の検討

次に、②商品生産か、個人的サービスか、についてを検討しよう。

ここでも素材の形態がまず問題となる。スミスの不生産的労働について、再度確認しておこう。

イ、「いかなる価値も付け加えない」「生活維持費はけっして回収されることがない……維持することによって貧しくなる」この労働にも「価値がありいい報酬を受けるべきもの」

ロ、「ある特定の対象または販売しうる商品のかたちで固定されたり具体化されたりはしない。かれのサービスは、それが行われるその瞬間に消滅してしまう……価値をあとに残すことは、滅多にない。」「ある永続的な対象または販売しうる商品のかたちで、固定されたり実体化されたりはしない。」(注4-35)

スミスは資本の蓄積に対する関係から、従来からあった生産的、不生産的という考え方を引きつぎ新しい概念を提示した。従って、この分類はスミスの流動資本概念と結びついている。

スミスは、今日広く使われている固定資本と流動資本(流通資本の概念との混同があるが)の区分をはじめて規定した。

「かれの資本は、たえず一つの形態でかれの手から離れ、たえず別の形態でかれの手に復帰するものであって、その資本がかれに利潤をもたらしうるのは、もっぱらこのような流動、すなわち継続的交換によってなのである。それゆえ、このような資本は、流動資本とよぶのがきわめて適切であろう。」(注4-36)

また固定資本を次のように規定している。

「それ以上は流通することなしに、収入または利潤をもたらすようなものに用いられるのである。それゆえ、このような資本は、固定資本とよぶのがきわめて適切であろう。」

(注4-37)

流動資本は、食料品、材料、完成品と貨幣の四つの部分からなり、前の三部分は「年々、または一年内外のあいだに、流動資本のなかから規則的に引き出されて、固定資本か、または直接の消費のためにとっておかれる資財かのどちらかに組み入れられる。」(注4-38) ちなみち、固定資本は、機械、建物、土地、全成員が獲得した有用な能力の四つの項目からなるとしている。

スミスは、国または社会の「総資財」を上記の固定資本、流動資本の資本部分と「直接の消費のために留保される部分」の三つの部分からなると分類している。資本の蓄積と使用の方の重要性の認識にたつてスミスは資本蓄積の視点から生産的か不生産的かを論じているのである。このスミスの視点からは、流動資本の三つの部分(食料品、材料、完成品)の生産、維持が問題となる。従つて、マルクスの批判する素材の規定性は流動資本の三つの具体的姿であり、物質的生産や商品とは異なる文脈で考察されなければならない。

スミスは流動資本と流通資本を混同しており、このため流動資本としての貨幣、その重要な部分である賃金について全く不十分であることを明らかであるが、マルクスの様に可変資本と捉え、全く間違つた経済理論を創ってしまうほどおろかではなかった。

スミスの時代、資本ではなく収入で雇用されるサービス労働者は生産的労働者より多数であり、ヴィクトリア朝のロンドン(マルクスの生活していた時代)でも生産的労働者と並ぶ勢力であった。新興の中産階級(資本家)が上流階級の生活を見習い、こぞつて家事使用人を置き出したからである。スミスが「瞬時に消滅してしまう」「固定化したり、具体化したりしない」サービス労働を不生産的と考えた原因の第一は、賃労働者であるサービス労働者がまだ存在しなかったか、まれであったこと、第二に、従つて賃労働そのものが、販売できる商品に労働が固定化されずに利潤を生む流動資本(貨幣)を知ることができなかったこと、第三に、流動資本の貨幣部分の概念が混乱していたこと(前二つの結果でもあるが)である。

マルクスの時代、「ホテルで調理する料理女」(注4-41)パトロンから離れて劇場主(資本家)に雇用される俳優、音楽家や私立学校教師などの社会的労働としてのサービス労働が広く現れていた。これらの労働者はスミスの視点の延長上で生産的労働者である。資本の蓄積が進み、資本の独立性が明確となり流動資本としての貨幣が流通資本と分離して位置づけられると(ただし、可変資本としてではなく)、生産的労働は必ずしも労働の固定化を必要としないという認識は容易だからである。また、労働者を労働力商品とする必要もまったくない。

マルクスはサービス労働から次のような論理を「発展」させた。

「資本が生産全体を征服すると、……単なるサービス提供、……すなわち、それ自体使用価値として消費されるサービス提供と交換されるのである」(注4-42)「単なるサービスが、資本をもって……買われ、それ自身の賃金を補填し利潤を生ずることがありうる。」(注4-43)

マルクスはサービス労働の考察から資本と交換され剰余価値をもたらす労働は瞬間に消えようと、生産的労働だと結論づける。同時に、スミスの生産的労働が労働による固定化が必要

としていたことの逆論理から、労働の過程そのものが価値なら、使用価値が価値である労働力そのものが商品となりうる。また、サービスはそれ自体としては輸出できないが、サービス遂行者は輸出できる商品となる。ここでは人格そのものが商品である。

こうして、商品の二大部類、第一は、労働能力 第二は、労働能力そのものと区別される諸商品が規定される。さらに、教師や医師の労働も「労働能力の生産費」に入るから生産的であるとなる。

「(サービスは) サービスとして使用価値をもち、また彼らの生産費の結果として交換価値をもつのである。消費物品のうちに入られるものには、どの瞬間にも、財貨の形で存在する消費物品とならんで、サービスとして消費しうるある量の物品がある。したがって消費しうる物品の総量は、どの瞬間にも、消費しうるサービスがない場合のそれよりも大きい。また第二に、その価値もより大きい」(注4-44)

かくして、マルクスはサービス労働の分析によって、人間そのものを商品世界に組み込み、人間を「物品」に変えてしまった。商品をつくる労働が生産的労働であり、労働能力そのものも商品に加えるマルクスの生産的労働の規定が、次のようになるのは彼にとっては当然である。

「生産的労働とは、商品を生産するような労働、または、労働能力そのものを直接に生産し、形成し、発展させ、維持し、再生産するような労働であろう。A・スミスは、後者を彼の生産的労働の項目から除外する。」(注4-45)

マルクスのこの規定は、労働能力を商品と規定することにより、自由人を奴隷とする致命的あやまりである。労働能力は人格の人格性(諸能力の総体)の労働としての使用であり、各々の人格のうち存在するものである。労働能力を観念的に独自に取り出しても現実のあり方として区分できないのである。生殖をぬきに、即ち個体の誕生抜きに一個の具体的労働能力を語ることは何の意味もない。存在しない個体の能力の形成等々を語ることは無意味である。とすれば、労働能力の生産は生殖から始まることになろう。ヒトの個体の生産を家庭という“牧場”で行う奴隷たちの世界、マルクスの思想の実践者たちは出産の統制を共産党組織が行っている(注4-46)のも教祖マルクスに由来するのである。

最後に、スミスの「正しい本能」を紹介しておこう。スミスは中世以来の特権を残していた同業組合を批判し、職業の自由の重要性を次のように述べている。

「人はみな自分の労働を財産としているが、この財産こそは他のすべての財産の根本的な基礎であるから、最も神聖で不可侵なものである。貧しい人が親からゆずられた財産は、自分の両手の力と技能のうちにある。そして、かれがこの力と技能とを、隣人を害することなしに、自分が適切と思う方法で用いるのを妨げることは、この最も神聖な財産の侵害であることは明らかである。」(注4-47)

結 び

労働者は自由人であり、自分のために労働しよりよい明日を築こうと勤勉に努力している。資本のために剰余価値を生み出すよう宿命づけられた賃金奴隷などではない。自から何かになるろうとし、何かを築こうとする努力が制限されないことが大切なのである。どこまでそれが実

現されているかは絶対的尺度では計れないのである。歴史を超越した理想社会から判定を下宣することは隷従の強制に他ならない。

旧ソ連邦の解体は冷戦に敗北した結果であり、マルクス＝レーニン主義の破綻以外の何物でもなく、誤った理論に導かれた恐怖の大系の終えんである。日本に社会主義を受け入れる素地はすでになく、教育における社会主義的要素の克服は緊急の課題である。

近代世界システムの一つの極をなすにいたった日本は、教育文化の側面においても、「発展途上国型」から「先進国型」への転換が必要である。このためには自由の原則にたつ教育学の創造とマルクス主義教育学の一扫が必要である。それは人々の教育についての願望を実現する展望を見出し、提示することになるろう。 (以上)

注

- 1-1 ハイエク著「自由の条件・第1部 自由の価値」『ハイエク全集5』 p. 22 [「The Constitution of Liberty, Routledge & Kegan Paul (London 1960) 日本語版『ハイエク全集』(春秋社) 5～7巻に収録]
- 1 a ラス・カサス『インディアス破壊を弾劾する簡略なる陳述』を見よ(インディアス群書6 現代企画室)
- 2 岩波文庫『人権宣言集』 P. 131
- 3 同上 p. 128～9
- 3 a 同上 p. 109
- 4 同上 p. 403
- 5 同上 p. 408
- 6 山住正己 堀尾輝久著『教育理念』東京大学出版会 p. 355
- 7 教育法令研究会著『教育基本法の解説』国立書院 p. 60
- 8 同上 p. 60
- 9 同上 p. 62
- 10 同上 p. 65
- 11 同上 p. 1
- 12 同上 p. 2
- 13 岩崎允胤『人間的自由と科学的精神』汐文社 p. 42
- 14 ハイエク著『個人主義と経済秩序』『ハイエク全集3』 p. 11 [Individualism and Economic Order, Routledge & Kegan Paul, London, 1949, 1976]
- 15 レーニン「マルクス主義の三つの源泉と三つの構成部分」『レーニン全集第19巻』大月書店 p. 3
- 16 注14同 p. 13～14
- 17 ルシアン・セーヴ『マルクス主義と人格の理論』大津真作訳 法政大学出版局 p. 9
- 18 芝田進午著「マルクス主義と人格の理論」『マルクス主義研究年報 No 4 - 1980年版』合同出版 p. 10～11
- 19 同上 p. 11
- 20 レーニン「ロシア共産党(ボ)綱領草案」『レーニン全集第29巻』 p. 118
- 21 レーニン「ソヴェト権力の当面の任務」『レーニン全集第27巻』 p. 271
- 22 マルクス『資本論(1)』長谷部文雄訳 青木文庫 p. 73

- 23 マルクス「フォイエルバッハ」『マルクス・エンゲルス全集3』大月書店 p.25〔以下『マル・エン全集(巻数)』p.()〕
- 24 注17同 p.22
- 25 注18同 p.18
- 26 池谷壽夫「マルクス主義人格概念の検討ーマルクスの「生活過程」論と人間・個人・個性概念との関連でー」『社会科学研究年報8ー1984年版』合同出版 p.237
- 2ー1 マルクス「経済学批判 序言」『マル・エン全集13』p.6
- 2 マルクス・エンゲルス『ドイツ・イデオロギー』古在由重訳 岩波文庫 p.36ー7
- 3 マルクス『経済学批判要綱Ⅰ』高木幸二郎監訳 大月書店 p.6
- 4 R：リーキー，R・レウィン『ヒトはどうして人間になったか』寺田和夫訳 岩波現代選書〔特に「第6章 古代の生活様式」を参照されたい。仮説や想像を含むが、「労働が人間を創った」よりはずっと興味深い。〕
- 5 注2ー2同 p.36
- 6 注2ー4同 p.127
- 7 マルクス『資本論』『マル・エン全集23a』大月書店版 p.234〔以下、この版からの引用は「資本論(23a)」とし、ページのみを記す。〕
- 8 注2ー4同 p.179ー80
- 9 『資本論23a』p.11
- 10 『資本論23a』p.10ー11
- 11 元島邦夫『変革主体形成の理論』青木書店 p.13
- 12 芝田進午『人間性と人格の理論』青木書店 p.150
- 13 同上 p.149
- 14 レーニン「独裁の問題の歴史によせて」『レーニン全集第31巻』大月書店 p.354ー5
- 15 ソルジェニーツィン『収容所群島2』木村浩訳 新潮文庫〔「第1部 牢獄産業 第9章 法は聖人する」は1921・2年のソヴィエト法の実状を書いている。レーニンの独裁の実体を知ることができる。〕
- 16 岩上安身「レーニンの『暗殺指令書』全文」『現代』1991年11月号 p.75 1922年3月19日付〈政治局員のためにモロトフ同志へ〉はソ連の「共産党中央委員会会報」1990年4月にはじめて公開された。「コピーは絶対にしないこと」というレーニンのメモが冒頭にある。〕
- 17 注2ー16同 p.77
- 18 マルクス「フランスにおける階級闘争，1848年から1850年まで」『マル・エン全集7』p.86
- 19 マルクス「ゴータ綱領批判」『マル・エン全集19』p.28ー29
- 20 『資本論25b』p.1051
- 21 マルクス『資本論草稿集1 1857ー58年の経済学草稿Ⅰ』大月書店 p.138
- 22 『資本論23a』p.105
- 23 マルクス「経済学批判 序言」『マル・エン全集13』p.6
- 24 川本謙一「プレジンスキー論」『科学と思想No81』1991年7月 新日本出版社 p.138
- 25 レーニン「ソヴィエト権力の当面の任務」『レーニン全集27』p.271ー2

- 26 注1-14同 p.11
- 27 同上 p.13~14
- 28 同上 p.17
- 29 同上 p.14
- 30 同上 p.37~38
- 31 同上 p.76
- 32 同上 p.60
- 3-1 「資本論23 a」 p.191
- 2 同上 p.209
- 3 同上 p.214
- 4 同上 p.219
- 5 同上 p.219
- 6 同上 p.200
- 7 同上 p.196
- 8 同上 p.219
- 9 同上 p.220
- 9 a 同上 P.221
- 10 A・スミス『国富論』大河内一男監訳 中央公論社 p.1263~70 [以下,『国富論』]
- 11 「資本論23 b」 p.932~933 [マルクスは「資本主義」という語を使用したことはなかったし、マルクスの時代には存在しなかったとされている。正しくは「資本家的」(kapitalistischen)である。資本・資本家・資本主義という語については、F・ブローデル『交換のはたらき 1』(みすず書房)288頁以下を参照されたい。]
- 12 同上 p.933
- 13 同上 p.935
- 14 同上 p.995
- 15 「資本論23 a」 p.516
- 16 同上 p.519~520
- 17 F・エンゲルス「イギリスにおける労働者階級の状態 諸結果」『マル・エン全集2』p.230~1
- 18 「資本論23 b」 p.933
- 19 R・J・ミッチェル/M・D・R・リーズ『ロンドン庶民生活史』松村赴訳 みすず書房 p.192
- 20 フロラ・トリスタン『ロンドン散策』小杉隆芳/浜本正文訳 法政大学出版局 p.38
- 21 W・J・リーダー『英国生活物語』小林司/山田博久訳 昌文社 p.13
- 22 同上 p.16
- 23 二宮宏之他編集アナル論文選2『家の歴史社会学』参照 [18世紀フランス家族の分析は産業革命期の労働者家族を自出において考えるうえで重要である。]
- 24 注3-20同 p.104
- 25 注3-23同 p.75
- 26 フィリップ・アリエス『子どもの誕生』杉山光信/杉山恵美子訳 みすず書房 p.379

- 27 『資本論23 a』 p. 219
- 28 『資本論23 a』 p. 223～224
- 29 『資本論23 a』 p. 225
- 30 同上 p. 227
- 31 同上 p. 230
- 32 マルクス『フランス語版資本論上』江夏美千穂／上杉聰彦訳 法政大学出版局 p. 162～163
- 33 荒又重雄『賃労働の理論』 亜紀書房 p. 22～23
- 34 『資本論23 a』 p. 299
- 35 同上 p. 347～8
- 36 ハイエク『隷属への道』谷藤一郎訳 東京創元社 p. 29
- 4-1 『資本論23 b』 p. 661
- 2 金子ハルオ『生活的労働と国民所得』日本評論社 p. 37
- 3 『資本論26 I』 p. 70～71
- 4 同上 p. 71
- 5 同上 p. 48
- 6 『国富論』 p. 132～133
- 7 同上 p. 15～16
- 8 同上 p. 20
- 9 同上 p. 24
- 10 同上 p. 30
- 11 同上 p. 9
- 12 同上 p. 39
- 13 同上 p. 109～110
- 13 a 同上 p. 111
- 14 『資本論26 I』 p. 49
- 15 『国富論』 p. 50～51
- 16 同上 p. 52～53
- 17 同上 p. 54
- 18 同上 p. 55
- 19 同上 p. 56
- 20 『資本論26 I』 p. 50～51
- 21 同上 p. 52
- 22 『国富論』 p. 54
- 23 『資本論26 I』 p. 57
- 24 同上 p. 58
- 25 同上 p. 160
- 26 『国富論』 p. 515～8
- 27 『資本論26 I』 p. 165

- 28 同上 p.167
- 29 『国富論』 p.529
- 30 同上 p.430
- 31 『資本論26 I』 p.187
- 32 『国富論』 p.518～9
- 33 『資本論26 I』 p.173
- 34 同上 p.173
- 35 『国富論』 p.516～8
- 36 同上 p.424
- 37 同上 p.424～5
- 38 同上 p.431
- 39 『資本論26 I』 p.173
- 40 同上 p.174
- 41 同上 p.177
- 42 同上 p.176
- 43 同上 p.180
- 44 同上 p.182
- 45 同上 p.187
- 46 チェン・ニエン著『上海の長い夜 下』篠原成子／吉本晋一郎訳 原書房 P.133
- 47 『国富論』 p.203

地場製造業の企業と労働者の生産・労働 — 生活過程の諸特質(下)

—— 北海道十勝・酪農機具製造T社を事例とする実証的研究 ——

土 田 俊 幸

目 次

序 章 問題の所在	
第1章 T社の発展過程と経営理念	
第1節 地域酪農業の変動とT社の発展過程	
第2節 T社の経営理念——創業者と現経営陣	
第2章 T社の協業組織と労働者層の入社前生活史	
第1節 T社の協業組織と労働者構成	
第2節 各層労働者の入社前生活史	
(以上, 第8号)	
第3章 職場の変容と諸問題	
第1節 直接部門の職場の変容と諸問題	
第1項 プレス職場の変容と諸問題	
第2項 機械工作職場の変容と諸問題	
第2節 間接部門の現時の仕事と諸問題	
第4章 労働者層の労働条件上の諸問題と労働組合	
第1節 各職場労働者の労働条件上の諸問題	
第2節 労働組合の結成 — 解散と各層労働者の労働組合の必要性への賛否	
(以上, 第9号)	
第5章 労働者各層の将来志向と経営上の問題認識	46
第1節 各層労働者の賃金評価と将来志向	46
第2節 各層労働者の経営上の問題認識	48
終 章 ま と め	51

第5章 労働者各層の将来志向と経営上の問題認識

第1節 各層労働者の賃金評価と将来志向

まず各層の賃金額は表5-1に見るごとく、直接部門では残業がほとんどなくて超勤手当が付かないことから、総支給額で20万円前後、手取りで10数万円、嘱託は手取り8万5千円余りというものである。間接部門ではそれに超勤手当が付いて、製造管理課と施設では超勤手当2～5万円、サービス係では超勤時間の長さを反映して6～8万円の手当が付いている（営業係は超勤手当の代わりに営業手当が月2万5千円）。こうした賃金額に対する評価を見ると、7割以上の者が「安い」と評価していて、特に直接部門では8割以上の者が「安い」と答えている。その理由を見ると、直接部門では勤続年数や物価と比べて、間接部門では仕事が忙しい割に安いとされている。

こうした労働者各層の将来志向について見ると、まず勤続志向は表5-2の如くほとんどの労働者が今後もT社に勤めたいとしている。転職を望む者は2割だが、彼らは「もっといい勤め先があったら」変わりたいというものであり、転職を明確に考えている者はずっと少なくなっている（製造管理の1名「文化センターで電気の保守、公務員で安定」など）。そのなかで、機械工作班の労働者から「そのうち独立して自分でやりたい。いろんな仕事に携わってみたい（機械工作に来てから自分でやりたいと思うようになった）」(20)、「チャンスがあれば独立したい、こなし切れる分野で」(23)と、身につけた旋盤・機械技術を生かした独立志向が語られている（前工場長は調査年に65歳で定年後、独立して工場経営に乗り出している）。

表5-1(1) 賃金額に対する評価

		良い	まあまあ	安い	その他
直接	製造一課	1(10.0)		8(80.0)	1(10.0)
	製造二課		1(11.1)	8(88.9)	
間接	製造管理	1(12.5)	2(25.0)	5(62.5)	
	営業・施設		4(50.0)	4(50.0)	
計		2(5.7)	7(20.0)	25(71.4)	1(2.9)

資料：実態調査より

表5-2 各層の勤続志向と配転希望

		勤続志向			T社内での配転希望	
		勤める	わからない	転職したい	あり	なし
直接	プレス	7(70.0)	1(10.0)	2(20.0)		10(100.0)
	機械工作	5(55.6)		4(44.4)	1(11.1)	8(88.9)
間接	製造管理	6(75.0)		2(25.0)	1(12.5)	7(87.5)
	営業・施設	4(50.0)	3(37.5)	1(12.5)	2(25.0)	6(75.0)
計		22(62.9)	4(11.4)	9(25.7)	4(11.4)	31(88.6)

資料：実態調査より

表5-1 (口) 賃金額に対する評価

課	年齢・ 役職等	総支給額 (うち残業額)	手取額	評価	その理由
直 接 部 門	課長	26万(一)	20万弱	その他	みんな安いと言う。僕は言ったことないが、30年いて高い方ではない。お金にしない仕事一本。
	50代	20(一)	N A	安い	している仕事に比べれば。T社は安く有名だもん。
	40代	20(一)	16	安い	もう少しほしい。
	〃	16万6千(一)	15	安い	子供に比べたら。
	〃	20(一)	16	安い	生活苦しいですから。
	〃	20(0)	18	良い	休みはあるし、日曜・祭日は休み、土曜は半ドン。
	婦人	N A	N A	安い	物価ちょっと高い。我々としたら大変だな。
	嘱託	102,700(0)	6	安い	8年前から上がらない。今年1日50円上がった(日給3,950円)。
	〃	12(0)	8.5~9	安い	嘱託でも皆と同じだから。前社長は定年になっても給料は下がるが、ボーナスで考慮してくれたが、いまはそういうことはない。
	〃	N A	8.5	安い	定年、嘱託になってから。
製造 一課	課長	26(一)	17	安い	昔は地方公務員よりも良かった。
	40代	24(8,500)	18	安い	まずキャリア30年からみて安い。会社の儲けから見ると、安い手取りで、18万では話にならない。
	〃	22(0)	20	まあまあ	共稼ぎだから、そんなに気にしない。
	〃	N A	19	安い	仕事そのものはそんなにきついなと思わない。他の会社と比べて、生活する面でもうちちょっと。
	30代	N A	19前後	安い	家の購入で借金しているから、もう少しほしい。
	〃	22(1万6千)	16	安い	上を見ればキリがない。年功序列、やる気なくなる。仕事に対してはもう少しあっても。
	〃	N A	11	安い	使い捨ての時代に育ったから節約した生活は出来ない。
製造 管理課	課長	23(3)	20	良い	一
	30代	25~26(2)	15~16	安い	残業がなければ安い。
	〃	25(4)	21	安い	物価の上昇にあわせると安い。
	20代	20(2)	16	安い	忙しい割りには安い。
	〃	18(5)	14	まあまあ	同級生の話を聞いてみても、仕事の割りからいっても概ね普通と思う。
	〃	16~17(2)	14~15	まあまあ	ボーナス除けばまあまあ、ボーナス出ればいいのかなあ。前に悔しいなあと思った。2,3年下の銀行の女の子は50~60万貰っている、がく然。ちょっと残業がないので、ちょっと足りない。使いたいことはないけど、こんなものかな。
間 接 部 門	課長	30(※)	25	安い	生活していくのが大変だ(役職×営業手当は6万)。
	30代	25	20	まあまあ	上、下キリがない。まあこんなもの、ボーナス少ない。ノルマ達成したら金を出すとかしてほしい。最近ガバッと減らされているから。もとボーナス5ヵ月、いま3ヵ月。
	20代	N A	N A	安い	使うだけ使うのでも足りないような気がする。ここは社宅、家賃が安いので、なんとかやっていける。
	20代	20弱	15	まあまあ	給料に関しては不満ない。もちろん少ないことは少ないが。嫁さんも稼ぐし。残業手当貰わない。営業手当、月2万5千円。夜12時超す時2ヵ月に1回、9時ぐらい月2回。朝も早い時ある。同じ友達でも土木関係に勤めているのは月20万とか年100万以上違う。兄弟の中でも一番安い。
	〃	18~20(3~4)	13~14	安い	仕事に見合った手当が貰えない。危険な仕事が多い。応援に行って高所作業10m、20m。多少びつちり入る仕事の時は出るが、出張しても損になる。旅費が出るだけで、足が出ることも多い。特殊な作業をやっている者の手当を出してくれればと案。
サ ー ビ ス 係	30代	24~25(6)	18	安い	高い所昇って、臭い仕事して。
	30代	23~25(8)	17	安い	てきめん安い。物価上昇から比べると最低賃金に毛の生えたもの。仕事のハードさから比べると工場の5時で終わってしま位の給料ならまあまあと思うが、みんな帰っても働いていて子供たちがかわいそう。月1,2回の休みじゃ。朝定時、帰りはいつになるか分からない。それで給料安い。物価と比べても追いつくものでない。会社安定度、道内で第4位、借金していない。社員がいかに酷使されているか。
施 設	20代	20(3~4)	13~14	まあまあ	共働きしている。不自由していると感じない。家賃8,000円、子供もいないし。
	20代	15~20(0~5)	10~15	まあまあ	とは言ってもいつも話すのだけれど下を見てもキリがない、上を見てもキリがない。安くてもよしとしなければと思う。安くで生活できん人は良い会社へ行けばいい。

注) ※営業係は超勤手当がなく営業手当が月に2万5千円付く。

資料: 実態調査より

第2節 各層労働者の経営上の問題認識

では、今後もT社に勤めたいとしている労働者各層は、現在のT社の経営面・管理面の問題点についてどのように考えているのか。第3章で見たごとく直接部門のプレス職場と機械工作職場では、生産工程の「合理化」による人員削減、近年の多品種化によってプレス型の段取り替えの増加や指揮・命令系統上の混乱を生じさせ、また現場労働者の作業改善や技能習得への意欲も十分に組織的にくみあげられてはいなかった。間接部門では、納期前や機械修理の際の残業・休日出勤、また品質管理のための人員不足の問題、等が指摘されていた。こうした職場・仕事上の諸問題の上に、以下のような経営上・管理上の諸問題が指摘されている。

まず第1に、末端の従業員の意見をくみ上げえていない現在の経営組織の問題である。

「難しい時代になってきた。会長の時代は（仕事の張り合い）あったが、30年目で感じたものがある。我々の考えを進言できない。会社三役の考え方が問題、『任せなさい』というだけ。もっと話し合う方がよい。

「親父（会長）のためなら頑張るぞ」の気持ちでやってきたが、いまはそういう汗流す世代なくなった。後輩の時代、改善には協力したいとは思いますが。働く人の考えを尊重しあって語り合っるとともにやっていくのがほしい。」（機工班）

「うちの課題は、職場の世代交代の転換期、先輩いなくなって、新しい組織づくり難しい時期。若い人と年上で（状況認識が）違う。中堅のなかでも通じないところある。会社側に言おうと思うが通じない、代替わりで。上司が（上に）言えるかどうか。二代目になる時代からのひとつの課題だと思っている。」（機工班）

「上と仕切られている感じ、壁がある。下はゴチャゴチャ。課長はストレートに言わないひとだから、上の人、敏感に受けとめていない。」（営業・サービス）

「課長たちは人間的にはいいが、職人からのたたき上げで会社の指示に従う。ヒラの意見を聞いてくれない。会社で1回発表会あった。一昨年冬に各職場でどういうことしているかを。もっと設けていい。ああいう場で意見述べれる。課長、係長で上に文句言う人いない。与えられた仕事をこなすだけでなく、プラス何か必要。上司は自分の地位、立場が大事で、反発できない、経営陣の言いなり。」（営業・サービス）

以上のごとく直接部門労働者からは、「我々の考えを進言できない。会社三役の考え方が問題、『任せなさい』というだけ。もっと話し合う方がよい。……働く人の考えを尊重しあって語り合っるとともにやっていくのがほしい」、「会社側に言おうと思うが通じない、代替わりで。上司が（上に）言えるかどうか。（経営陣が）二代目になる時代からのひとつの課題だと思っている」、間接部門労働者からも「上と仕切られている感じ、壁がある。下はゴチャゴチャ。課長はストレートに言わないひとだから、上の人、敏感に受けとめていない」、「課長たちは人間的にはいいが、職人からのたたき上げで会社の指示に従う。ヒラの意見を聞いてくれない。……課長、係長で上に文句言う人いない。与えられた仕事をこなすだけでなく、プラス何か必要。上司は自分の地位、立場が大事で、反発できない、経営陣の言いなり」と、末端の従業員の意見をくみ上げえていない現在の経営組織の問題点が指摘されている。そのため、末端の従業員が意見を述べれる場を望む声が出されている——「会社で1回発表会あった。一昨年冬に各職場でどういうことしているかを。もっと設けていい。ああいう場で意見述べれる」。この背後には、

さらに「プレスの前の（退職した）課長，あの人の影響かなりのもの。やることしっかりやって（上に）文句も言っていた」，「経営陣は身内で占めているから，やりづらい面もある。前は血縁ではない工場長がいた」，「経営陣のなかはT一族で固まっている。（親族以外の）新しい人を経営陣に入れないと，新しい考え方出てくず，まあまあとなる」という同族経営の問題が指摘されている。

第2に，直接部門における職場の管理体制と「人間関係」に係わる問題である。第3章で見たように，機械工作班では，「人間関係が難しい。年数があっても技術がない人もいる。その仕事に応じて，一番 better な人に，若くても頭（リーダー）になってもらって仕事をしている」。これに対して，プレス班の場合は，「課長は旋盤からまわった。プレスのことに明るくない」ため，「課長は，誰がどのくらい生産できるか分からない（から）…仕事をする，しないで評価されない…（そのため）口のうまい者の方が上司の受けはいい。ふだん仕事しなくても課長が来ている時は仕事するので，課長の覚え良く，賃金も少しいいのではないかと思う」という問題が存していた。そのため，次のように職場の「人間関係」が難しいこととして課長・係長からあげられている。

〔プレス班〕

「使う人，年配の人多い。感情害さないように注意，言葉遣い一つで生産性違う。」（一課課長）

「人間関係，同じくらいの人との人間関係が苦勞する。仕事そのものには（張り合い）あるが，機械さわるのはおもしろいが，人間関係がゴチャゴチャしているので，やる気をなくす。」（プレス班係長）

「人間関係がすっきりしていないと，スムーズに動いてくれない。」（プレス班係長）

〔機工班〕

「職人と言った方がいいのに。課長かヒラかになっている。そういうことに気を使う。」（二課課長）

「人間関係で悩んだり，仕事で行き詰まったりする時もありますね。」（機工班係長）

「自分自身の仕事だけなら魅力感じるが，人間関係が入ると面倒だ。」（機工班係長）

このなかで，特にプレス班についてみると，「離農して途中で入った人，ひがみがある。職人できた人も仕事しないで人のあげ足をとったりする。そういう人たち仕事にベストをつくさない」（係長）。そのために係長⑩は，「こまめに言葉をかけ，行って見てやったり，手伝う。そしてえこひいきしないこと」とし，仕事に「ベストをつくしていこう」と心掛けている。もうひとりの係長⑪も，「みんなを同じ気持ちで引っ張っていく，相手の気持ちをよく聞いてやる」，「自分が進んでやれば，相手もついてくる。自分が体を張って仕事をする」，そして「仕事の手抜きをしない。チームワーク，人間関係」に配慮している。そして課長⑨も，「年配の人多い。感情害さないように注意，言葉遣い一つで生産性違う」と気を配っている。

このように，プレス班では課長が代わった後，とりわけ2人の係長が作業遂行の先頭に立つことによって職場統轄がなされている。しかしながら，先に見たように，「仕事をする，しないで評価されない」という一般従業員の不満が存していた。ここには，T社が「職場の世代交代の転換期，先輩いなくなつて，新しい組織づくり」の段階にさしかかっていること，すなわち創業者＝会長とともにT社を担ってきた工場長やプレス課長らの退職に伴い，従来の労務管理では職場の管理が難しくなつてきていることが係わっている。すなわち従来は，T社に入社

後、職場の中で先輩から技能習得のみならず、人間形成の面でも大きな影響を受けて働いていた——「前の工場長から自分の子どものように面倒みてもらった」(⑨)、「職長がよかった。厳しかったけれど、よく仕込んでくれた。一緒に仕事をやりながら真剣に教えてくれた。与えられた仕事を日曜日に行ったりして、納期に間に合わせ、責任を果たした」(⑩)、「昔の工場長、仕事も教えられたり、昔の人だから職人氣質、俺についてこい、と」(⑪)、「入社の際、前の工場長の影響が強かった。いろいろアドバイスを受けた」(⑫)、「一番はじめについた親方はよかった。しごかれて普段みんながやらない仕事をした」(⑬)というごとくである。そして、その背後にはさらに、創業者である会長の存在があった——「会長はしょっ中工場を見て歩いた。誰がどのくらいするというのを把握していた。苦労してきたので、みえる。従業員の言うことを聞いてくれる」(⑭)、「前は不満がないよう理解ある会社だった」(⑮)、「会長は人を見る目を持っていた。労働組合までいなくても、かゆい所に手がとどいた。会長は苦労してたたき上げた人間だから働く者の気持ちがわかる。スイも甘いもよくわかっている」(⑯)というごとくである。そうした中で、従来の労務管理も機能していた。

しかしながら、工場長やプレス課長らの退職に伴い、従来の労務管理では「仕事をする、しないで評価されない」という不満が生じていた。そして、それは「昇給、ボーナス、個人によってバラツキあり」、「アップの仕方わからない」「会社三役の心ひとつで決まる」という賃金査定の問題へもつらなっている。このことは、「仕事をする・しない」を基準とした新たな労務管理・賃金管理の必要性を物語っているといえる。その際、「(経営陣は)人事考課なんて考えているみたいだけど、大企業と中小をゴッチャにしているのではないか」というものではなく、中小企業のT社に見合った“公平な”ものとして。

第3に、製品開発に係わって、次のごとく指摘されている。

「新しい製品つくるとすぐ壊れる、客の苦情。よそのメーカーと比べても壊れやすい。いまの経営陣のあたりにアメリカ製品いいとこびりつく。必ずしもよくない。ただし外見悪くても頑丈。うちの会社、まねしてうまくいかない。」(営業・サービス)

「農家の生の声をじかに聞きたい。営業マンは物をつくっているのではないから、もっともっといいものをつくれるのではないか、出ていって聞きたい。」(二課課長)

「アメリカからの輸入品をそのまま用いる。自分ももっと日本の特殊性を考慮すべきだと思う。」(機工班)

「ミルカー(搾乳器)は生き物相手で難しい。牛が乳房炎にならないよう、細かい面倒が必要。自分が牛を飼った経験ないし、実際に牛に与える影響がわからない。こちらで、これでいいなと思っても、酪農家で文句を言われることもある。酪農家で機械が使われているところを見たい。使ってみないとわからないことある。話を聞くより、自分で見た方がいい。」(管理)

第4に、営業・サービス活動の強化の必要が指摘されている。すなわち、「改善してるんだか、してないんだか分からない。営業どんどん増やしていかないと。3人で5億も6億も売れっというの間違っている。サービスも」(営業・サービス)というごとくである。この背後には、さらに各酪農家と持続的に結びつきながら製品販売やサイロ建設が行われるT社の営業の特質がある。

「昭和53年に営業で初めて新得のYさんという農家のところへ入る。気構えとして、酪農家になめられちゃいかんと思い、完璧に説明。最後に主人に「そんな難しい機械ならよう使わん」と言われた。肥やしになった。いま考えると、もっと奥深いところをみられていたと思う。すばらしいものでも人を介在させている。商品を持っていっても、それがいいからだけじゃなくて、最終的には品物ではなくて、売りに行った人を買ってくれると思う。」(営業課長)

「普通一般の建築屋からみると特殊なので。それ1回の付き合いじゃないから、長い付き合いをするので、良かった、良かったと喜んでもらえると嬉しい。」(施設)

「お客さんあっての企業、夜のメンテナンスはその気持ち。」(管理)

これに対して現経営陣は、「畜産研究室のデータは十分使えるが、日本では所詮サービス。飼料設計やってくれるところはたくさんあるが、結果を見ながら、牛の乳の出具合、肉のつき具合などフィードバックしながらやってくれるところは他にない。栄養が乳になる牛もいれば、肉になる牛もいる。しかし、こういうコンサルタントは伝統的に無料。日本ではデータベースでは商売にならず、サービス。アメリカではコンサルタント産業となる」といつている。しかし、かつての「商品が営業マン」で「客は待たせていても買いにきた」段階とは異なって、各酪農家と持続的に結びつきながら大型酪農機械・施設の販売を行うT社の特質のもとでは、酪農家との“人”を介した、さらに“アフター・サービス”“コンサルタント・サービス”を介した営業活動の強化が重要になってくるといえよう。

終章 まとめ

以上、十勝・根釧地方の酪農業と密接に結びついて発展してきたT社の企業と労働者の諸特質について見てきたが、そこから指摘できることは以下の通りである。

第1に、十勝酪農業の規模拡大に伴い、T社も牛乳缶や給水器の製造販売の段階からアメリカ等の企業と技術提携して酪農機械製品や自動システムの製品を手がけるようになった。T社の会社組織・従業員構成も、離農者を主としたプレスから職訓・工高卒者を中心とした機械工作への移行、そして間接部門の強化(専門学校・大学卒)が進められてきた。しかし、経営陣が認識しているように、自社での新製品や新分野の開拓は立ち遅れている。それが、酪農政策の転換と各酪農家の設備投資の抑制・合理化とともに、T社にとっても今後、以下のような構造転換を伴った新たな展開が迫られている。

第2に、直接部門では生産工程の「合理化」が進められたが、近年の多品種化によってプレス型の段取り替えの増加や指揮・命令系統上の混乱を生じさせ、また現場労働者の作業改善や技能習得への意欲も十分に組織的にくみあげられてはいなかった。

間接部門では、納期前や機械修理の際の残業・休日出勤、また品質管理のための人員不足の問題、等が指摘されていた。

第3に、労働条件上の問題としては、低賃金の他に、「前近代的」な賃金形態の問題、職場の人間関係の問題などがあった。そして、その改善のために過半数の者が労働組合の必要性を指摘している。

そして第4に、現在のT社の経営面の問題点として、①末端の従業員の意見をくみ上げうる

経営組織の要求と同族経営の問題、②直接部門における職場の管理体制——新たな労務管理・賃金管理の必要性——に係わる問題、③地域酪農業の現状に即した新製品開発の必要、④営業・サービス活動の強化の必要性、が指摘されていた。

このように、地域酪農業の転換を迎えるなかで、T社においても同族経営による前近代的な労使関係のあり方の改善、労働組合の必要性に結びつく構造転換を迫られているといえる。

戦後農政の展開と北海道稲作中核地帯 における集落の協業形態の変化 (下)

一 農民層分解下における農業・農民の変容とその主体的対応過程 一

北海道教育大学非常勤講師 小内純子

目 次

第4章 第Ⅳ期における減反の強化と農業生産の変化	54
第1節 減反の強化とY集落農家の対応	54
第1項 「とも補償」制度の成立	54
第2項 Y集落農家の取組み	55
第2節 農業生産面における変化	56
第1項 稲作機械所有の動向	56
第2項 「畑作機械利用組合」の結成	56
第3項 受委託関係の形成	58
第3節 小 括	60
第5章 第Ⅴ期における農業危機の深化とY集落の農業・農民	61
第1節 農業危機の深化とY集落農家の対応	61
第1項 農家経済の悪化	61
第2項 Y集落農家の対応	63
第2節 後継者問題と若手後継者の動向	68
第3節 各種諸機関・組織と農業・農民	72
第4節 現段階における農民層の価値志向	75
第1項 農業に対する意欲	75
第2項 農政に対する評価と農協への要望	77
第3項 Y集落農家の営農志向	83
第5節 小 括	86
終章 戦後農政の展開と北海道稲作中核地帯の農業・農民	88

第4章 第Ⅳ期における減反の強化と農業生産の変化

第1節 減反の強化とY集落農家の対応

第1項 「とも補償」制度の成立

さて、第Ⅳ期にはいと減反政策がY集落農民の前に大きく立ちはだかってくる。前掲表3-3にみる如く、1978年（昭53）に始まる水田利用再編対策1期の初年度には減反率は一気に16.0%となり、減反目標面積も前年度の128haから529haへと約4倍になる。さらに、1980年（昭55）には減反率は28.0%に上昇、1981～83年の水田利用再編対策2期に入ると30%を超えるようになる。

このように1978年（昭53）を画期として、秩父別町の農民は減反に対する新たな対応を迫られることになる。それまでの「希望者による消化」というかたちでは目標が達成できなくなったからである。こうした事態にたちいたって、新たな対応を検討するために「秩父別転作促進協議会」が結成され、各生産組合から2名の参加者を得て検討が重ねられた。その結果、「自分たちの集落の転作配分は自分たちで処理する」という6つの集落を除き、残り21の集落によって「とも補償」制度が発足する。「とも補償」制度とは、「1978年における町平均の転作率（水田本地面積に対する転作面積の割合）は16%であるが、16%より少ない転作しかおこなわなかった農家が、16%より多く転作をおこなった農家へ一定額の補償金を支払う制度である。」⁽¹⁾。いわば、減反・転作による収入の目減り分を、自治体レベルで各農家がさらに補償しあうことによって、減反を円滑に進めようというものである。補償金の額は、表4-1の如く当初は10a当り17,000円であったが、減反率の上昇と転作奨励金の減額とともに次第に減少し、1983年（昭58）には12,000円となっている。

表4-1 秩父別町のとも補償額の推移

	10a当りのとも補償額	他用途米の補償額
1978～79年	17,000円	/
1980～82年	14,000円	
1983年	12,000円	
1984～87年	10,000円	2,000円
1988年	10,000円	3,000円

資料：役場での聴取り調査より作成

こうして1978年（昭53）以降の減反面積の増大という事態に、秩父別町では「とも補償」制度によって対処していくことになる。この「とも補償」制度の成立は、空知北部農業改良普及所が提唱したものとされるが、Y集落の農民層自身は、むしろ自分たちが知恵を出し合って作った制度であるという意識を強くもっている。例えば、それは、③の世帯主の、「とも補償制度は秩父別独自のもの。深川はここから学んだ。」という言葉や、⑥の世帯主の「とも補償はわれわれ農民がつくった。大学の先生も研究にきていった。」という言葉に端的に表れている。

第2項 Y集落農家の取組み

ところで、Y集落の③の世帯主は、「転作促進協議会」の発足以来、会長としてその中心的役割を担っている。そうした関係もあり、Y集落の農家は「とも補償」制度の成立に大きく寄与するとともに、その実施に対しても主導的な役割を果たしていく。すなわち、「とも補償」制度の成立当初は、秩父別町内でこの制度を利用して町平均以上の減反・転作を引き受ける農家が少なかった。そのため、③の世帯主自らが、自分の経営耕地のほとんどを減反・転作する道を選択したのである。その後、それに共鳴して大幅減反を行う農家がY集落の中に現れ、これらの農家によって麦の集団転作が行われていくことになる。ちなみに、1978年（昭53）段階の集落毎の転作率をみると、表4-2の如く、町平均が16%というこの年に、Y集落では55%というきわめて高い転作率を示している。しかも、その平均転作率は、他集落に比してきわめて突出した数値となっていることがわかる。

表4-2 集落の転作率別分布

(1978年)		
転作率	集落数	備考
0%	8	
16	9	
25	1	
29	1	
37	1	
55	1	(Y集落)

資料：役場産業課資料より作成

ここで前掲表3-4において、Y集落の各農家が、この時期どの程度の減反を行っていたのかをみよみる。「とも補償」制度が成立して3年目の1980年（昭55）をみると、委託層はもとより、上層や中層の農家のなかにも転作率の高い農家が多数存在していることがわかる。たとえば、上層では、経営耕地の90%前後を減反している③⑥を筆頭に、40%以上を減反している農家も5戸（T農場、④、⑤、⑦、⑩）あり、Y集落の中核的農家が率先して減反に協力している。

もちろん、こうした道を選択は、単に③の世帯主に協力するというものではなく、大幅減反をおこなうことの十分なメリットが存在したことを意味している。そのメリットの1つは、なによりもまず、当時は奨励金が高く、集団転作による加算額に、とも補償金を加えると、麦を作った方が米をつくるよりも収入がよいという点にあった。③の世帯主によれば、1978～80年頃は、各種加算金を加えた転作奨励金は10a当り8万2,000円で、これにとも補償金1万7,000円を加えると、ほぼ10万円の奨励金を受け取ることができたという。さらに2つに、土地を休ませ、土壌改良をし、土地の状態をよくすることを派生的なメリットとしてあげるものもある。従って、Y集落農民の「とも補償」制度への積極的な協力もあくまでも以上のメリットに支えられたものであり、メリットの消滅とともにその対応も変化しうる可能性を含んだものであった。

このように転作面積を積極的に引き受けて「麦作集団」を組織したY集落の農家は、毎年、十勝、帯広、北見などの畑作地域への先進地視察を行っている。その費用の一部には、⑨の世帯主が中心となって働きかけ、道や支庁から研修資金として引き出した20万円～40万円の補助金が当てられている。これは1978年(昭和53)から6年間程続いた。この視察旅行は補助金の打ち切りとともになくなるが、その後も親睦を主体とする夫婦同伴の旅行に引き継がれ現在まで続いている。その際、参加の対象もY集落全戸に広げられた。

第2節 農業生産面における変化

第1項 稲作機械所有の動向

さて、第Ⅲ期に成立した共同利用組織は、先に指摘したように中核的な農家が大幅に転作面積を引き受け、稲作を縮小したことをもって、最終的に解散している。それにともない利用組合に参加していた農家は新たな選択を迫られることになる。その際、参加農家がとった選択はトラクター利用班毎に異なるものであった。

すなわち、トラクター利用班A Bは、利用組合の解散を契機に、完全に個別所有へ移行する。利用班A Bを構成する③⑤⑥(1973年からは3軒でトラクター2台を利用する形をとっていた。表3-1参照)は、解散時の所有面積が10ha前後に達していたこともあり、トラクター、田植機ともに直ちに個別所有へ移行する。これに対し、C班では、利用組合解散時に、田植機については個別所有に移行するが、トラクターについては、離農した農家を除く⑧⑨⑬の3戸で、償却期間として義務づけられていた1982年(昭57)まで共同所有を続けている。さらに、D班の場合は、利用組合解散後もトラクター利用班を母体とした共同利用を続け、その一部は現在まで続いている。すなわち、トラクターに関しては、利用組合解散時に脱退した⑭以外の4戸(⑩⑪⑭⑯)で1985年(昭60)まで共同利用しており、また、田植機の場合は、⑩⑪⑭の3戸で現在まで続けている。D班は、解散時の所有面積が3.0～7.5haと相対的に規模が小さい農家からなっており、それが共同を継続する1つの要因として作用したと思われる。

このように、共同利用組織の実質的な解散によって、全ての農家が直ちに農業機械の個別所有に移行したわけではない。利用班によっては、共同利用をその後ながく続けたものもあった。しかし、それも次第に解散の方向へむかい、現在は⑩⑪⑭3戸による田植機の共同利用が残るのみとなっている。従って、共同利用組織の解散は、大きくは稲作機械の個別所有という方向に作用したことがわかる。

第2項 「畑作機械利用組合」の結成

ところで、以上のように稲作機械の個別所有がすすむ一方で、この期には新たな共同利用組織が結成されることになる。すなわち、減反強化によって麦を中心とした畑作物が増加してくるが(前掲表3-3参照)、その過程で畑作機械の共同利用組織が設立されるのである。具体的には、1978年(昭53)に、稲作転換対策事業を導入して「畑作機械利用組合」が結成されている。

この「畑作機械利用組合」は、Y集落と隣接するG集落の2つの集落の農家合わせて約40戸からなっており、Y集落からは、現在委託層の⑬⑭⑯を除く全農家に参加した。導入された機械は、表4-3のごとくで、麦関係の機械が中心で、甜菜や大豆関係の機械も備えられている。またこれらの機械の購入に際して、1978年から1982年の5年間は、稲作転換対策事業による5

表4-3 「畑作機械利用組合」の所有機械(補助購入分)

機 種	台数	機 種	台数
ライムソー	3	動力噴霧機	2
ツースハロー	2	ビートミニプラント	1
総合播種機	2	ビート移植機	2
グレーンドリル	2	ビート収穫機	1
カルチパッカー	1	除雪機	1
ローラー	1	大豆脱穀機	1
スノーモービル	1	トレンチャー	3
サブソイラー	3	スプレーヤー	1
ボトムプラウ	5	ストローチョッパー	1
ロータリーハロー	4		

資料：農協資料より作成

割補助を受けている。

このようにY集落の農民は、すでに共同することの難しさや補助事業への不信感を抱いていたにもかかわらず、稲作機械の共同利用組織が解散したその翌年にこの「畑作機械利用組合」を結成することになる。このことは、一見矛盾した行動のようにも見えるが、その背景には、少なくとも次のような事情が働いていたものと思われる。1つは、稲作機械の個人所有が進むなかで、畑作用機械までも個人で揃えることは経済的に困難であったということである。とりわけ連作がきかない畑作の場合は、必要な機械が多種にわたるため共同所有する必要性がより大きかったといえる。2つに、転作作物は、各農家の農業生産にとってあくまでも副次的な位置づけにすぎなかったということがある。しかも、畑作物の場合は、農業所得のほかに、それを上回る額の転作奨励金が保障されていた。従って、共同化による多少のデメリットも我慢するということが可能だったといえる。

とはいえ、「畑作機械利用組合」の結成に際して、第Ⅲ期の共同化の教訓が、いくつかの点で生かされている。例えば、(Ⅰ)共同作業は行わず、共同所有・個別利用を原則とすること、(Ⅱ)会計監査の際の対応の複雑さとそれともなうトラブルを避けるため、機械の所有権は農協におき、償還期間は農協からリースしているかたちをとり、償還後に利用組合の所有となるという方法をとること、(Ⅲ)適期作業を可能にするためにドリル(麦蒔機)2台を追加購入したが、その際補助金を受けず自己資金で希望機種を購入したこと、などである。

このように、稲作機械の共同利用組織は解体したが、その一方で、第Ⅳ期にはその教訓をいかしながら畑作の共同利用組織が結成されてくる。しかし、Y集落にとっての共同化の意味は、第Ⅲ期とは大きく異なっていると言わざるを得ない。なぜならば、それは副次的な位置にある畑作機械の共同利用組織であり、さらに共同所有・個別利用を原則としたものとなったからである。あきらかにY集落の機械の共同利用組織の位置づけは、第Ⅳ期には大きく後退したのである。

第3項 受委託関係の形成

さらに、減反強化という事態の進展は、稲作機械の共同組織の解体の時期と重なったこともあり、新たに委託農家の形成を促すことになる。すなわち、経営規模が相対的に小さく、後継者がいない農家のなかには、共同利用組織の存在を前提に農業生産を維持している農家も多くみられた。それゆえ、減反の強化という農業の先行きが見通せない状況のなかでの共同利用組織の解散は、彼らの農業離れを加速することになる。

表4-4は経営受委託について、表4-5は作業受委託について、Y集落の現状を示したものである。少なくとも現在の経営委託層⑬⑭⑯の委託農家への移行が、1978年（昭53）頃に始まっていることがわかる。すなわち、Sトラクター利用組合に参加していた⑬と⑭の場合、⑬は解散後の2年間牧草の植え付けをおこなった後、世帯主の妹の嫁先であるT農場へ経営委託しており、⑭は1978年（昭53）から10年間、⑤へ全作業を委託したのち、1988年（昭63）に経営委託へ切り替えている。また、Sトラクター利用組合に加入しなかった⑯の場合は、1978年（昭53）に他集落のいところへ経営委託を開始している。あきらかに、減反強化と共同利用組織の解散が、委託層へ移行する契機となっていることがわかる。

ここで、こうした受委託関係が成立する際の契約内容についてみておく。まず、農業委員会では、小作料は1反24,000～29,000円の水準（ただし、この20%増しまでなら認める）、土地改良区の付加金反当6,500円は借り手が支払うという取り決めがなされている。このことは、農業委員会としては転作奨励金をそのまま小作料に当てるという方法を認めていないことを意味している。

表4-4 Y集落の経営受委託の現状

		契約年	面積	関係	住所	契約期間
受	①②	1975年	2.27ha	伯父(故)	町内他集落	半永久
		1980年	5.91ha	①の妻の兄	Y集落(⑬)	10年
	③	1979年	1.5ha	父の姉	町内他集落	3年
		1980年	2.4ha	世帯主の姉	町内他集落	3年
		1988年	1.7ha	妻の姉	町内他集落	3年
託	③④ ①	1987年	8.8ha	③の知人	雨竜町	3年
		1987年	3.0ha	④の知人	町内他集落	1年
	⑤	1988年	2.4ha	近隣	Y集落(⑯)	10年
	⑩	1988年	0.7ha	近隣	Y集落(⑯)	2年
委託	⑬	1980年	5.91ha	世帯主の妹	Y集落(①②)	10年
	⑭	1988年	2.4ha	近隣	Y集落(⑤)	10年
		1988年	0.7ha	近隣	Y集落(⑩)	2年
⑯	1978年	1.4ha	いところ	町内他集落	?	

資料：実態調査より作成

表 4-5 集落の作業受委託の現状

	開始年	作業	面積	関係	住所	備 考
受	③ 1988年～	耕起	2.4ha	世帯主の姉	町内他集落	
	④ 1983年～ 1983年～	苗立～稲刈 麦の播種	2.0ha 0.94ha	普及所の紹介 近隣	町内他集落 Y集落(⑭)	
	⑤ 1987年～ 1978～87年	稲刈 全作業	? 2.4ha	近隣 近隣	Y集落(⑬) Y集落(⑮)	
	⑦ 1983年～ 1988年～	稲刈 稲刈	1.5ha 3.5ha	知人 近隣	町内他集落 町内他集落	
託	⑩ 1985年～	耕起	2.4ha	近隣	Y集落(⑯)	
	⑪ 1987年～ 1985年～	稲刈 耕起	? 2.4ha	近隣 近隣	Y集落(⑰) Y集落(⑱)	
	⑭ 1985年～	耕起	2.4ha	近隣	Y集落(⑯)	
委	⑬ 1974年頃～ 1974年頃～	育苗 稲刈	5.4ha 5.4ha	娘婿の実家 近隣	妹背牛 Y集落(⑮⑰)	1986年以前は町内他集落の 育苗組織 1986年以前は農協へ依頼
	⑮ 1982年～	麦作業	3.0ha	世帯主の又従兄弟	町内他集落	
	⑯ 1985年～	耕起	2.4ha	近隣	Y集落(⑯⑰⑱)	
託	⑰ 1983年～ 1973年～	麦の播種 稲刈～調整	知人 ?	近隣 —	Y集落(⑱) ⑱or農協	
	⑱ 1978～87年	全作業	2.4ha	近隣	Y集落(⑱)	

資料：実態調査より作成

しかし、現実には、農業委員会の取り決めは守られておらず、近年はとくに貸し手市場のなかで、小作料がつけ上げられる傾向にある。すなわち、借り手が貸し手に転作奨励金をそのまま支払うということが裏契約として結ばれている場合がほとんどである。減額されてきているとはいえ転作奨励金額（当時反当り6万円程度）が、農業委員会の決めた小作料水準を大幅に上回るものであることは言うまでもない。

現在、Y集落で経営受委託を行っている農家の場合もすべてのケースで転作奨励金が小作料として支払われている。また、その他の負担区分を表4-6でみると、固定資産税、部落費は貸し手側、肥料代、品種の決定、販売名義は借り手側にあることがわかる。しかし、土地改良区費と水利費に関しては、基本的には貸し手が支払うことになっているようであるが、①②のようにそれらも借り手が支払うというケースさえみられる。このように、当地域では、高額の小作料に支えられながら土地の賃貸借が進んできているのである。

ところで、こうした土地の賃貸借は、売買による土地の流動化が停滞してくるなかで、次第に土地移動の主流を占めるようになってきている。そして、それにとまなう経営委託農家の出現は、新たな離農の形態の出現を意味している。Y集落では、経営委託層へ移行した農家は、

表4-6 受委託契約の際の諸経費の負担区分

	No.	土地改良費	水利費	固定資産税	肥料代	部落費	品種決定	販売名義
受託農家	①②	借り手	—	貸し手	借り手	貸し手	借り手	借り手
	④	貸し手	貸し手	貸し手	借り手	貸し手	借り手	借り手
	⑤	貸し手*	借り手**	貸し手	借り手	貸し手	借り手	借り手
	⑩	貸し手	貸し手	貸し手	借り手	貸し手	借り手	借り手
	⑪	貸し手	貸し手	貸し手	借り手	貸し手	借り手	借り手
委託農家	⑳	借り手	借り手	貸し手	借り手	貸し手	借り手	借り手

資料：実態調査より作成

注：* 土地改良費とは圃場整備特別附加金のこと

**水利費は反当2,500円

もはや生産組合の集会や溝さらいなどの共同作業への出役義務がなくなる。つまり、その時点で離農したということが公に認められるということである。こうした事実は、土地を所有したままで、経営のみを委託し、小作料を受けとるかたちをとる離農農家が、稲作中核地帯の中に滞留しつつあることを示しているといえる。このことはまた、近年の離農が、1960年代に土地を売却して転出していった挙家離村というあり方から、在村離農の方向へ大きく変化してきていることを意味するものである。

第3節 小括

以上、第4章では、減反が強化されるなかでのY集落農民の対応と農業生産の変化についてみてきた。本章での分析を通じ、第Ⅳ期の特徴点として以下の諸点が指摘できる。

第1に、稲作機械の共同化の解体と、それに続く減反の強化という事態は、Y集落の農民層分解をさらに押し進める方向で作用したということである。第Ⅱ期の激しい離農の進行に対し、第Ⅲ期は集落ぐるみで共同化が追求され、離農する農家もきわめて少なかった。しかし、その共同化も終わりを告げ、第Ⅳ期に入り減反が強化されてくるなかで、再び離農が増加しはじめる兆しが現れてくる。しかし、それは第Ⅱ期の離農とはその性格を大きく異にするものであった。すなわち、第Ⅱ期の離農は都市部への転出というかたちで集落を後にするものが多く、その中には相対的に規模が大きい農家の不動産業への転職も相当数含まれていた。しかし、第Ⅳ期になると、規模も小さく後継者がいない農家が経営委託層として集落の中にとどまるかたちが一般的になってくるのである。

第2に、農業機械の共同利用を中心とした“集落ぐるみ”的共同化の動きについてである。稲作機械の共同組織は第Ⅲ期の終わりに解体し、稲作機械は基本的に個人所有の方向に大きく歩み出すことになる。その一方で、転作によって生産が増大する畑作関係の機械が“集落ぐるみ”的に導入され、新たな共同利用組織が結成されてくる。ある意味では、共同利用組織がかたちを変えて受け継がれたとみることができる。しかし、農業生産における共同化の位置づけは大きく後退したとみなければならない。なぜなら、共同作業は行わず共同所有・個別利用を原則とし、しかも、その対象も稲作という農業生産の中核的部分から、畑作という周辺部分へ移行したからである。

第3に、「とも補償」制度のもつ意味である。減反が強化されるなかで、秩父別町では農民たちが知恵を絞り「とも補償」制度をつくあげており、その過程でY集落農民は中心的な役割を果たしていた。その一連の動きからは、1つに、当時はまだ、中・下層も含めて地域農業全体が生き残る道を探るといふ姿勢が貫かれていたことがわかる。第Ⅳ期には、共同化が後退し、稲作生産に関しては個別化が進行していたが、この段階にはまだ「とも保障」制度によって、お互いに面倒をみあいながら地域農業全体として生きのびていこうという志向性をもっていたのである。2つに、農民層が現実に対処していく柔軟性と積極性をみることができる。それは、「とも補償」制度を作り上げたという行為のなかにも、またそれを積極的に利用していく姿勢のなかにも見いだすことができる。とくに、米を作るよりも収入がいいという理由で、大幅な転作割当を受け入れていくY集落農民の姿は、そうした特性を示しているといえる。

しかし、第Ⅴ期にはいり、農業をめぐる情勢が一段と厳しさを増してくると、「とも補償」制度にみられた地域全体で生き残ろうという志向性も次第に弱まっていくことになる。

注

- (1) 前掲塩沢「稲作における減反・転作」p111。なお、秩父別町の「とも補償」制度については、前掲塩沢「水田土地利用転換の実相」もあわせて参照のこと。

第5章 第Ⅴ期における農業危機の深化とY集落の農業・農民

第1節 農業危機の深化とY集落農家の対応

第1項 農家経済の悪化

さて、第Ⅴ期にはいと、農業を取り巻く情勢はより一層深刻化してくる。米価の据置・引き下げが強行され、これに転作奨励金の削減が加わって、農家経済は大きな打撃を受けることになる。

第1に、転作奨励金が減額されてくる。第Ⅴ期の減反率は、1984～86年の水田利用再編対策3期には30%前後で推移するが、1987年（昭62）から始まる水田農業確立対策期にはさらに33.5%まで上昇する（前掲表3-3参照）。それとともに、いくつかの制度が改変されてくる。たとえば、水田利用再編対策3期には転作作物に他用途米が導入され、さらに水田農業確立対策期には「地域営農加算」制度*が新たに設けられ、それとともに転作奨励金は実質的に減額される。表5-1は、第Ⅴ期の秩父別町の転作奨励金の推移をみたものである。Y集落農家が麦の集団転作に取り組んだ第Ⅳ期の最初のころの転作奨励金は、各種加算金を加えると10a当り8.2万円になった。それが、第Ⅴ期の水田利用再編対策3期には6万円前後になり、さらに水田農業確立対策期にはいと、地域営農加算金1万円を加えても、10a当り5万円にまで低下している。しかも、それと同時に、前掲表4-1の如く「とも補償」金も減額し、第Ⅴ期には10a当り1万円になる（他用途米については10a当り2,000～3,000円）。従って、最高時には、転作奨励金に「とも補償」金を加えると10a当り10万円程にもなった補償金も、1988年（昭63）には6万円程度に低下している。米の減反政策にともなう農家の収入減が確実に進行していることがわかる。

表 5 - 1 秩父別町の転作
奨励金の推移

	総 額 万円	10 a 当 万円
1984年	42,017	5.93
1985年	37,889	6.08
1986年	42,679	6.18
1987年	38,038	4.99
1988年	37,800	4.95

資料：農協資料より作成

※「地域営農加算」制度とは、農民の側が集めた7,000万円の基金と国から加算された7,000万円の補助金、合わせて1億4,000万円を、将来に役立つ施設や機械などの購入資金にあてることを条件に、国が7,000万円の補助金を出すという制度である。秩父別町の場合は、この1億4,000万円を施設や機械に投資するのではなく「とも補償」の資金にあてることを検討し、農林省に該当するかどうかを問い合わせている。その結果、農林省の許可が出され、この制度の適応によって10 a 当り1万円の加算を実現している。

また、「地域営農加算」制度の適応を受ける際、条件を満たすためには、「とも補償」制度を全町的な取り組みにすることが必要とされた。そのため、それまで20集落で行っていたこの制度は全集落を対象とする制度へと拡充されている。

第2に、第V期は、米価の据置・引き下げによって農家経済はより直接的な打撃を被ることになる。周知のように、60kg当りの米価は、1984年（昭59）年に18,668円を記録して以降、1985、1986年（昭60、61）と2年間据置かれ、1987年（昭62）には17,557円に、さらに1988年（昭63）には16,743円に、2年連続で引き下げられている。米価の引き下げは、1956年（昭31）年以来、実に30年ぶりのことである。

こうした事態が、農家経済を直撃したことは言うまでもない。表5-2は、第V期における秩父別農協の農業粗収入の年次別推移をみたものである。米価が引き下げられた1987年（昭62）には、米販売代金が大幅に落ち込み、農業共済金や転作奨励金を加えた農業粗収入総額が、1984年（昭59）に比べ16%程度減少している。これは、当然個別農家の経済状態を反映したもので、たとえば30ha経営のT農場ではこの間に農業粗収入が700万円減少したという。個別農家に与えた打撃はきわめて大きなものであった[※]。

※たとえば、当地域の上層農家の10ha経営を例にとり、単純に計算しても以下の結果が得られる。反収は10俵とし、減反はその年の町平均分を消化したとする。そうすると、1984年には、米の作付面積6.97ha、収穫697俵、米の粗収入1,301万円であったのに対し、1988年には、米の作付面積6.65ha、収穫665俵、米の粗収入1,113万円となる。粗収入で188万円、14.5%の減収である。さらに、転作奨励金と「とも補償」金を合わせた額は、206.5万円から194.8万円へ11.7万円減少している。米の販売収入と転作奨励金を合わせると、200万円程度減収したことになる。

表5-2 秩父別農協の農業粗収入の年度別推移

	1984	1985	1986	1987	1988
	千円	千円	千円	千円	千円
米販売代金	3,296,694	2,981,014	3,388,892	2,522,764	2,700,082
一般米	3,065,011	2,751,704	3,142,518	2,267,637	2,434,994
他用途米	82,185	106,418	114,745	117,696	148,194
種粃	149,498	122,892	131,629	137,431	116,894
麦販売代金	292,441	328,449	339,660	245,551	263,907
そ菜・花き等販売代金	28,365	57,050	92,279	107,147	160,000
低品位米麦・雑穀ほか	238,330	210,188	108,067	148,778	113,141
畜産収入	54,703	33,772	21,255	29,098	18,000
小計	3,910,533	3,610,473	3,950,153	3,053,338	3,255,130
(指数)	(100.0)	(92.33)	(101.01)	(78.08)	(83.24)
農業共済金	18,811	19,675	15,601	219,483	44,740
転作奨励金	420,174	378,891	426,787	380,380	378,702
合計	4,349,518	4,009,039	4,392,541	3,653,201	3,678,572
(指数)	(100.0)	(92.17)	(100.99)	(83.99)	(84.57)

資料：農協資料より作成

注：1) 1988年度は推計を含む。

2) そ菜・花き販売代金には加工用馬鈴薯が含まれる。

さらに、第3に、近い将来、基盤整備に関わる費用が、農家経済にとって大きな負担となることが予想されている。すなわち、1983～88年にかけて土地総合整備事業（暗渠、排水、農道整備）が行われているが、この自己負担分の支払いが10年据置の15年払いで始まるからである。基盤整備の費用は、10aあたり暗渠が8万円、さらに農道、排水をやった場合には15万円位になり、この2.5割は自己負担しなければならない。現段階でも、先に行われた基盤整備の特別付加金の未納が出てきているという現実を考えると、将来、この支払いが農家経済の大きな重荷となることは容易に予測されるところである。

第2項 Y集落農家の対応

以上のような農家経済の急激な悪化は、Y集落農民に様々な対応を迫ることになる。それは、1つには、「とも補償」制度の見直しとしてあらわれ、2つには、より積極的に上層農家を中心とした新しい取り組みの動きとしてあらわれてくる。

まず、「とも補償」制度は、転作奨励金が低下してくるなかで見直しの気運が高まってくる。すなわち、Y集落の、しかも上層農家が、率先して転作を引き受けてくる背景には、「麦の所得に転作奨励金ととも補償金を加えると、米を作るよりも得」というメリットが存在していた。しかし、このメリットも奨励金の低下とともに次第に消失し、そのうえ麦の連作障害なども発生してくると、米作りへの復帰を望むものが増えてくる。また、米どころゆえに、「米を作っていないとだんだん相手にされなくなる。」(⑥の世帯主)という焦りも生じてくる。

実際、自分たちが作り上げたと自負している「とも補償」制度に対する最近の評価は厳しい。

表5-3 とも補償制度に関する意見

階層	No.	続柄	意 見
上 層	①	世帯主	今まではよかったけれど、地域ぐるみで生きようとしてもみんなが潰されてしまう。選べる制度にしていかないと進歩がない。
		長男	もうやめるべきだ。あまり共同意識を高めては土地の流動化はできない。機械を持たなくて農家ができる状態はよくない。なんでも共同がいいというわけではない。
	②	世帯主	奨励金がなくなれば成立しなくなる。今まではよかった。お互いに話し合っ。一時的には休耕した方が率がよかった。
		長男	だんだんなくなっていく。厳しくなってくると補償して休んでもらうということとはなくなる。作らない人はやめていくしかない。
	③	世帯主	来年からやめようということを提案している。金の上積み必要ない。米作る農民にたくさん金ださせ米作らせるのは間違い。
		父	なくなるでしょう。自分で転作物を作るようになってきている。転作政策が浸透してきている。
	④	世帯主	こうなったらとも補償もなくなる。休まなきゃならん人、休まんとならんし。作る人だんだん減って、とも補償できなくなる。
		長男	なくさなきゃならんだろうね。自分でできない人が休んで、力のないものが保護される。農協負担金など力のあるものが負担している。うちらにもやる余裕がない。近いうちにやめることになると思う。
	⑤	世帯主	競争原理からするとおかしいがやむをえない。でも今は自分のものは自分で処理するという方向になる。
	⑥	世帯主	今まではよかった。奨励金が下がってきている。相互に面倒みてきたが、これからは農家のできない人はやめなさいという時代になる。
	⑦	世帯主	やむをえない。減反は押し付けられたという意識が強い。嫌なものを消化するには甘いものも必要。
層	⑧	世帯主	昔みたいにしろ。奨励金下がって、米価も下がっているの。
	⑨	世帯主	わるいことではないと思うけど。制度としてはいいんでないか。
		父	年寄りばかりで作れん人はいるし、いいのでは。
	⑩	世帯主	誰でも水田をやりたいという気持がある以上必要。
	父	話し合っやるんだからいいんでないか。	
	⑪	世帯主	やめたほうがいいのかも。力のあるところが残る時代になってくる。あんまり助け合うと土地の流動化もなくなるし、みんな苦しくなる。ある程度自然淘汰が必要。
	父	今は減反されているからないと困るから今はあったほうがいい。	
中 層	⑬	世帯主	そんなに米作りしたいなら、とも補償金をもう少しだしてもいいのでは。とも補償はしたくない、米作りしたいというのでは困る。
	⑭	世帯主	当然だと思う。畑にぜんぜんむかえないところあるから。
下 層	⑮	世帯主	制度はいいけどそう続くものではない。厳しくなれば、自分が困れば、そんなの払わなくなる。
	⑯	世帯主	あんまり考えたことない。
	⑰	世帯主	NA
委託	⑳	世帯主	能率的だと思う。

資料：実態調査より作成

すなわち、表5-3の如く、とくに上層農家を中心に、「地域ぐるみで生きようとしてもみんなが潰されてしまう。」(①の世帯主)、「厳しくなってくると補償して休んでもらうということとはなくなる。作らない人はやめていくしかない。」(②の長男)、「相互に面倒みてきたが、これからは農業のできない人はやめなさいという時代になる。」(⑥の世帯主)等という意見が多く出されている。自分たちが生き残るだけで精一杯といった追いつめられた心情がうかがわれる。

そして、こうした状況を受けて、減反配分はできるだけ個別単位で消化するという方針がとられるようになった。すなわち、「とも補償」の制度は残しつつも、転作率は各集落単位で平準化し、「自分の持ち分は自分(生産組合 or 個人)で消化する」方向に変わってくるのである。農協での聴き取り調査によれば、こうした傾向は、1985年(昭60)頃から強くなり、とくに水田利用確立対策期(1987年以降)に入ると顕著になったという⁽¹⁾。農業をめぐる情勢が厳しくなるなかで、「とも補償」制度のもつ意味が変わってきていることがわかる。

表5-4 秩父別町のそ菜園芸の推移

		1983	1984	1985	1986	1987	
全 作 物	総作付面積 (指 数)	684 (100)	808 (118)	1,197 (175)	1,587 (232)	1,890a (276)	
	延べ栽培戸数 (指 数)	48 (100)	85 (177)	93 (194)	101 (210)	112戸 (233)	
	総出荷額 (指 数)	14,785 (100)	25,199 (170)	55,887 (378)	89,191 (603)	104,460千円 (707)	
作 物 別	作 付 面 積	メロン	43	76	266	625	834
		きゅうり	7	45	79	93	100
		トマト	17	77	70	38	25
		イチゴ	43	45	43	42	83
		ホーレン草	8	10	19	29	36
		馬鈴薯	566	555	720	760	812
作 物 別	栽 培 戸 数	メロン	5	15	34	41	45
		きゅうり	6	9	12	11	13
		トマト	3	26	14	8	5
		イチゴ	16	17	15	17	22
		ホーレン草	7	7	6	10	10
		馬鈴薯	11	11	12	14	17
作 物 別	出 荷 額	メロン	2,008	5,443	26,095	56,800	71,080
		きゅうり	767	4,492	8,771	12,072	14,673
		トマト	1,151	5,109	5,989	3,502	2,064
		イチゴ	4,132	2,341	4,828	6,481	8,001
		ホーレン草	784	1,497	2,012	1,471	2,308
		馬鈴薯	5,946	6,316	8,192	8,864	6,334

資料：農協資料より作成

注：その他のそ菜園芸作物は総数から除いた。

一方、農業危機の深化とともに、上層農家を中心に現状を打開する積極的な取り組みがいくつか試みられてきている。

第1が、施設園芸の導入の動きである。秩父別町における施設園芸の取り組みは隣接市町村に比べても決して早いものではない。農協の取り組みは、1982年（昭57）に青果物予冷庫を設置、1985年（昭60）から施設園芸ハウス導入助成を年次計画で開始するなど、ようやく1980年代に入ってから本格化している（表5-4）。しかも、Y集落は、秩父別町のなかでも他作物の導入にはあまり積極的ではなく、1988年（昭63）にいたってようやく取り組みが始まっている。すなわち、この年に、前掲表1-8にあきらかなように、T農場がカスミ草を、また③④⑥⑧⑩⑪の6戸がいちごを導入している。いずれも上層農家による試みである。このうち、とくにいちごについては、その導入過程で、農業改良普及所を中心とした集団的な学習が行われ、作業もハウスの組立・解体に関しては6戸の共同作業が行われている。

第2に、③④⑩による「効率生産集団」の結成がある。これは、③の世帯主を中心に農事組合法人として設立された農業受託組織である。前掲図2-2に明らかなように、所有耕地規模の拡大は第Ⅳ、第Ⅴ期になると沈静化し、かわって経営受託、作業受託で経営の拡大をはかる農家が上層を中心に増加してくる（前掲表4-4、表4-5参照）。「効率生産集団」はそうした動きの中から生まれてきたものである。

この組織は、自分たちが所有する耕地に関しては個別経営のまま、集団で請け負った11.8haに関してのみ共同で経営を行っている。この組織は、③と⑩の世帯主が、「これからは、土地は買っても高いから、借りるかたちで伸ばしていかなければならない。でも、個人的にやっても半端な機械ではできない。2戸で機械も共同にしたら有効利用できるのではないか。」という点で意見が一致し結成された。その後、それぞれ役職が多く忙しいということで、④の長男を誘い、3戸で正式に発足している。土地の流動が賃貸借中心へと移行してくるなかで、受託による規模拡大を集団的に行い、合理化をはかっていこうとする新しい試みといえる。

第3に、稲作機械の共同所有の新しい動きである。これは、第Ⅳ期の終わり頃から、コンバインの共同所有として現れてきている。現在は、表5-5の如く、③と⑥、⑩と⑭が、それぞれ共同所有を行っている。共同所有を始めた理由について、それぞれ、「休耕面積もあるので2人で1台で間に合うということで始める。」（⑭の世帯主）、「性能のいい機械を入れて適期に仕事をしようと思って共同をはじめる。」（⑩の世帯主）、「能率と機械の効率から、二人で600万円の機械を共同購入した。」（⑥の世帯主）という点を指摘している。ワンランク上の機械の導入を共同することで実現し、能率をあげるなど、経営の合理化を目指していることがわかる。実際、Y集落の農民の何人かは、同じくらいの規模の農家の2戸程度の共同化により経費の節減をはかることの必要性を指摘している。その際、1967年（昭42）に兄弟で設立し、成功してきているT農場の存在が、Y集落の農家に1つのお手本を提供しているとみることができる。

このようにY集落の農民層の現状打開の方向は、農業所得の目減り分を新分野への進出や経営の合理化によってなんとか補おうという方向で模索されていることがわかる。その際、こうした試みが、けっして各農家バラバラの取り組みとして行われているわけではないことに注意する必要がある。いずれもそのなかに共同というかたちが含まれているのである。しかしながら、同時に、そうした共同が、第Ⅲ期にみられた「集落ぐるみ」的な共同とはその性格を大きく異にしていることを指摘しなければならない。すなわち、それは、ほぼ上層農家内部での共

同化であり、しかも2～6戸程度の共同にとどまっているのである。

このことは、なによりも上層と中・下層の階層間の相違が顕著になってきていることをものがたっている。そして、その基底には次にみる後継者問題が横たわっているのである。

表5-5 各農家の農業機械所有の現状

階層	No.	トラクター	田植機	コンバイン	乾燥機
上層	①②	4台 (79, 79, 77, 62馬力)	2台 (8条)	2台 (4条)	10台 (麦用3台)
	③	2台 (79, 35)	1台	1台 [③⑥2軒共同]	3台
	④	1台 (79)	1台	1台	6台
	⑤	2台 (70, 37)	1台	1台	4台
	⑥	2台 (79, 45)	1台 (6条)	1台 [③⑥2軒共同]	3台
	⑦	1台 (78)	1台 (6条)	1台 (4条)	3台
	⑧	1台 (60)	1台	1台	3台
	⑨	1台 (60)	1台	1台	3台
	⑩	1台 (60)	2台 [⑩⑪⑬3軒共同]	1台 [⑩⑬2軒共同]	2台
	⑪	1台 (60)	2台 [⑩⑪⑬3軒共同]	1台	3台
	中層	⑬	1台	1台	1台
⑭		1台 (80)	なし	なし	なし
⑮		1台 (60)	2台 [⑩⑪⑬3軒共同]	1台 [⑩⑬2軒共同]	2台
下層	⑯	なし	なし	なし	なし
	⑰	耕うん機	1台	バインダー	1台
	⑱	1台 (30)	1台 (4条)	なし	なし
委託層	⑲	なし	なし	なし	なし
	⑳	なし	なし	なし	なし
	㉑	なし	なし	なし	なし

資料：実態調査より作成

第2節 後継者問題と若手後継者の動向

表5-6は、Y集落の後継者問題の現状をみたものである。現段階において、中層以下の層で農業後継者がいる農家は皆無となっている。中・下層が、前節にみた現状打開の取り組みに消極的な理由の1つに、「農業は自分の代限り」という現実があることがわかる。一方、上層の場合も、5戸には30歳代の農業後継者が存在するが、3戸は現状では未定、残り3戸については農業後継者なしが確定している。上層といえども、後継者の確保はきわめて厳しい状況にあることがわかる。

表5-6 Y集落農家の後継者問題の現状

階層	No.	後継者問題の現状
上層	①	35歳長男農業後継者
	②	30歳長男農業後継者
	③	農業後継者未定, 18歳長男高校在学中
	④	34歳長男農業後継者
	⑤	農業後継者未定, 19歳長男農業大学校在学中
	⑥	後継者なし
	⑦	農業後継者未定, 28歳二男秩父別農協勤務(他出・既婚)
	⑧	34歳次男農業後継者
	⑨	後継者なし
	⑩	後継者なし
	⑪	33歳世帯主農業後継者
中層	⑫	後継者なし
	⑬	後継者なし
	⑭	後継者なし
下層	⑮	後継者なし
	⑯	後継者なし
	⑰	後継者なし
委託層	⑱	後継者なし
	⑲	後継者なし
	⑳	後継者なし

資料：実態調査より作成

表5-7では、農業後継者なしが確定している家について、その子弟の略歴を示した。子供が女の子ばかりの場合は、後継者の確保がきわめて困難なこと、また、Ⅲ期、Ⅳ期になるに従い、次第に新規学卒で農業を後継しない者が多くなってきていることなどがわかる。例えば、⑰の世帯主は、「長男を跡取りにさせんといかんと農業高校へ入れたが、高校3年の秋に継がんといい出した。弟は最初から俺はやらんと言った。長男の時、この集落から3人が農業高校へ行ったが、結局3人とも継がなかった。」と述べている。これは第Ⅲ期の最初の頃のことである。当時は、親は継がせたいが、子供が嫌がるというかたちで後継者問題が発生してきている様子がかがわれる。

表5-7 後継者がいない農家の子弟の略歴

No.	続柄	略歴
⑥	長女 二女	1965年生, 1985年短大卒, 現職エレベーターガール, 札幌在住 1968年生, 1986年高校卒, 現職ホテル勤務, 札幌在住
⑨	長女	1964年生, 1982年高校卒, 現職秩父別農協勤務, 秩父別在住(同居)
⑩	長男 長女	1965年生, 1988年大学卒, 現職着物販売会社勤務, 札幌在住 1967年生, 1985年高校卒, 現職秩父別小学校事務(臨時), 秩父別在住(同居)
⑫	長男	1987年結婚, 東京在住
⑬	長男 長女 二女	1952年生, 21歳の時死亡 1953年生, 1975年短大卒, 1877年結婚, 現職保健婦, 深川市在住 1955年生, 1975年短大卒, 1981年結婚, 現職小学校教師, 秩父別在住(同居)
⑭	長女 長男	1950年生, 1968年高校卒, 1974年結婚, 札幌市在住 1953年生, 1971年高校卒, 1981年結婚, 現職消防署勤務, 秩父別在住(別居)
⑮	長男 長女 二女 三女	名寄市在住 中卒, 現職学校給食センター勤務, 既婚, 旭川市在住 既婚, 秩父別在住(別居) 1950年生, 現職アルバイト, 秩父別在住(同居)
⑯	長男	1962年生, 1980年高校卒, 現職カメラ店勤務, 秩父別在住(同居)
⑰	長男 二男	1970年頃高校卒, 現職機械会社自営, 旭川市在住 高校卒, 現職商社勤務, 北九州市在住
⑱	長男 長女	1955年生, 1978年大学卒, 現職電気会社勤務, 東京在住 1961年生, 既婚, 秩父別在住(別居)
⑲	長男	既婚, 現職秩父別町役場勤務, 秩父別在住(別居, 冬だけ同居)
⑳	長女 二女	1956年生, 1976年短大卒, 既婚, 旭川市在住 1959年生, 専門学校卒, 1980年結婚, 深川市在住

資料：実態調査より作成

そして、第Ⅳ期、第Ⅴ期と進むにつれて後継者問題は一層深刻化し、とくに第Ⅴ期における農業危機の下でそれは決定的なものになる。表5-8は、現在農業後継者未定という上層の3つの農家について、そのことに関する親の考えを示したものである。③は長男が現在高校在学中、⑤は長男は道の農業大学校在学中、⑦の二男はすでに結婚して秩父別農協へ勤務している。いずれもY集落では有力な農家であるが、これらのうち夫婦ともに農業の後継を強く望んでいる家はない。とくに、③の世帯主は、「これだけ農業が厳しくなってくると考えものだね。…無理に継がす気はない。」、あるいは、⑦の世帯主は、「迷っている。兼業は無理。米価があまりにも下がっていて、農業を継げということもできない。」と語っており、この間の農業情勢の厳しさのなかで、親自身も農業を継がせることを躊躇するようになってきていることがわかる。

表5-8 農業後継者未定農家の後継者問題に関する考え

No.	続柄	後継者問題に関する考え
③	世帯主 妻	これだけ農業が厳しくなったら考えものだね。最後まで努力して農業やるなら継いで欲しい。途中で投げ出すようでは継がないほうがいい。無理に継がず気はない。本人の希望を大事にする。 いい職があればそっちに就いてほしい。
⑤	世帯主 妻	道の農業大学校3年コース修了後、農林省でやっている農業大学校へあげたい。農業を継いでもらいたい。自分の道を選んでほしい。
⑦	世帯主 妻	まだ具体的になっていない。迷っている。兼業は無理。米価があまりにも下がっていて、やれやって言うこともできない。 二男だけでも継いでほしい。もしかして二男が戻ってきてくれたらと思う。

資料：実態調査より作成

一方、現在Y集落には30歳代の農業後継者が5人存在している。この若き農業後継者たちは、どのような状況にあるのだろうか。表5-9は、5人の略歴を示したものである。彼らは、現在30～35歳で、大学・短大卒業後（3人）、あるいは高校卒業後（2人）に自家農業に就労している。農業に就労した時期は、第Ⅲ期（4人）ないしは第Ⅳ期の最初（1人）で、農業情勢が厳しさを増すまさに前段の時期にあたる。彼らは、最終学校を卒業する時には、⑩の世帯主以外は積極的に農業を後継する意志をもっていた。不況の下での就職難という当時の状況が、農業後継の時期を早めたという事実もみられる。また、農業に就労して以降は、あくまでも農業を中心とした就労形態をとっている。すなわち、農外就労の経験がない④の長男をはじめ、その他の人も農外就労は農閑期のアルバイト程度にすぎない。農業を「仕方なく継いだ」という⑩の世帯主も、結婚を契機に農業に本腰を入れるようになったことを指摘しており、少なくとも現在農業を後継しているこれら5人の若手層は、農業に積極的に取り組んでいることがわかる。

しかも、これら若手層は、農協青年部や青年団の活動、あるいは日常的な交流を通じて、お互いに仲間関係を構築してきており、かつY集落の生産面のリーダーがこうした若手後継者と積極的にかかわり、彼らを引っ張っていく役割を果たしている。表5-10、表5-11は、「集落全体を生産面で引っ張っていく人」「集落全体のまとめ役」は誰かという設問に対する回答をまとめたものである。男性を中心に③の世帯主をあげるものが多く、Y集落の現在のとくに生産面のリーダー格の筆頭に③の世帯主があげられることがわかる。なかでも、③の世帯主に対する若手層の評価は高い。表5-12にみるように、「稲作技術の優れた人」「集落全体を生産面で引っ張っていく人」「集落全体のまとめ役」「農協に対して交渉力がある人」などの項目で、全員が何回か③の世帯主を選択している。実際、先の「効率生産集団」は③の世帯主を中心に、④⑩の若手後継者によって設立したものであるし、いちごの導入過程でも③の世帯主は積極的な役割を果たし、④⑧⑩もいちごの導入に加わっている。また、③の世帯主自身も、「若い後継者に夢を与える必要がある」として、彼らと積極的に関わる志向性をもっている。

表5-9 若手後継者の略歴

No.	生年	続柄	学歴	卒業年	学卒時の進路希望	農外就労経験	結婚年
①	1953年	長男	大学	1976年	いずれは農業を継ぐつもりだったが、少し就職してからと思っていた。でも就職難だったから、すぐ農業を継いだ。家業だから継ぐのは当然という気持だった。	なし	1979年
②	1958年	長男	短大	1978年	農業を継ぐつもりだった。その時点で規模が大きかった。その頃は就職難で他にいい職もなかった。農業は自分に向いている職業だと思った。	1981～83年国鉄の下請け企業、冬3.5ヵ月。 1984～86年国鉄保線区、除雪、冬4.5ヵ月。	1987年
④	1954年	長男	高校	1972年	最終的には、農業を継ぐつもりでいた。腰かけ的に、6年程勤めた。農繁期には休んで家の手伝いをした。	1972～79年F振興社、準正社員。 1980年～駐車場の除雪、冬4ヵ月位。	1978年
⑧	1954年	二男	大学	1976年	最初は農業高校を出てすぐに農業を継ぐつもりだった。高校を卒業してすぐ農業を継ぐものが少なかったので大学に進学した。大学に在学中に家を継いだ。農業を継ぐのは当然と思っていた。	1977年から2、3年建設業のアルバイト、農業が暇な時。	1985年
⑪	1955年	長男	高校	1973年	高校に入る前は調理師になりたかった。農業高校に入った時点でも農業をやろうと決めてなかった。仕方がなく農業を継いだ。初めは雇われているような感覚でしていた。結婚してから変わった。経営の心配をしだし、熱心にやり始める。	毎年建設業のアルバイト、今まで4ヵ所。	1979年

注：実態調査より作成

表5-10 集落全体を生産面で引っ張っていく人

	MA(人)		
	男	女	計
生産組合長	6	2	8
③の世帯主	9	3	12
T農場	—	5	5
④の世帯主	1	1	2
⑥の世帯主	1	—	1
⑦の世帯主	1	—	1
⑩の世帯主	1	—	1
⑪の父	—	1	1
みな全員	1	5	6
その他	3	3	6
なし	4	1	5
D K. N A.	2	8	10

資料：実態調査より作成

表5-11 集落全体のまとめ役として力のある人

	MA(人)		
	男	女	計
部落長・区長	5	5	10
生産組合長	6	2	8
③の世帯主	7	2	9
⑦の世帯主	5	3	8
T農場	3	3	6
⑩の世帯主	2	2	4
⑥の世帯主	—	1	1
⑧の世帯主	—	1	1
⑬の世帯主	—	1	1
その他	4	3	7
なし	3	—	3
D K. N A.	2	7	9

資料：実態調査より作成

表5-12 若手後継者の集落内におけるリーダーに関する評価

	①の長男	②の長男	④の長男	⑧の二男	⑩の世帯主
稲作技術が優れた人	③世帯主	平均化	③世帯主	皆優秀	平均化
生産面で引っ張っていく人	③世帯主	③世帯主	なし	生産組合長	生産組合長
集落全体のまとめ役	⑩世帯主	なし	③世帯主 生産組合長	③世帯主 T農場 生産組合長	③世帯主
町や道に対して交渉力がある人	⑦世帯主	町議	③世帯主	町議	⑦世帯主
農協に対して交渉力がある人	生産組合長	生産組合長 農協関係の 役の人	生産組合長	③世帯主 T農場	③世帯主
農業経営について相談する人	なし	T農場内部 の人	なし	なし	適当
家族内のことなどを相談する人	④長男 ⑧二男	相談しない	家族	①長男 ②長男 ④長男 ⑩世帯主	適当
気軽に遊びに行ける家	④長男 ⑧二男 ⑩世帯主	あまり行か ない	行き来はし ない	①長男 ②長男 ④長男 ⑩世帯主	③世帯主

資料：実態調査より作成

このように、少なくとも、現在の若手後継者は、集落の生産面のリーダーの下に結束し、現状の打開に積極的に取り組んでいることがわかる。しかし、②の長男が1978年（昭53）に農業を後継して以降、Y集落内に新たな農業後継者は生まれておらず、将来にわたり厳しい現実が存在しているといえる。

第3節 各種諸機関・組織と農業・農民

ところで、各農家の農業生産は、生産組合をはじめとする各種諸機関に支えられながら今日に至っているが、そうした側面は現段階においても決して小さくはない。そこで、主な諸機関と農民との関係の現状についてみる。

(1)生産組合 農協の下部組織として個別農家の意向をまとめるという生産組合の役割は、基本的には現在も変わっていない。1960年（昭35）段階には、農閑期を中心に年間20回前後の会合がもたれ、頻繁な開催が特徴的であったが、その点も変わらない。むしろ、共済関係、生産資材関係、米の出荷の関係といった従来の議題のほかに、転作関係の議題が加わることによって、近年は開催回数が増える傾向にあるという。「年間30回まではいかないが、20回ではきかない。」(⑩の世帯主) というような状況にあり、農協と個別農家をつなぐ機関として、またインフォーマルな情報の交換の場として、生産組合が果たす役割は現在でも大きい。

しかし、生産組合を構成する農家とY集落の構成戸との関係に変化が生じてきている。すなわち、すでにみたように、他の農家に農業経営を委託した農家は、その時点で生産組合への出席義務はなくなることになっている。従って、Y集落内に生産組合に属さない家が次第に増えてくることになる。実際、生産組合の集會に出席しない農家が、本調査の時点（1988年）で3戸、補足調査の時点（1990年）で5戸存在した。集落と生産組合の機能分化が次第に進んできていることがわかる。

このことはまた、集落全戸が集まる機会の減少をも意味している⁽²⁾。そのため、生産組合が主催する新年会、春と秋の地神祭、忘年会の計4回の集まりは、非農家の人も招待し、集落の全構成戸の行事として取り組んでいる。

(2)役場、農協、土地改良区 表5-13は、Y集落の農民層が各諸機関に出向いていく頻度をみることで、農民と諸機関との距離をみたものである。

表5-13 諸機関へ出向く頻度

	男			女		
	役場	農協	土地改良区	役場	農協	土地改良区
週3回以上	1	5	0	0	14	0人
週1, 2回	1	10	3	0	6	0
月1~3回	6	7	2	1	6	0
2ヵ月に1回	5	1	4	0	0	0
年3, 4回	4	1	1	2	1	0
年1, 2回	10	0	6	13	0	2
なし	0	1	10	10	1	25
NA	0	2	1	3	1	2
計	27	27	27	29	29	29

資料：実態調査より作成

当然のことながら、農民層にとって最も身近な機関は農協であることがわかる。男性にとっては営農、金融関係の用事で、また女性の場合は買物、金融関係の用事で頻繁に農協を訪れていることがわかる。

これに対して、役場になるとその頻度は大幅に減少する。月1回以上出向くというものは、ほとんどがその機関に関わる役職についている男性である。その他のものは、選挙、年金、各種証明書の発行などの件で年に数回足を運ぶに過ぎない。

こうした傾向は、土地改良区の場合より顕著となり、特に役職につくことのない女性の場合まったく行かないというものがほとんどである。

このようにみえてくると、農家と農協の関係がいかに濃密であるかがよくわかる。生産・生活の両面において、農協は農家と深い関わりあいをもっている。農協と農家の関係がきわめて濃密である点は、北海道的特質としてつとに指摘される場所であるが⁽³⁾、現在でもそうした傾向が強いことを以上の事実は示している。

(3)農業改良普及所 農業生産における技術指導という面では農業改良普及所の果たす役割が大きかった。そして、同様の事実を現在においても確認できる。

表5-14、表5-15は、これまで、あるいは現在、「農業経営や技術に関する知識を得るうえで最も頼りにしてきた(いる)ものはなにか」という設問に対する結果をまとめたものである。とくに、現時点で「農業改良普及所」と答えた人が男性を中心として14人と最も多くなっていることがわかる。これは、「農談会」や「現地指導」という名称で年4、5回行われる学習会や技術指導が、個別農家の農業生産に現在でも実質的に役だっていることを意味している。

表5-14 これまで農業経営や技術に関する知識を得てきたところ(MA)

	男	女	計
自分の体験から	15	15	30人
家族から	12	14	26
農業改良普及所から	11	4	15
集落内の他の農家から	2	8	10
農協から	4	3	7
その他	6	4	10
計	50	48	98

資料：実態調査より作成

表5-15 農業経営をする上で現在もっとも頼りにしているもの

	男	女	計
自分の体験から	6	6	12人
家族から	1	7	8
農業改良普及所から	10	4	14
集落内の他の農家から	2	1	3
農協から	0	2	2
その他	6	3	9
計	25	23	48

資料：実態調査より作成

また、とくに近年の園芸作物の導入過程で農業改良普及所が果たしている役割は大きい。最も頼りにしているものとして「農業改良普及所」をあげた14名のほとんどは、現在施設園芸に取り組んでいる農家の家族員である。実際、施設園芸担当の農業改良普及員に対する評価は極めて高い。たとえば、「とにかく熱心。とくに莓に詳しい。この人がいなくなったらメロンにしていた。」(③の世帯主)、「普及所の人には商売気ばきで熱心。朝早く、自分たちが起きないうちから見回っている。」(⑩の世帯主)ことを指摘している。

このように農業改良普及所が農業生産の技術指導の面で果たしている役割は現在でも大きい。しかし、その一方で、普及所の指導が、施設園芸の導入に積極的な農家、すなわち上層農家に対して集中的に行われるようになってきている点にも注意しておく必要がある。逆に言えば、農業改良普及所との関係が次第に疎遠になっていく農家群も現れてきているということである。

(4)町政懇談会、農協経営懇談会 さらに、秩父別町で開催されている、年1回の町政懇談会と年2回の農協経営懇談会についてふれておく必要がある。

町政懇談会は、毎年11月に、町長、助役、理事、教育長、建設課々長、総務課々長、産業課々長の計7名が、町内会単位にまわって、住民と意見を交換するために開催されている。町側から1年間の業務報告が行われ、それに関する住民の要望が出される。7～8割の住民がこれに参加するという。

一方、農協経営懇談会は、11～12月の間に1回、3月15～25日の間に1回、計2回開催される。ここでは、農協側から組合長、参事のほか、各課1名の代表が出向き、農協の経営内容、

決算と予算などの報告を行い、農民の側からはそれに対する意見・要望が出される。出席率は高く、農家の95%位が出席し、町政懇談会よりも議論は活発に行われる。とりわけY集落には、積極的に参加し、意見を述べる農民が多いといわれる。

以上こうしてみると、個別農家の農業生産は、現在でも多くの諸機関によって支えられていることがわかる。もちろん、こうした機関のあり方は、現実の農民層分解の進展のなかで、その性格を変化させてきていることも事実である。しかしながら、生産組合、農協、農業改良普及所などが、個別農家の農業経営を支える機関として実質的に機能しており、そうした機関に農民の意見を直接訴えていく機会が保障されていることの意味は大きい。個別化志向が強まる傾向がみられるなかで、今後どのような方向でこうした機関が機能していくかがきわめて重要になってきているといえる。

第4節 現段階における農民層の価値志向

第1項 農業に対する意欲

さて、以上、Y集落を対象に戦後の農政の展開と農民層の対応をみてきた。そこで、最後に、Y集落の農民層の現在の価値志向を、(1)農業に対する意欲、(2)農業政策に対する意見、(3)営農志向の3点からみしてみる。

まず、表5-16は、「農民層諸個人が農業に対してもっとも情熱を感じていた時期」についてまとめたものである。先に、第Ⅲ期の激しい離農ラッシュのなかで積極的に農業を選び取ってきた農民たちは、それだけに農業に強い情熱をもっていることを指摘した。現在の下層や委託層には、「情熱を感じたことがない」(⑩の世帯主)、「仕方なく、食うためにやってきた」(⑮の世帯主)というものもみられるが、中・上層の場合は、農業に情熱を傾けてきた事実を、彼らの言葉からも確認することができる。たとえば、生産面のリーダーとみられる③の世帯主は、「ロイヤル産業(「条間ばらまき」を請け負った組織)を作ったところが一番情熱があった。若かったせいと、農協青年部をしている時、移動村づくりで名古屋に派遣され、そこで出会った先生に影響された」と述べている。

そして、彼らの意見を一読してわかることは、この間の農業を取り巻く厳しい情勢が、こうした彼らの情熱に水をさしている点である。たとえば、⑥の世帯主は、「1967,1968年から10年くらいもっとも情熱があった。自分のうちで1,000俵出せる農家になりたかった。燃えていた。米の値段も上がっていた。減反が始まって夢消えた。」と語り、T農場を設立した②の世帯主も、「1970~1985年。人がやっていないことをいち早く手掛けたりした。共同化してサラリーマンよりも所得がよかった。悪くなってきたのは1985年頃から。」と述べている。あきらかに、かつての情熱がやや翳りをみせ始めていることがわかる。

しかし、その一方で、彼らの農業にかける情熱は、現時点においても決して小さいものではないという点をここで強調しておきたい。それは、何よりも、⑩の世帯主の「今でも情熱はもっている。情熱をなくしたらつぶれてしまう。農業情勢が厳しくなればなるほど情熱をもっていなければやれない。」という言葉に端的に示されている。実際、先の⑥の世帯主は、別なところでは、「現在49歳、60歳定年とすればあと10~11回の百姓。米だけでは経済的に余りにもみじめ。施設園芸を主に、稲を従にするくらいなことをしてみたい。そうでなければ農業はおもしろくない。」と述べ、また、②の世帯主も、「米の販路拡大にファイトをもっている。ここ2、

表5-16 これまでの人生で農業にたいして最も情熱を感じていた時期

No.	続柄	農業に対して情熱を感じていた時期
①	世帯主	1967年頃、会社を設立したとき。町の勤め人の収入に負けないようなものを作ろうと思う。農業一本で頑張ろうと決意。
	長男	今。かすみ草を始めたから。
②	世帯主	1970年～1985年。人がやっていないことをいちやく手掛けたりした。共同化してサラリーマンよりも所得がよかった。悪くなってきたのは1985年頃から。農政がここまで落ち込んでくるとは思ってもみなかった。1955～1970年はあまり夢が無かった。みんながやめていく。どうやってやめて札幌へ行こうかと考えた。
	長男	最初から情熱をもってやっている。
③	世帯主	ロイヤル産業を作ったとき。若かったせいと、農協青年部で移動村づくり大学に派遣され、そこで出会った先生にいろいろ影響された。受委託農業を教えてくれた。
	父	昭和18年以降。自分で働いたものが自分の手にはいるから。数えて51歳の時に息子にかまどを譲った。
④	世帯主	息子が来るまでは農業一本で一生懸命だった。
	長男	楽しみがあったのは農家を継ぐ時。納屋や車庫を購入し農作業をスムーズに進められるようにした。当時は買っても返せた。今はもうだめ。
⑤	世帯主	ずっと情熱を持ち続けている。
⑥	世帯主	1967, 8年から10年くらい。自分の家で1,000 俵出せる農家になりたかった。燃えていた。米の値段も上がっていた。減反始まって夢きえた。
⑦	世帯主	40～50歳、農政運動に押し出されて専念したとき。農家の現実の観察や農業情勢の分析を行う。今の持論はその時のもの。
	父	23, 4歳、結婚の頃。人より早く起きて、人より遅くまでやる。部落で一番まじめだという人間になりたい。
⑧	世帯主	結婚してから、1948年から今まで。今は主ではないが。
	二男	NA
⑨	世帯主	かまどもってから、1967年から現在。かまどもったことが理由。
	父	自作になった時。50%現物で小作料をとられていた。
⑩	世帯主	今でももっている。情熱をなくしたらつぶれてしまう。農業情勢が厳しくなればなるほど情熱をもっていなければやれない。
	父	20～25歳、元気もよかった。人に負けないだけの収穫をあげようと思った。
⑪	世帯主	なかった。農業というより職業。金儲けの手段。ここが会社で雇われているようなもの。結婚してから変わった。ある程度実権をつかめるようになったから。これはやりようによっては大変なことになると、経営について心配するようになった。
	父	1960年頃、35歳頃。子供が生まれて一生懸命育てなければならぬし、学校へも行かせなければならぬ。
⑭	世帯主	ずっといままで。
⑮	世帯主	ない。仕方がなく、食うためにやってきた。
⑯	世帯主	情熱は感じたことない。
⑰	世帯主	息子が農業高校へ行っていた頃。あの頃は、これから息子もやってくれるということややる気があった。息子がやらんということで規模拡大もやめる。
⑳	世帯主	ない。

資料：実態調査より作成

3年のうちに自分の力で売り込んでいく農業をやりたい。夢をもっている。札幌の消費者団体と契約して、懇談会など何回も開いてやっていきたい。」と語っている。

冷酷な農政の前に農業への情熱を削り取られながらも、なお農業に意欲的に取り組み、現状打開の方向を探り続ける農民像が浮かび上がってくる。

第2項 農政に対する評価と農協への要望

ところで、Y集落の農民たちは、彼らの情熱の前に立ちはだかる現在の農政に対して、どのような意見をもっているのだろうか。(1)減反・転作、(2)生産者米価・麦価の引き下げ、(3)米の自由化の問題に対する考えを聞いてみた。

表5-17は、減反・転作に関する意見をまとめたものである。この年で19年目を迎えた減反政策に対しては、諦めにもた意見が目立つ。「米が余っているんだから仕方がない。」(②の長男)、「なくなればいいが、米余っているんだから仕方がない。」(⑩の世帯主)、という意見が多い。そして、仕方がないとした上で、減反・転作のやり方に対する要望が出されている。それは、1つに、転作作物にまで厳しい作付制限がされていることに対する不満として出されている。「転作作物でも何年も続けられるようにしてほしい。小豆を麦の後に作りたいが作付制限されている。」(④の世帯主)という意見に代表される。また、2つに、地域性を加味してほしいという主張がなされる。たとえば、「適地適作をさせるならともかく、一律どんなどころでも何%というのはおかしい。」(⑩の世帯主)、「寒冷地でやってほしくない。都市近郊の人は園芸が頼りなのでそっちでやってほしい。」(⑩の世帯主)というものである。さらに、3つに、転作奨励金に対する批判もある。「奨励金が農家を駄目になっているという面もある。何もさせないで金をあげる。そのことが土地の流動を妨げているという面もある。」(③の世帯主)とされる。

このように、長年、受け入れてきた減反・転作に対しては、「米が余っている」という現実の前に、政策の存在そのものに対する批判というよりも、むしろそのやり方に強い不満を感じていることがわかる。

一方、生産者米価・麦価の引き下げに対する意見をまとめたものが表5-18である。先に、生産者米価の引き下げが農家経済に与えた打撃はきわめて大きいことを指摘したが、それだけに批判の声も大きい。たとえば、①の長男は、「サラリーマンのベースアップと同じと考えれば本当に悲惨な感じがする。」と述べている。彼が属するT農場の場合、1979年(昭54)、すなわち10年前がもっとも収入が良かったという。10年前からベースアップが行われなかったという事態をわが身に重ね合わせてみると、その状況が如何に深刻なものであるかが理解できる。

そして、より具体的には、米価が下がる一方で生産資材の価格は上がり続けているという矛盾に対する不満として指摘されてくる。「生産資材が下がらないのに、我々の取り分だけ減っていくのはおかしい。」(⑦の世帯主)、「円高差益はどこへいったんだ。」(⑧の世帯主)、「農機具や肥料が高い。外国には3倍安く売る。円高なのに輸入肥料が安くならない。」(⑬の世帯主)等々、この点に関する批判の声は多い。農民だけに犠牲を強いている現在の政策に強い憤りを感じていることがわかる。

表5—17 減反・転作に関する意見

No.	続柄	減反・転作に対する意見
①	世帯主 長男	不満だけど、自由経済の中に少しでも入っていけるように努力しないとけない。 ないにこしたことはない。結局、米が余るのだから。食糧は守らなければならない。
②	世帯主 長男	今は全国的にどうもならない。最終的に自由化になった場合は、今のような転作には応じられない。米を作ってコスト競争に勝つ自信はある。謀反を起してもやっていく。 米が余っているのだから仕方がない。
③	世帯主 父	転作奨励金の早期脱却というのはその通り。奨励金が農家をだめにしてある面もある。何にもさせないで金をあげる。そのことが土地の流動を妨げるという点で問題。農政の歴史的な失敗。 国の方針だから素直に従うしかない。農家自身もあまり米を食べなくなっている。それに技術がよくなって反収が上がった。
④	世帯主 長男	作るものを固定してほしい。あれ作ったら駄目とか言わないで、転作作物でも何年も続けられるようにしてほしい。小豆を麦の後に作りたいが作付制限されていて作れない。 なるものはどうしようもないのだが、しまいには百姓一揆をやるくらいの気持ちがないとやってられない。
⑤	世帯主	国の見通しとしては、行き当たりばったりであまい。
⑥	世帯主	米余るから減反しなければならぬ。ある程度はしかたがないが、減反する方向づけ、地域性を加味したビジョンをもつべき。小豆、小麦も制限されている。農家はある程度年数をかけて栽培できるようになるのだから。
⑦	世帯主	NA
⑧	世帯主 二男	減反あまりしてほしくない。これ以上の減反はしてほしくない。 全部米作りしたい。もっと消費者にお米を食べてほしい。
⑨	世帯主 父	しかたないからいうことを聞いてやっている。だが、集荷業者が少し問題なのと、国の食糧事務所だって人を削減して改革しなければいけないと思う。 やっぱり水田地帯で畑を作ってもたいした収入にはならない。それに、畑と水田をやると2種類の機械が必要になり無駄が多い。
⑩	世帯主 父	なくなれば一番いいが、米余っているのだから仕方がない。寒冷地でやってほしくない。都市近郊の人は園芸が頼りなのでそちらをやってほしい。内地の都市近郊の本格的でない農家に減反をしてほしい。 いたしかたないと思う。
⑪	世帯主 父	めんどくさいものができた。適地適作させるならともかく、一律どんなところでも何%というかんじ。あなたのところはこれ無理だからこれやりなさい式にやってもらいたい。そうしないとお互いにマイナス。 理想は、減反・転作をやめて水田を単作でやりたい。
⑬	世帯主 二女の夫	NA
⑭	世帯主	価格が安定した商品作物があればいいが、この町では特に目玉になるものが開拓されていないという気がする。
⑮	世帯主	まことに憤慨している。あまりにもこちらの要望を聞かないで、一方的に押しつけられる。
⑯	世帯主	国の政策だから仕方がない。
⑰	世帯主	ないほうがいい。こちらの要望を言っても上の方で聞いてくれない。
⑱	世帯主	NA
⑳	世帯主	これからの農業は情勢をよく見極めなくてはならない。将来を見通す政府でなくてはならない。

資料：実態調査より作成

表5-18 生産者米価・麦価の引き下げに対する意見

No.	続柄	生産者米価・麦価の引き下げについての意見
①	世帯主 長男	おおいに不満。機械・資材とのギャップが大きい。何も買わない工夫が必要。上げてほしい。直接収入にひびく。サラリーマンのベースアップと同じと考えれば本当に悲惨な感じがする。昭和54年頃がT農場としても一番よかった。
②	世帯主	我々としては高いほうがいいが、消費者の反響でいえばやむを得ないという気がする。流通経費、中間経費が多すぎる。基盤整備の負担金の金利が高すぎる。生産資材が下がっていかばやっていける。
③	長男 世帯主	これだけ下がってくるとコストに問題が生じる。あまり下げてもほしくない。何も手当をしないで米価だけを下げただけではだめ。政府のどンドン下げろという考えは間違い。過疎にならないように人の働く場所（企業誘致）を与えてから米の価格に手をつけないとだめ。
	父	やむをえない。もっと下がるだろう。1俵10,000円くらいになるだろう。そうなれば統制撤廃になるだろう。
④	世帯主 長男	生産費が上がっているのに、これ以上米の値段が下がると大変なことになる。どうしようもないからそれに合う米作りをする。最終的には1万円ちょよとの米価になるだろう。それでやっていける農家でないとだめ。うちは借地と機械の効率利用を進める。
⑤	世帯主	競争原理からしたら仕方がないが、枠を外して競争させてくれるならいい。
⑥	世帯主	高いほうがいいのに違いない。行政の中で将来をみながらやっていく。
⑦	世帯主	全く不満。コストを下げる必要がある。生産資材が下がらないのに、我々の取分だけ減っていくのはおかしい。
⑧	世帯主	土地を増やしてもなかなか収入が上がらない。米価下がるし、麦価も下がるから。米の値段だけ下がったら農家生活はできない。円高差益はどこへいったのか。時代の流れ。外国の圧力で政府もせざるをえない。米価の引き下げに伴って、生産資材がもっと下がればいいが、下がっていない。
⑨	世帯主	よその国の食べ物が安いといっても自国の食べ物は確保すべき。できればこのくらいの米価でやれば。農民いじめで、殺して、全部他の産業に移して果たして日本はどうなるのか疑問だ。農民はおとなしすぎる。団結といってもなんだし、難しいことだ。
	父	機械代安くならんと米安くなって困る。やっていけない。
⑩	世帯主	余っているといいながら、一昨年から米価の計算方式が変わってきている。再生産を保障する方法にしてほしい。食管がある以上ぜひ必要。生産資材はどんどん上がっているし矛盾している。
	父	あまるんだからやむをえないでしょう。
⑪	世帯主	こんなにあくなくなるとは思わなかった。なんぼ国際競争力をつけるといっても、その国その国の物価も価値観も違う。日本で自給できるのは米くらい。
	父	反対。引き下げないでほしい。年々下がっているのだからこれ以上下がったら困る。
⑬	世帯主	我々としては高いほうがいい。生産費かかっているから、アメリカ並にしると言われても困る。土地も10倍は違う。農機具や肥料高くて、外国には3倍安く売る。円高なのに輸入肥料が安くならない。農民の自助努力で解決する問題ではない。
	二女の夫	サラリーマンと農民の相互理解がない。農家のものはサラリーマンを労働面で楽だとみている。農家の子供はみんなサラリーマンへ。農民も商品としてただ米を作っていればいいのではなく、他の作物に力を入れるべき。あと、農業機械が高いのではないのか。
⑭	世帯主	あまりに毎年連発で下がってくるから憤慨している。
⑮	世帯主	意見があっても仕方がない。国の政策だから。
⑯	世帯主	農家がつぶれるから反対。
⑰	世帯主	世界と肩を並べていくためには日本の農産物は高い。世界と同じようにしていくというが、諸物価が下がらず、米価だけが下がるのは、農家も苦しい。米を作らないと日本の国土は荒廃していく。
⑳	世帯主	やむをえない。時代の流れ。米が余っているのだからしょうがない。

資料：実態調査より作成

それでは、今日的な問題でもある米の自由化についてはどうであろうか。表5-19でみる限り、多くの農民は、やがて自由化の時代が来ることをすでに覚悟しているようである。「避けて通ることはできないだろう。」(③の世帯主)、「いつかはなると思う。」(④の長男)と考えている。しかも、経営規模の大きい農家ほどはっきりと自由化されることを認識している傾向がある。もちろん、彼らは米の自由化に賛成しているわけではない。しかし、これまでも自分たちの手の届かないところで政策が決定されてきており、そうした経験が彼らのこうした考えに強く作用している。それは、「財界主導型だからなんぼ騒いでもやらざるを得なくなる。」(⑥の世帯主)、「我々が阻止できるものではない」(②の世帯主)、「外務大臣が外国へ行ったりして、自由化の話はもうできあがっているのではないのか。牛肉の時のように裏取引がされているのではないのか。」(⑭の世帯主)という意見に端的に現れている。農民たちは、自由化を見越して、すでにその先を考えているとさえいえるのである。

以上、3つの大きな農業政策に関するY集落農民層の考えをみてきた。農民層は確かに今の農政に対して強い不満を抱いている。しかし、その一方で、一見冷めた目で現実をみている姿も浮かびあがってくる。とはいえ、このことは決して彼らの怒りが小さいことを意味するものではない。所々に散見される、「最終的に自由化になった場合は、今のような転作には応じられない。……。謀反を起こしてもやっていく。」(②の世帯主)、「しまいには百姓一揆をやるくらいの気持ちがないとやってられない。」(④の長男)、「むしろ旗を上げるようなことも必要ではないか。」(⑤の世帯主)という意見のうちに、言葉の裏に潜む激しい怒りを感じざるを得ない。一見冷めた目で事態の推移を見守っているかに見える姿は、むしろ、国政の動きに対して、自分たちの怒りをぶつける有効な手段を持ち得ていないもどかしさの現れとみることができる。

従って、彼らの怒りや不満の声は、本来自分たちの声を代表すべき農協に対して一層鋭く向けられている。表5-20は、農協に対する要望をまとめたものである。様々な要望が出されているなかで、一番多いのが組織を合理化する必要性を指摘する声である。「農協組織の合理化。戸数が減っているのだから現状を維持していくのは無理。」(②の世帯主)、「単協の上にある組織がマンモス化しすぎている。組織の負担金が改善されていない。……。末端の農家がまいてしまう。」(⑥の世帯主)という意見に代表される。

また、農業危機が進行するなかで農協が必ずしも農家の立場に立っていないことを批判する声も多い。「農協がワンマン的に決めてしまうことが多い。団体の力で我々のことを決めてしまうことがすべてのことで多い。」(④の世帯主)、「組合員のための農協でなくて、農協のための組合員というかたちになっている。」(④の長男)、「俺たちの農業を守るように努力してほしい。あまりにも上の方の言いなりになっている。100%しわよせは末端にきている。」(⑭の世帯主)、「生産者の立場にたつて、地域の農業にあった運動をしてもらいたい。総会の場では今年はこれだけ儲かったという話ばかり。農協が金儲けをする必要はない」(⑰の世帯主)と、その批判の声は痛烈である。

表5-19 米の自由化に対する意見

No.	続柄	米の自由化についての意見
①	世帯主	国の主要作物だし、自由化は理想かもしれないけど、日本の農業を保護していかないと負けてしまう。
	長男	賛成とはいえない。抜本的に考えなければならない。
②	世帯主	我々が阻止できるものではない。国際化の中で日本の農業は太刀打ちできない。その時はみんなつぶれる。自由化にされたら死んでしまうだけ。農業は国の政策の中でやらなければだめ。国の自然保護、景観のためにも捨ててはだめ。
	長男	国内である程度良質・良食味を作っていれば対抗できる。価格的には対抗できない。海外研修でアメリカへ行ってきた人の話を聞いても、あまり出せるようなものではない。
③	世帯主	避けて通ることはできないだろう。全面自由化にはならん。部分自由化。1割入ってくると米はだぶつく。
	父	アメリカの言いなりのようだ。遠からぬうちにそうなるだろう。日本の財界も一儲けしようと思っている。それでどうやって生き残るかということ。
④	世帯主	自由化してどの程度入ってくるのか。アメリカより中国やタイからの方がよけいにくるのでは。中国やタイの方がずっと安い。
	長男	いつかはなると思う。だから、自分の米を、農協を頼らず自分で売る力がないとやっていけなくなるのではないか。
⑤	世帯主	泣くのは消費者か国でしょう。私らは昔のことを知っているから。外国から物が入らんとしたら、国や消費者が音をあげるだろう。昭和52年に中国へ行ってきたが、いざというときに備えて3年分備蓄している。
⑥	世帯主	財界主導型だからなんぼ騒いでもやらざるを得なくなる。米の自由化云々と言ってももう混ざってどんどん入ってきている。
⑦	世帯主	国の規制では、純米が80%以上のものを米として扱い、79%以下だと米として扱わない。今でも事実上規制がないと同じ。海老を混ぜて輸入している。
	父	もう少し政府の大臣は毅然たる態度で、外国に対処していかないと、日本の農業はだめになる。結局は米国の言いなり。
⑧	世帯主	NA
	二男	絶対反対。
⑨	世帯主	よその国の食べ物が安いといっても自国の食べ物は確保すべき。
	父	大変なことになる。ちゃんと価格がついて買ってくれるほうがいい。
⑩	世帯主	ひどいですね。自給できるなら輸入する必要ない。絶対反対。米の値段だけで消費者が選ぶかどうか問題。
	父	やってもらいたくないと思うけど、どうなることかと思っている。
⑪	世帯主	なっても仕方がない。しかしなったらまずい。値段さえ維持できればいい。
	父	絶対反対。
⑬	世帯主	他のものは自由化してもいいが主食だけは最低限安定して買えるようにしたほうがいい。食糧が将来とも安定的にアメリカから輸入されるなら軍備はいらな いはず。兵器産業が儲けている。
	二女の夫	日本人としての精神的なもの大きいから、ただ単なる農産物でなく、気持の自由化していかないと自由化の流れにいかない気がする。
⑭	世帯主	統一していった方がいい。自由化になればもう少し上手にやっていったらいい。今のままではどっちつかずな状態。
⑮	世帯主	NA
⑯	世帯主	反対
⑰	世帯主	米作らないと日本の国土は荒廃していく。外務大臣が外国へ行ったり、自由化の話はもうできあがっているのではないのか。牛肉のときのような裏取引。
⑳	世帯主	少しでも安いものを食べたい。だから安ければいいので仕方がない。

資料：実態調査より作成

表5—20 農協に対する要望

No.	続柄	農協に対する要望
①	世帯主 長男	努力した農民に対して努力しただけのことを何かしてくれないと。一律ではどこか不満が出てくる。 満足していない。金融事業ばかりに手を出していないで、考えた営農方針を出してほしい。昔の原点。
②	世帯主 長男	農協組織の合理化。行政改革して欲しい。運営の縮小。戸数が減っているのだから現状を維持していくのは無理。 生産資材の価格の引き下げ。米価に合わせた引き下げ。
③	世帯主 父	食管制度にあぐらをかいた体質の改善。統合して大きい農協にする。北空知に1つでいい。役員もそんなにいらぬ。専門に知識をもっている人を参事におく。農協も役場も請負にしたらいい。機械化しているし、半分くらいの人手のできる。もっと合理化して欲しい。
④	世帯主 長男	あまりワンマンになってほしくない。農協がワンマン的に決めてしまうことが多い。団体の力で我々のことを決めてしまうことが総てのことで多い。農協を守る前に自分たちを守らんと。農協の甘えを農協に考え直してもらわないといけない。組合員のための農協でなくて、農協の組合員というかたちになっている。在り方が逆になっている。
⑤	世帯主	あまり期待することはない。
⑥	世帯主	単協の上にある組織がマンモス化しすぎている。組織の負担金が改善されていない。頭の切り替えが必要。末端の農家がまいってしまう。
⑦	世帯主	流通・加工面へ進出することが必要。付加価値を高めるべき。船も農協でもって運搬までやったらいい。まず、船までは自分たちでやろうと主張している。時代を先取りして考えていくことが必要。
⑧	世帯主 二男	たくさんあるけど。国に対して農政をしっかりしてくれるように頼むしかないと思う。 農産物に対して付加価値をつける産業を町おこしとしてすべき。とくに秩父別町は1村1品の独自のものが無い。トマトジュース、メロンは名前が売れていない。しかも限られたものしかない。
⑨	世帯主	直さなければいけないことはいっぱいある。上部組織はいらぬようになってきた。負担金吸い上げて、マージンとっているだけ。
⑩	世帯主 父	農協そのものは我々の組織だが、上部団体が商社のようにになっている。それを縮小していく必要がある。人事は大変だし、経費節減になる。合併も必要。 なし
⑪	世帯主 父	負債があるのは国の資金を長期に抱えただめな農家。低金利がそういうところに使われている。それでは、後継者のあるこれからの農家、夢のある農家を救えない。そういう資金をまわしてほしい。だめな農家を救うほうに力が入りすぎている。皆で駄目になりましょうという感じ。 沼田農協と秩父別農協を統合してほしい。
⑬	世帯主	NA
⑭	世帯主	俺たちの農業を守るように努力してほしい。あまりにもホクレンなどの上のほうの言いなりになっている。100%しわよせは末端にきている。
⑮	世帯主	職員を半分位にしてくれれば、それだけ人件費がうく。職員が多すぎる。
⑯	世帯主	なし
⑰	世帯主	全道の農協を縮小して合併し足腰を強くしようという計画があるらしい。でもなかなか難かしいのではないのか。生産者の立場にたつて、地域の農業にあった運動をしてもらわないと。上からの情報は、総会の場で今年はこれだけ儲かったという話ばかり。農協が金儲けをすることはない。
⑳	世帯主	職員が農家の立場にたっていない。農家のために仕事していないので、農家のために働いてほしい。サービスが悪いから直してほしい。

資料：実態調査より作成

第3項 Y集落農家の営農志向

最後に、以上のような厳しい農業情勢の下で、各農家が自家の農業生産に対して描いている将来像についてみておく。

表5-21は、Y集落農家の今後の営農志向をみたものである。ここで明らかなことは、上層農家と中・下層農家とでは明確に営農志向が異なるということである。上層農家の場合は、農業生産の継続を前提にその方向を模索しているのに対し、中・下層農家は、早晚経営委託農家へ移行し、いずれは離農する方向が示されている。すなわち、中・下層農家の場合は、後継者がおらず、しかも、表5-22にみるように世帯主の年齢が60歳を超えているものが多いため、近い将来に委託せざるを得ない農家が多いという状況にある。例えば、「人に貸して作ってもらわないといけん。」と言っていた⑭では、実際、1990年2月の補足調査時には他集落の親戚に経営委託しており、また、⑰も④に経営委託し、事実上農業生産にピリオドをうっていた。この他、⑬も受託農家との具体的な交渉に入っている。

これに対し、上層には、近い将来に経営委託を予定している農家はない。上層にも後継者がいない農家が3戸存在するが、いずれも世帯主の年齢が49、50歳であり、この先10年は農業経営が可能な状況にある。従って、彼らもまた営農のあり方を模索している。

まず、⑩の世帯主の意見を参考にすると、農業継続農家の選択の道としては、次の4つが考えられる。すなわち、(1)経営規模を拡大していく、(2)経営規模は現状維持のまま野菜を加える、(3)経営面積を縮小して野菜に打ち込む、(4)経営規模、作物(米・麦中心)とも現状維持、の4つである。このうち、とくに後継者のいる農家を中心に、(1)の経営規模を拡大したい意向をもつ農家が多いことがわかる。しかし、現実には、「今は規模拡大の時期ではない」(①の世帯主)、「地価が下がってくれば土地購入もありうる。」(②の長男)というように、土地の購入には今のところ慎重である。また、(3)の路線を明確に主張するのは⑥の世帯主のみである。先にも指摘したが、⑥には後継者がおらず、世帯主の残り10年余りの農業人生を施設園芸にかける意気込みである。さらに、(4)の方向をとるものは⑦と⑨の2戸である。⑦は世帯主が町会議員であるため労働力を必要とする野菜を導入していない農家であり、⑨は後継者がいないため経営の拡大には消極的な農家である。従って、(1)の方向を志向しつつも、現状では(2)の方向、すなわち、経営規模は現状維持のまま野菜を付け加えるという道を、当面の営農志向として選択している農家が多くなっている。

ところで、(2)の方向をとった場合、野菜によって農家経済の目減り分を補うということはそれほど容易ではないことを指摘しておく必要がある。表5-23は、現在施設園芸を手掛けている人に、「今後施設園芸をのばしていくために必要なものは何か。」を問うたものである。この先積極的に施設園芸に取り組んでいくというよりも、むしろ稲作と施設園芸の両立の難しさを指摘する声が目立つ。それは、「いちごは面積が限られる。時期的に春は田植作業とぶつかる。」

(④長男)、「いちごは手間がかかる。野菜は手間を売る商売とわかっているけど、他の作物が手抜きとなる」(⑩の世帯主)という意見に代表される。

その上、施設園芸は「経費がかかるわりには収入が思うようにあがらない。」(⑤の世帯主)という状況にある。そのため、規模を縮小して施設園芸に力点を移していく方向を選択することは、余りにもリスクが大きすぎる。その結果、上層農家の多くは、(2)の経営規模は現状維持のまま野菜を加える方向を選択しているのである。従って、(2)の方向というのは、ある意味で

表5-21 Y集落農家の今後の営農志向

階層	No.	続柄	作目	規模
上	①	世帯主 長男	米を作りたいたが3分の2しか作れない。麦を入れて輪換転作していく。一部施設型農業の導入。かすみ草いまはハウス3棟。1棟ずつ増やす。米年はトルコキキョウ、スターチス。	今は規模拡大する時期ではない。経済効果が上がらないものには手を出さない。もう少し田んぼの値段が下がらなければ規模拡大はできない。規模拡大はしたいが、その時期ではない。土地を借りるための情報を集めている。
	②	世帯主 長男	麦・小豆も制限されていて自分の作りたいものが作れないからそれにあわせていく。あくまでも米が中心。あまり作目を増やすと手がまわらなくなるから今のまま。	あまり当面は規模拡大はしない。若い人に負担がかかる。将来的には土地が余ってくると思うからあと10町位増やしてもやっていける。今は両親もやっているの多少余裕があるが、いなくなれば今のままで手いっぱい。状況がどうなるかわからないので動きづらい状態。土地の値段が下がってくれば土地購入もありうる。
	③	世帯主 妻	北海道は、稲作はなくなるとは思うが、麦は作れないと思う。施設園芸に取り組むしかない。手がまわればいちごにも力を入れたい。手間がかかるので状況をみながらやっていく。プロックリーもやってみたい。	現状でやっていく。規模拡大したいが限界がある。効率集団でやっていく。若い人のため。息子がやるといえば買いたい。やらなければ園芸をやりたい。
	④	世帯主 妻 長男 嫁	米主体。野菜など2,3反しか作れんから。水田と麦。現状維持。米、麦、いちご、長芋。減らすものあっても、増やすものまだ分かん。麦もだめになるだろう。長芋は作らないほうがいい。あとは現状維持。	20町歩位。いまの設備ではそのくらいできる。拡大したい。 現状維持。
	⑤	世帯主	水稲70%, ハウス現状維持, 露地野菜増やす。	来年から畑が3町歩(山が2町歩つく)増える。他部落の離農農家から購入。転作の情勢が変われば拡大していきたい。
	⑥	世帯主 妻	施設園芸を増やしていきたい。いちごや寒冷地ではできない花など。いま49歳, 60歳定年とすればあと10, 11回の農業。米だけでは経済的にもすこいみじめ。頭を切り替えて、施設園芸を主に麦を従にするくらいなことしてみたい。いちご, プロックリー, カリフラワーに力をいれる。	現状維持。 現状維持。ないしは少なくなる。
層	⑦	世帯主	現状維持。現状維持。ハウスは労働力の面で無理。	現状維持。現状維持。もういらない。
	⑧	世帯主 妻 一男	米ばかりはできないから、園芸作物もやらなければならぬ。現状維持。田畑輪換でいく。商品価値のあるいいものを入れる。ハウスを少し導入。	もう少し地価が下がればいけれど、下がらないから現状維持。拡大したい。土地売買の話もあるが、金銭的に折り合いがつかない。現状維持。
	⑨	世帯主 妻	現状維持。現状維持。麦や小豆をどうしても増やせといえど増やす。	現状維持。現状維持。増やせない。
	⑩	世帯主 妻	できれば水稲一本。いちごを取り入れた。プロックリー, カリフラワーを加える。	もう少し増やしていきたい。年齢の関係で土地を買っても金が返せないで借りる方でやっていく。もう少し欲しい。今年借りた。
	⑪	世帯主 父	借りてどんどん増やしていこうか、もっと集約的に。1.増やしていく, 2.現状を守りつつ野菜にする, 3.経営面積を減らして野菜に打ち込む, 4.離農するの4つの方向がある。うちとしては1~3の可能性を現在模索中。花をこれからハウスで栽培したい。	野菜などにしたほうがいいのか、半端なところ。拡大したい。
中層	⑫	世帯主	60歳になったら人に貸して作ってもらおう。	NA
	⑬	世帯主 妻	どこかに貸さないといけない。相談しているが金額がおりあわない。皆さんと同じようにハウスでいちごを作ってみた。でも体がついていかない。	現状維持。
	⑭	世帯主 妻	現状維持。人に貸して作ってもらわないといけない。	現状維持
下層	⑮	世帯主	生きているうちは現状のままでやる。もう年でできない。	生きているうちは現状のままでやる。
	⑯	世帯主 妻	米だけを作る。今は米だけ。自分はやっていないのでこのままでいい。	規模拡大したい。近くにあれば拡げたい。今のままではずっと少ないのでよくないけれど、子供がしやうにないのでしょうがない。
	⑰	世帯主	若い人なら夢もあるだろうが、私は小麦一本でいくより仕方がない。いずれは委託する。	現状維持。

資料：実態調査より作成

表5—22 Y集落各農家の家族構成と家族員の年齢

階層	No.	父	母	世帯主	妻	後継者	嫁・娘	子 供
上層	①	—	—	59	58	35	30	8, 5°, 3 才
	②	—	—	57	51	30	23	25°
	③	78	—	48	46	—	—	18
	④	86	—	60	58	34	34	9, 6, 3
	⑤	—	75	46	41	—	—	19, 15°, 1
	⑥	—	72	49	48	—	—	—
	⑦	84	78	56	53	—	—	—
	⑧	—	—	65	63	34	30	男の子二人(3歳未満児)
	⑨	77	—	—	48	—	24	—
	⑩	79	73	50	46	—	21	—
	⑪	67	59	33	35	—	—	8°, 5
中層	⑫	—	—	55	51	—	—	—
	⑬	—	—	65	60	36	33	女の子二人, 男の子一人
	⑭	—	—	61	61	—	—	—
下層	⑮	—	—	73	67	—	38	—
	⑯	—	75	56	51	26	—	—
	⑰	—	—	65	64	—	—	—
委託層	⑱	—	—	61	58	—	—	—
	⑲	—	—	71	67	—	—	—
	⑳	—	—	61	58	—	—	—

資料：実態調査および「農林業センサス」個票より作成

注：°印は女の子を表わす。

この場合、後継者とは必ずしも農業後継者を意味しない。

表5—23 今後、施設園芸をのばしていくために一番必要なこと

	施設園芸の将来に必要なこと
①	今年あまり失敗しないでいったから余り問題はない。農協を通じて売るから中間マージンをとられる。それがなんとかならないか。技術面の勉強が必要。土づくりが重要。堆肥が大事。地力がある。
③	いちごは手間がいるからもう限界。メロンは手間がかからないからそっちをやるくらい。
④	いちごは面積に限られる。時期的には春、田植とぶつかる。あと増やすとしたら花くらい。ハウスで増やすとしたら。
⑤	これ以上増やす気ない。人手が足りない。経費がかかるわりに収入が思うように上がらない。露地中心にやっていく。
⑥	頭を切り替える必要がある。稲とは全然違う。
⑧	いちごを収穫してみないとわからない。
⑩	手間がかかるのでそれほど大きくできない。今の現状では大きくできない。
⑪	高収益になる作物の栽培講習会がほしい。いちごは手間がかかる。野菜は手間を売る商売だとわかっているけれど、他が手抜きになる。広げるか施設園芸でいくか、二者択一。

資料：実態調査より作成

中途半端な経営形態ともいえる。ここに経営規模の大きい稲作地域での施設園芸導入の難しさがあり、施設園芸の導入は単純に農家経済の救世主となるとは言い難い状況にある。いちご導入に積極的な③の世帯主の、「20町歩以上になったら園芸をやめたいと思っている」という言葉は、この地域の多くの農家の気持ちを代弁しているとも言えよう。やはり、基本的には、減反分を差し引いても米の収入で十分生活できる程度に経営規模を拡大し、稲作と麦でやっていきたいというのが、当地域の多くの農民の本音のようである。施設園芸の導入は、規模拡大が可能になるまでの過渡的な試みであり、やはり“緊急避難的な対応”の域を脱しきれていないと言えそうである。

第5節 小 括

以上、第5章では、第V期、すなわち米価の据置が始まる1984年（昭59）から現在までのY集落の農業生産のあり方についてみてきた。本章の分析を通じてあきらかにし得た諸点をまとめると以下の如くなる。

第1に、農業危機の深化とともに、農家間の階層間格差が顕著になってきていることが指摘できる。とくに、上層と中・下層間の溝は深まる一方である。上層の場合は、農業継続を前提に、農業危機打開の方向を模索しているのに対し、中・下層の場合は、近い将来経営委託し、実質的に離農することがほぼ確実になっている。中・下層農家の場合、後継者がなく、世帯主も高齢化してきており、そのことが現在の農業生産のあり方や将来の営農志向の点で、上層農家との間に大きな相違をもたらしてきているのである。

第2に、農業をめぐる情勢の厳しさが増すなかで、とくに農業継続を志向する上層農家のあいだに強い危機意識が醸成されてきている。それとともに、第IV期にはまだみられた「中・下層も含めて地域全体が生き残る」という志向性が次第に薄れてきている。端的には、それは「とも補償」制度に対する評価のなかに現れていた。「地域全体が生き残ろうとしたらみんなが駄目になる」というものである。「集落ぐるみ」的な共同化の停止後、個別化志向を強めていた彼らは、弱い部分を切り捨てても自分が生き残る道を選択する志向性を強めているともいえる。しかし、こうした傾向は、むしろ彼らがそうした志向性をもたざるを得ないほど追いつめられている現実を如実に示しているといえるのである。

第3に、しかし、上層農家は個々バラバラに現実に対応しているわけではない。彼らの現状を打開するための積極的な取り組みには、上層内部の2～6戸程度の共同化の試みが含まれている。現実には、もはや個別農家では対応しきれないほど矛盾が進行していることも事実である。主要な転作作物にも作付制限がなされ、施設園芸も稲作との両立という点では問題も多いため、現状では農業所得の目減り分を補う作物の決定版はないという状況にある。そうしたなかで、数戸の共同によって、経営を合理化し、コストを下げる必要性が増しているのである。従って、単純に個別化志向を強めているというよりも、やる気がある農家同志でスクラムを組んで現実に対処していこうという志向性を強めているとみることができる。

第4に、以上の志向性は、若手農業後継者たちの間でとりわけ顕著である。彼らは、農業人生の初期の段階に農業危機ともいえる事態に直面している。それだけに危機意識も大きい。そうしたなかで、若手後継者同志交流を深め、情報の交換を行っている。その際、Y集落の生産

面のリーダーである③の世帯主が積極的に彼らを牽引していく役割を果たしている。若手後継者が孤立化することなく、しかも集落のリーダーとの間に密接な関係を形成していることは、彼らの大きな支えになっていることは言うまでもない。後継者難が進行するなかで、数少ない後継者が、個別農家というよりも、集落全体の後継者という性格を強めている傾向も見て取れる。

第5に、さらに、農業継続を志向する農家にとって、各種諸機関・諸組織が個別農家の農業生産を支えるものとして実質的に機能している点も重要である。生産組合、農業改良普及所、農協などは、いくつかの問題を含みながらも、農家の生産・生活と深く関わり、なくてはならない位置を占めている。農業危機が進行するなかで、個別農家がバラバラになることを防ぎ、叡知を結集して現状を打開していく基盤の形成という点で、そこに1つの可能性をみることができる。

第6に、Y集落の農民層自身の農政に対する評価である。Y集落の農民たちは、基本的に、農業に情熱を持ち続けて現在に至っている。それゆえ、その情熱の前に立ちふさがる現在の農政に対して強い不信感を抱いていた。しかし、その一方で、一見冷めた目で現実の推移を見守っている姿もみてとれた。それは、自分たちの手の届かないところで政策が決定されていくことに対して、それを阻止する有効な手段を見いだせないでいる姿でもあった。そうした苛立ちは、より自分たちの身近な組織である農協に対する批判となって現れている。とくに自分たちの組織であるはずの農協の現状に対する不満の声には厳しいものがある。

第7に、Y集落の将来を展望すると、この先10年ほどの間に大きく変容することが予想される。現在の中・下層農の離農はここ3、4年で大きく進んでいき、10年先には上層の後継者がいない農家の離農も進むことが予測されるからである。この第2の離農ラッシュともいえる事態が進行したのちには、Y集落に残る農家は、現在後継者が未定な農家3戸を加えても最大で8戸ということになる。そして、そうした事態の進展が、地域農業のあり方に、またそれを支える農家のあり方に、さらに大きな変化をもたらしていくことはあきらかであろう。

注

- (1) 実際、我々が本調査を行った1988年11月の時点では、「とも保障」制度は次年度から取りやめる方向で議論がなされていた。しかし、「とも保障」が「地域営農加算」制度の適応を受けられることが判明したことにより存続が決定したという経過をたどっている。
- (2) 1977年（昭52）までは、集落単位に「部落会」が結成されており、役場の下部組織として生活全般の伝達機関の役割を果たしていた。しかし、世帯数の減少が進むなかで1978年（昭53）には、27の「部落会」が15の「町内会」に再編されている。この時、Y集落も隣のG集落と統合され、あらたにS町内会となった。しかし、町内会活動は活発ではなく、全員が集まるのは年1回の総会のみすぎない。年5、6回開かれる班長会の内容を、班長が各戸に伝達するというかたちで必要な事柄が処理されている。
- (3) たとえば、榎 勇「北海道の農村社会と農協」（矢島武先生定年退官記念事業会編「現代農業経営経済新説」養賢堂 1972年）など参照。

終章 戦後農政の展開と北海道稲作中核地帯の農業・農民

さて以上、秩父別町Y集落を対象として、北海道稲作中核地帯の農業・農民が、戦後の農政の浸透過程のなかで如何なる変容を遂げてきたのかをみてきた。秩父別町は北海道の稲作中核地帯でも北空知の農業・農民の特徴を典型的に備えた地域である。ここで、序章で示した5つの分析視角にそって、北空知・秩父別町の農業・農民の特徴をまとめると以下の如くなる。

第1に、農村社会にとっての離農のもつ意味である。1960年から70年にかけて急激に進行した離農を第1の離農ラッシュとするならば、1980年代に入って第2の離農ラッシュの開始ともいえる事態があらわれ、それがこの先10年程の間に劇的に進行することが予測される。1960年代の稲作中核地帯における離農には、いわゆる「中農型離農」が相当数含まれていたといわれるが、秩父別町においてもそうした事実が確認できた。とくにY集落のように戦前からの有力農家が多く集まっている集落の場合、この時期に相対的に規模の大きい農家の離農が相次ぎ、離農率が町全体を上回るという事態さえ生じている。そして、こうした「中農型離農」の背景には、本田作業の機械化がほぼ耕耘段階にとどまり、なお「人力」への依存が相当大きかった当時の農業に見切りをつけ、札幌市へ転出して不動産経営に乗り出すという動きがあった。従って、離農していく農家の側にも、これからの生活に対する不安と同時に、新しい可能性に挑戦する希望がみなぎっていたといえる。

これに対し、近年の離農はその性格を大きく異にしている。すなわち、離農の背景には、農業に対する先行きの不安と農業後継者の問題が横たわっている。現在、Y集落では、中・下層の全農家に後継者がおらず、また上層にも後継者なしの農家が3戸存在している。これらの後継者のいない農家は、世帯主が60歳を超えると、農業経営を委託し、実質的に離農していく。この場合は、転出せず、そのままこの地にとどまるものが多い。従って、高齢の委託農家が集落のなかに次第に滞留してくることになる。あきらかに離農の形態が挙家離村から在村離農へ大きく変化してきていることがわかる。そして、近年のこのような離農からは、1960年代の離農がもっていたある意味での“明るさ”を感じることはできない。

さらに、このまま事態が推移した場合、現在後継者のない上層の3戸の世帯主が60歳を迎える10年後には、Y集落に残る農家は最大でも8戸にすぎなくなることがわかる。戦後43戸でスタートしたY集落の農家が、55年間に5分の1以下に減少してしまうことになる。そうした事態が、地域農業のさらなる再編を進めていくであろうことはいうまでもない。しかも、この問題は、老人問題、過疎問題と連動しており、その意味では第1の離農ラッシュ以上に地域社会に及ぼす影響は大きいものといえる。

第2に、Y集落農民の共同化に対する志向性の変化についてである。北海道は、生産組織のなかでも共同利用組織が主流で、しかもそれが農業構造改善事業を契機に、政策に誘導されながら結成されてくるといった特徴があった。Y集落も、第Ⅲ期には共同化に積極的に取り組み、生産・生活両面において“集落ぐるみ”的な共同化をおしすすめている。それは歴史的にみても初めての大規模な共同化の試みであった。

しかし、この“集落ぐるみ”的な共同化はいくつかの教訓を残し、最終的には規定年限をまたぎ解散してしまう。こうした共同化の経験は、一方では共同することの意義をY集落農民に教えることになる。それまでの時代は、農作業が基本的に個別農家単位で行われており、その

ため他の農家との競争意識が集落を支配していた。共同化の試みはそうした意識に変化をもたらすとともに、とりわけ集まる機会が少ない農家の嫁に交流の場を提供するという点でも大きな役割を果たした。

このように共同化がもたらしたメリットは決して小さくはない。しかし、それ以上に「共同化の難しさ」をY集落の農民に認識させるという結果となった。共同利用組織の活動を通じて、「人間関係の煩わしさ、難しさ」、あるいは「経営規模の違う農家の共同の難しさ」を、Y集落農民は身をもって経験することになる。

さらに、補助事業に対する不信感も大いに醸成されることになる。機械の機種からその使用年限まで厳しく制限されることが、共同利用組織の柔軟な活動を大きく制約することになるのである。「補助事業は機械屋と土建屋が儲るだけ」という当時の農協組合長の言葉には、その不信感が如実に表現されている。政策誘導型で共同利用組織が結成されていった北海道の場合、これと同様の状況が他の地域でも展開されたものと思われる。

そして、以上の第Ⅲ期における経験は、第Ⅳ期の農業生産のあり方を方向づけることになる。第Ⅳ期には、“集落ぐるみ”的な共同化は後退し、稲作部門は再び個別化の方向へ大きく歩み出すことになる。すなわち、“集落ぐるみ”的な共同化は、副次的な位置にある畑作部門に限定され、共同作業も行われなくなるなど、その位置づけを大きく低下させるのである。

ところが、第Ⅴ期になると再び共同化の動きが現れてくる。それは、米価据置・引き下げが強行され、農業を取り巻く情勢が増々厳しくなるなかで、もはや個別農家の枠内では対処できないほど矛盾が進行してきていることを意味するものである。と同時に、第Ⅴ期の共同化は、第Ⅲ期の“集落ぐるみ”的な共同化とは大きく異なることにも留意する必要がある。それは、上層内部の2～6戸程度の共同化として現れてきているのである。これはある意味で、第Ⅲ期の共同化の経験から学んだ「人間関係の難しさ」「規模の異なる農家間の共同の難しさ」を可能な限り排除した共同化の方向といえることができる。また、その背景には、上層と中・下層間の経営基盤・営農志向の違いが顕著になってきたという事実があることはいうまでもない。

そして、これまでの経験をふまえるならば、現下の農業危機の下でのこうした共同化の動きを、共同組織の自主性を尊重しつつ、その柔軟な活動を制限しないかたちで、各種諸機関が側面から援助していくことの必要性が増してきているといえることができる。

第3に、稲作中核地帯における減反政策への対応の問題がある。これまでの分析からあきらかなことは、減反政策の初期段階と圃場整備事業の時期がぶつかったことが、農村社会に予想以上の大きな影響を及ぼす結果となったということである。すなわち、2つの政策が重なったことにより農村地域の労働力供給構造が大きく変化することになる。とくに、減反政策の開始とともに、圃場整備事業が「通年施工」に移行したことの意味は大きい。それは、1つに、農民層自身の兼業化に拍車をかけることになるとともに、2つに、当時の農業にとって必要不可欠な存在であった農業臨時雇不足を決定的にすることになる。それがいかに深刻であったかは、Y集落農民の「条間ばらまき」の試みとその試みに対してたくさんの視察団が訪れた事実をみればあきらかである。

そして、稲作中核地帯で相対的に規模の大きい層が減反に「過剰対応」したことの背景には、この農業臨時雇不足の問題が大きく影響していた。農業臨時雇が確保できずその年の農作業の見通しを立てることができなかった農家が、「緊急避難的」に減反へながれたというものである。

このように、第Ⅲ期の減反が農村社会に与えた最大の影響は「農業臨時雇不足」として現れている。それはある意味で、当時の減反の影響が個別農家にとって間接的なものであったことを示している。減反が農業生産にとってより直接的な問題としてあらわれてくるのは、減反率が急激に上昇する第Ⅳ期に入って以降のことである。

第Ⅳ期にはいり、減反に対する新たな対応がせまられるなかで、秩父別町では農民の発案によって「とも保障」制度が成立してくる。この「とも保障」制度には、減反・転作による収入の目減り分を、さら自治体レベルで補いあい、配分面積の消化をスムーズに進めるという目的があった。しかし、結果的にみれば、いくつかの点で現状に合わなくなってきたことも事実である。

1つは、「とも保障」制度の理念には、転作を契機として積極的に複合経営をすすめ、農業所得を伸ばしていくという発想は含まれていない。あくまでも収入の目減り分を補うことを前提としている。しかし、近年の農家経済の悪化のなかで、秩父別町でも経営複合化の必要性が叫ばれ、少数ではあるが転作作物で高所得をあげる農家が出現してくると、その理念そのものが問い直されることになる。2つに、「とも保障」制度は、高額な転作奨励金を前提にして成立してきたということである。成立当初は転作して、麦の所得と転作奨励金に「とも補償金」を加算した方が米を作るよりも収入がいいといううまみがあった。しかし、転作奨励金が減少し、米価の据置・引き下げのなかで農家経済が悪化してくると、状況は変わってくる。自分が生き伸びるだけで精一杯という状況のなかで、次第に「とも補償金」の拠出を負担に感じる農家が増加してきているのである。

このように、第Ⅴ期には「とも補償」制度も曲がり角にさしかかることになる。実際、すでにこの制度は残しつつも、減反割当はできるだけ個別に処理する方向へ動きだしている。そして、確実に進む農業所得の目減り分を、米以外の作物を導入することでいかに食い止めるかという点に、減反対応の比重が移動してきているのである。

第4は、農業経営の将来志向の問題である。第Ⅳ期、第Ⅴ期の農業危機の深まりのなかで、上層と中・下層間の階層間格差が確実に広がってきている。農業継続を前提とする上層農家と近い将来の離農を志向する中・下層農家の違いは大きい。とくに、第Ⅴ期には、こうした状況を反映して、地域農業全体が生き残るという志向性が薄れ、上層農家内部でスクラムを組んでなんとか自分たちだけでも生き残る道を模索しようとする傾向が強くなっていた。

その際、農業継続農家の営農志向として、大きくは、稲作主体で規模拡大をしていく方向と、経営複合化していく方向が考えられる。そして、多くの論者によって、空知における稲作単作からの脱却、すなわち経営複合化の必要性が主張されてきている。実際、秩父別町でも、1980年代に入ってようやく稲作以外の作物を積極的に導入していこうという気運が高まってきている。

しかしながら、Y集落の現状をみる限り、経営複合化の定着はそれほど容易なことではない。平均経営耕地面積が7.1haという秩父別町では、経営耕地規模を維持したまま複合化していくことは難しい。稲作と他作物の作業時期が重なり家族員の労働が過重になるために、どちらか一方の農作業が手抜きにならざるを得ないからである。その上、他作物は手間がかかるわりには収入につながらないという現実がある。そうした状況の下で、敢えて規模を縮小して施設園芸に比重を移していく農家はやはり少数派にすぎない。

しかも、この先10年の間に、なんらかのかたちで土地が相当流動化することが予測される。そこに住んでいる農民たちは、他の農家の実状を知りつくしているだけに、我々以上にその動向を正確に把握している。従って、農業継続農家は、これから進むであろう離農の過程における大幅な規模拡大に望みをつないでいるのである。現在、上層中心に取り組み始めている施設園芸の導入も、それが可能になるまでの過渡的な対応とみる方が正しいようである。その是非はともかく、秩父別町の上層農家の営農志向は、減反分を除いても採算が取れるだけの規模拡大の方向に大きく傾いているとみることができる。

ところで、現在の厳しい農業情勢の下で、農民層の模索はさらに続いていく。そうした状況の下で秩父別町の農業の将来を考える場合、農民層を支える諸組織・諸機関が、現段階においても実質的に機能しているという点は、大きな“強み”になっていくものと思われる。すでに、農民層と諸機関との関係が希薄化してきている地域が多いといわれるなかで、秩父別町では、農民と農協、農業改良普及所、生産組合は密な関係を保ち、それらがフォーマル、インフォーマルな面で個別農家の農業生産を支える役割を果たしている。また、農協経営懇談会にみるように、農民の意見を直接訴えることができる機会も保障されている。もちろん、そこに改善の余地がないわけではないが、こうした基盤が形成されていることを十分に評価しておく必要がある。

さらに、若手後継者と集落の関係もプラス面としてあげられる。Y集落では、数少ない農業後継者が孤立することなく1つの集団を形成し、その集団を集落の生産面のリーダーが引っ張っていくという関係が形成されていた。農業人生の始まりの段階に農業危機に直面した若手後継者にとって、先を見通せる先輩との間に以上のような関係を作り上げていることが、大きな心の支えになっていることは言うまでもない。生産面のリーダーである③の世帯主自身、「若い人に夢を与える」ことの重要性を指摘している。

Y集落では、第Ⅲ期の共同利用組織の解散後、一旦は個別化の志向性を強めたが、農業情勢がきわめて厳しくなるなかで、再び上層農家を中心に共同化の志向性が芽生えつつある。個々の農家では対応しきれないほど矛盾が深化している状況を考えるならば、この先より一層こうした傾向が強まっていくであろう。その際、これまで構築してきた諸機関・諸組織との関係、あるいは集落内の社会関係を、意識的、積極的にいかしていく方向で、諸問題に対処していくことがきわめて重要になってくるものと思われる。

第5に、北海道の農村・農民の社会的性格にかかわる問題である。北海道の農村・農民に関しては、「体制順応的」「体制維持的」という性格と、合理性を兼ね備えた商品生産者としての性格という、一見相矛盾するような性格が指摘されてきている。

これまでの分析を通じて言えることは、北海道の集落形成過程との関連で強調されてきた「体制順応的」「体制維持的」という性格は、少なくとも戦後段階には払拭されてきているということである。体制順応性の事例とされてきた「農業近代化の優等生」あるいは「稲作への過剰対応」という実態の裏には、「中農型離農」や「農業臨時雇不足」といった統計では必ずしも十分に把握できない現実が含まれていた。そこには、政策に積極的に協力していくという農民層の姿勢ではなく、むしろ自らの「生活の論理」に立脚して現実に対応していく農民の姿があり、一見「体制順応」とみえる事態もその結果として生じてきていることが見て取れた。

さらに、戦後の農政の展開のなかで、あきらかに農民層は農政に対する疑念・批判を強めて

きている。補助事業に対する不信感、また近年の農政に対する強い不満はそれを端的に示していた。確かに、一面で「減反」や「米の自由化」の推移を冷めた目でみている農民の姿があり、そこに消極的な農政への協力の姿勢を指摘できないこともない。しかし、そうした姿の奥からは、「最終的には百姓一揆をおこすくらいの気持ちがないとやってられない」という怒りと、その怒りをぶつける有効な手段を持ちえていないもどかしさがのぞいている。あきらかに、単純に「体制順応的」な性格としては把握できない農民像が浮かび上がる。

むしろ、稲作中核地帯の農民層に関しては、農業に傾けるひたむきな情熱をその特徴として指摘できる。現在の上・中層農家、すなわち5ha以上層の中には、1960年代の離農の嵐の中で、積極的に農業を職業として選び取ってきたものが多い。離農→転職のコースに夢を託す可能性が一方にあるなかで、あえて農業を選んだ農民たちは、「サラリーマンに負けない生活」を実現するために様々な努力を重ねてきている。共同利用組織の結成、共同炊事の実現、T農場の設立、ロイヤル産業の創立、「とも保障」制度の樹立などが、その一端を示す事例を提供している。

そして、こうした試みの中に、「合理性を兼ね備えた商品生産者としての性格」が見えかくれしていることも事実である。たとえば、Y集落に即して言えば、農業臨時雇不足が深刻化するなかでいち早く「条間ばらまき」の請負組織「ロイヤル産業」を結成したこと、また米を作るより収入がいいという理由で積極的に「とも保障」制度を利用して麦の集団転作を進めていったこと、などがあげられる。そこには、「体制順応的」という性格とは相容れない、積極的に柔軟な行動様式を身につけた農民像が示されているのである。

80年代の中小企業研究

—— 金属・機械関連工業における「下請制」の把握とME化の 労働過程への影響に関する議論に即して ——

上原 慎一

目 次

はじめに	93
1. これまでの「中小企業本質論」の意義と課題	94
2. 「下請制」「下請関係」理論と中小企業の存立・競争形態の「実体的」把握	95
(1) 下請システムと生産力	95
(2) 競争・搾取・収奪の実体的、具体的把握は可能か?	98
3. 「情報化」・ME化の展開による外注管理の変化と労働問題	100
(1) 「情報化」の展開による外注管理政策の変化	100
(2) ME化の労働・職場への影響と中小企業の階層的把握	103
①アンケート調査の問題点	103
②労働の階層的把握について	104
③労働の質的变化と職場関係	106
まとめにかえて	107

はじめに

わが国においては第二次オイルショック以降、1980年代に入ってから金属・機械関連工業におけるME化が進展した。それは、大企業の系列下の中小企業のみならず、浮動層を含めた広範な中小企業にも広がりを見せたのである。近年では大企業の工程の自動化やシステム化と並んで中小企業のME化、そしてそれと結びつきつつある「情報化」の影響が目立ってきている。それは、労働者にどのような影響を与えているのかという労働問題の側面のみならず、いかに中小企業の存立構造を変えているのか、元請大企業との関係はどのように変化したのかという、これまで日本に固有のものであるとされてきた「下請制」、「下請関係」の観点からも注目されてきている。

このような状況の下で中小企業研究の必要性は増大している。また、日本企業の海外進出との関連でもその下請機構の移出可能性は研究されつつあるし、欧米経営者からは日本的労資関係と並んでその生産性、競争力の強さの秘密として“Shitauke System”があげられている。

そして、日本企業との競争に打ち勝つために日本的労資関係と下請機構を導入すること＝“Japanisation (Japanification)” が叫ばれているのである⁽¹⁾。

それに対してわが国の中小企業の諸問題に関する研究動向は生産性、効率性の高さと下請機構に内在する問題点の両側面をふまえたうえでの具体的な「問題把握」に成功していない観がある。それゆえ、効率性や競争力の強さなどといった「積極面」と中小企業の存立の不安定性、収奪の問題等の「否定面」の間を揺れ動いているように見える。

そこで、本論では80年代においてME化の影響が強かった金属・機械関連工業に限定して、その影響を問題としている諸分野の研究の意義と限界を明確にすることを目的とする。そのため、まず従来からの「中小企業本質論」を概観し、近年の「中小企業本質論」への批判、再批判等の議論を通じて行なわれている「下請制」「下請関係」論と、下請関係の「経済的把握」をめざした研究を批判的に検討し、そして「情報化」・ME化の労働過程への影響に関する研究との接点を考察する中で、現代的な課題を探ってみたい。

1. これまでの「中小企業本質論」の意義と課題

戦後の中小企業研究は統一戦線の形成等の政治的問題意識に翻弄されながら出発した。そして、1950年代からは山中篤太郎氏に代表される「前資本主義制の伝統の古い国民経済……の後進性」⁽²⁾という枠組みを抜け出し、中小企業の存在を「経済学的」に考察していくというスタイルが確立した。その後、中小企業論において主要な問題領域の一つであったのは金属・機械工業の階層構造をなす下請・系列化による被収奪、存立の不安定性の問題把握であり、それは「中小企業本質論」あるいは「下請制論」として議論され、以下のように把握されるに至った。

「資本の集積・集中の基本的傾向は、その反面に小資本の執拗な残存、新たな小資本分野の発生という反対傾向を伴いつつそれによって制約されながら貫徹する。」⁽³⁾（北原勇氏）

「形式的には資本と生産の分散でありながら、実質的には集積の一層貫徹した『最新の資本主義の一形態』」⁽⁴⁾（中山金治氏）

「資本主義の独占段階での対等ならざる外注取引関係」、「流通過程における収奪、不等価交換」⁽⁵⁾（佐藤芳雄氏、渡辺幸男氏）等。

このように基本的には、資本蓄積との関連、または、流通過程における収奪が基本的に問題にされてきた。それに対して、生産力的な側面の考察は、それまでの主流であった、「収奪」の結果として下請企業の「生産力の停滞」論に対しての批判として「中堅企業論」が主張されてから、論争が中心となり本格的な議論はなされなかった。「中堅企業論」と逆の観点からではあるが、生産力を発展させている「系列企業の評価」⁽⁶⁾（藤田敬三氏）も批判のなかで具体的に問題にされていくことは少なかった。また当時、伊東岱吉氏によって主張された「対米従属による市場の狭隘化」から「下請企業へのしわよせ」を考察する方法⁽⁷⁾は、比較的日本資本主義の現段階把握と関連した研究の少ない中小企業研究においては現代でも注目されるべきであろう。これらの議論が本格的になされたのは主として独占資本が復活し日本資本主義が大規模な再編過程にあった1950年代後半～60年代であり、当時の複雑な経済状況が様々な主張を惹起させたと考えてよいだろう⁽⁸⁾。そのなかでも現代に対する影響力という面から見ると、その理論的な精緻さと資本論理解のレベルなどによって北原理論が特に評価されている。しか

し、その「現代的具体化」をめぐる諸論者の意見が鋭く対立してもいるのである。そこでまず、現代問題になっている北原理論の当該部分をみると

①等価交換を前提にした大企業による費用価格の引き下げと小資本の駆逐

②資本の部門間移動と利潤率の階層化

の二点にある。これは、我々が、常識的、経験的に考えている下請中小企業への「収奪」とコストダウンにつながる生産性の高さとの関連を具体的にいかに把握するかにかかっているのである。つまり、単純に大企業による「収奪」と存立条件としての（相対的過剰人口を背景にした）低賃金労働力の大量の存在のみでは、「中小企業が何故（大量に）存在しているか」の回答にはなっても「なにゆえそれが存立し得ているのか」ということへの回答としては不十分である。近年盛んにかわされている「下請制」をめぐる議論はそこを解こうとするためになされてるといってよい。その際、彼らの問題意識は下請中小企業の生産力的（専門的、自立的）側面をどのように把握するかというものと、生産関係的（収奪、不安定）側面をどのように把握するかという二つの傾向に別れる。前者は、近年中小企業の存立形態の大幅な変化が一般に認められてきたことから、活発に議論されているが、その理論的・実証的厳密さには疑問が残る。それに対して、後者は問題設定としては従来のもものと変わらないが、その実証局面でのユニークさが注目される。

2. 「下請制」「下請関係」理論と中小企業の存立・競争形態の「実体的」把握

ここでは、親企業と下請中小企業の（競争）関係あるいは下請中小企業間の（過当）競争関係はどのように把握されてきたを検討する。まず、近年流行している下請機構のシステム性、下請中小企業の自立性、生産性の側面に注目している港徹雄氏、三井逸友氏、渡辺幸男氏らの見解をあげ、それらに、下請機構の経済学的把握を試みている永山利和氏、山本潔氏の見解を対置する。

(1)下請システムと生産力

港徹雄氏は渡辺幸男氏に対し「自発的な経営戦略として従属化を選択することと、下請けの本質として指摘された『対等ならざる取引関係』とはどのように関係するのだろうか。」⁽⁹⁾と疑問を呈し「我々は下請け関係の属性として『取引における交渉力の非対等性』と『発注企業による受注企業に対するなんらかの統制あるいは支配の存在』とを比較した場合、後者がより本質的な特性を持っていると考えている。」⁽¹⁰⁾としたうえでその「統制」の源泉を「下請制において、親企業が指示を発し下請企業がその指示を受容するという関係が成立しているのは明らかに親企業が下請企業よりも優位な経営資源（資金、市場、技術一引用者）を保持し下請企業がその経営資源に依存しているためである。そして、下請け企業にとってこの経営資源の持つ希少性の程度がその受容程度を規定してきた」⁽¹¹⁾ところに求めている。その結果取引関係の反復と濃密なコミュニケーション、階層的な情報伝達ターミナルとしての階層的下請構造に効率性の核心を見る。

三井逸友氏は、港氏や渡辺氏等の「下請制」をめぐる議論は「企業」「関係」「機構」「集中」

など主要なタームについてあいまいであることを指摘し⁽¹²⁾、自らの「下請制の概念」を示している。

「今日の先進資本主義社会で、独占の『支配』が、社会的に基本的に確立し、そこに経済的支配権力がある下で、大企業と中小企業とが、分業関係を基礎に、取り結ぶ取引関係がまさしく『統制』 control を持った関係としてあり、これに対し、下請企業はその『統制』に『服従』 Unterordnung することを受け入れる、そこに独自の『結合形態』が成立するものである。あとで見るように、この『統制』は、特定資本による、結合された『集団』全体の生産力に対する『指揮権』 Kommando として作用するものでもあり、したがって現代的な『集中』の形態であるわけである。」⁽¹³⁾

「広義の『下請制』をふくめ様々な形態の『集団』は、それ自体先に見たように『労働指揮』の集積であり最終的には個々の存在に分解されているところの労働＝生産過程を結び、統一的に機能させるべき『指揮・監督・媒介』機能の発揮を要する。これが、一個の工場内の分業としてではなく、社会的分業として存在するのが、『下請関係』の基盤なのであるが、しかしまた、これを有機的に、一個の生産力とみなし得るほど一体的に『指揮』し、かつまたその成果を集中できるような方法が貫かれるのである。そこにこそ『統制』 control の作用する実体と意味があるのである。

こうした『統制』の遂行は、独自の機能として、『管理』として現れてくる。『管理』は、自己の原理と体系を持ち、計画・執行（組織・命令・調整）・総括の過程を繰り返す。しかしここでの『管理』は、一資本、一企業内で、一個の意志の下に、明確な『権限』を以て統一的、制度的に貫かれる性格のものではなく、社会的分業＝商品の生産の関係を媒介としている。その意味ではいわば『競争を通じた管理』であり、また、『管理』の媒体、方法、対象次元も幅が広い。

こうした体系は、既に、『外注・下請管理』として具体的に示されている。」⁽¹⁴⁾

このような観点から三井氏は渡辺氏に対して「『自立』『従属』の選択といったことが、必ずしも、分業関係を規定する技術的・製品的条件や、大企業の実力編成と『管理』の方向に結びつけることなく、単純な択一の問題にとらえられている傾向がある。」⁽¹⁵⁾と批判しているが三井氏の基本的観点の正しさにもかかわらず、管理（監督・指揮・媒介）と「分業」の関係、競争の組織内容、形態の具体的指摘が貧弱である。

渡辺氏は購買側、販売側の双方から競争の態様を「最低必要資本量の大きさ（参入の容易さ、困難さ）、競争の階層性、加工方法、製品などにおける競争関係の分化、退出能力、親企業としての『魅力』」⁽¹⁶⁾といった尺度で考察する。中でももっとも興味深いのが「競争の階層性」を形成する加工方法、製品の特徴である。まず、競争の内容として「同一製品をより安価に供給する」ことだけではなく「品質」「納期」「柔軟な対応力」などがあり「生産技術面だけではなく、工程管理、日常管理などの管理技術面での水準の維持・向上が決定的な重要性を持っている。」⁽¹⁷⁾と指摘し競争関係を三つの類型にまとめている。

第一は「加工と組立の両方を行ない、再外注利用を含めて加工を行ない、それらをまとめて一つの部品にするような下請中小企業間での競争」、第二は「特定の加工分野に特化し、主として部分的な加工のみを行なう仕事を受注し生産している下請中小企業間の競争」、第三は「組立工程のみを受注している下請中小企業間の競争」⁽¹⁸⁾という諸類型である。そして、それぞれ

の形態を、第一のタイプでは「現在の親企業と直接競争するメーカーから受注する以外に、業務内容を変えずに親企業を開拓しえ」ず「退出による受注先の多角化は当面ごく限定されたものになりやすい」、第二のタイプでは「退出し多角化しうるさきは非常に広い範囲を持ち」、第三のタイプは「不熟練労働力をいかに低賃金で安定的かつ大量に確保し得るか」⁽¹⁹⁾という特徴をあげている。

くわえて以上の中小企業の生産力の基盤をなすものとして渡辺氏は中小企業の「地域的な工業集積」⁽²⁰⁾に注目すべきとしている。具体的には「大企業研究開発・試作部門化工場群」,「中堅・中小機械完成品メーカー群」,「高度技術の特定加工専門化中小企業群」,「熟練依存の特定加工専門化小零細企業」の集積が(事例は京浜)「変動の激しい需要に対応することを可能にしている」⁽²²⁾とする。

これらの議論はいずれも従来からの「中堅企業論」「ベンチャービジネス論」に取り込まれないようにする形で近年の動向を把握しようとしている点で評価できるものであるが(港氏, 渡辺氏)その「関係」の基礎になっているもの, すなわち「なぜ親企業は下請企業を利用するのか」⁽²³⁾という点をあまりに軽視しているか, 意図的あるいは構造還元的な「政策」に傾倒する(三井氏)という問題を持つ。

ともあれ, 大企業の側の管理に注目するにせよ, 下請中小企業の側の競争, または両者のシステムに注目するにせよ, 資本の生産システム—すなわち三井氏の強調するような「労働指揮・支配」—という観点から諸事実を整理してみる必要がある。その際重要なのは, 伝統的に問題とされてきたことも含めて以下の諸点であろう。

- ①特有の労働市場と中小企業の支払い能力の両面から見た中小企業の低賃金構造と, その必然性。賃金格差の問題は, その論証の難しさにもかかわらず, 積極的に試みられてきたといつて良い。しかし, その事実のみならず, 必然性のレベルでそれを具体的に把握することが必要であろう。
- ②大企業のそれとは区別されるところの中小企業に特有な労働過程。そのなかには①とも関連するが, 独自の「熟練」のあり方, 協業や分業の労働の組織形態, 労働時間の問題, 職制の編成の問題などがある。これらは, 大企業とそれと異なることは当然としても, なぜそうなっているのかという点についてはあまりにも等閑視されてきているように思われる。
- ③地域性。これは, 渡辺氏も強調しているように当該地域の伝統, 地域としてみたときの生産力, 労働者の堆積が, その地域での生産や中小企業のあり方に大きく関わっているのである。

個々の中小企業の「行動の分析」についてはこれまで紹介してきた問題提起は無視し得ないものがある。しかし, ①~③を総括的にとらえううえでなければ効率性, 支配の質的意味を探るのは不可能であろう。

そこで以下, ①の問題に関わって下請機構の「経済学的な背景」の解明を試みている永山利和氏と山本潔氏の議論, ②に関わって労働に与えた影響に関する研究を確認してみたい。③については, 筆者の力量をこえるので今後の課題としたい。

(2)競争・搾取・収奪の実体的、具体的把握は可能か？

—永山利和・山本潔氏の議論—

これまでの議論とは異なって、永山氏と山本氏は下請制の現代の特徴を経済学的に把握するべく次のような問題提起をしている。このような研究は、ことの重要性に比して積極的に試みられてこなかった。それゆえ、以下紙数の許すかぎり紹介し、批判的に検討してみたい。

①資本循環と下請中小企業

まず永山氏は、下請制を企業の機能の「外部剝離」としてとらえ、ゆえに、北原氏の言うように各個別資本は、「正常な」資本循環 ($G-W \cdots P \cdots W'-G'$; G 貨幣, W 商品, $W'G'$ 価値増殖された W , G , P 生産過程)を行なっていないという前提で議論をすすめる。そして、それを資本循環でどのようにとらえられるかという視点で以下の四類型を設定している。

“(a)商業資本支配型： $G-W \cdots P \cdots W'-G'$ ”

$G-W$, $W'-G'$ 過程に商業資本が「補完」してくる

イギリスの putting-out system, 日本における商社・問屋の支配

(b)販売＝価値実現過程剝離型： $G-W \cdots P \cdots (W'-G')$ ”

生産物の実現は親企業に「補完」される

自動車, 家電, 産業機械などの一次下請

(c)生産特化型： $(G-W) \cdots P \cdots (W'-G')$ ”

商品の企画, 作業・加工, 機械については親企業が定めている。自己調達土地, 建物, 労働力程度, 現代日本における下請展開の中核

(d)購買剝離型： $(G-W) \cdots P \cdots W'-G'$ ”

都心型産業 (印刷業)”⁽²⁴⁾

このようにならかなり意欲的な類型化で学ぶべき点が多い。しかし、大胆であるがゆえに以下のような疑問が残る。

(a)は一見正常な資本循環と変わらないようであるが、どのような特殊性を表現しているのか。

(b)の W' は下請企業で行なわれているのではないか。あるいは、下請企業と親企業で分割されているのではないか。

(c)は、このままでは、事例としてあてはまるものがあまりにも少ないのではないか。

(d)賃加工はこの類型にはいるのではないか。また、家内下請けは資本ではないが、この類型に適合的ではないか。

最終的には「もともと単一の $G-W \cdots P \cdots W'-G'$ の範式を用いて表現すること自体が可能なのか？」という疑問をもたざるを得ない。また、企業の機能の「外部剝離」によって P の内実がどのような影響を受けるのかという点に関してもこの類型では明らかにならない。永山氏の挙げている事例—電器機械メーカー—に関しては設計と製造が明確に分離しているゆえに妥当性を持つかもしれないが、他の業種では一般化は難しいと思われる。具体的に考える際は G , W , W' , G' を分解して表現し、そうすることによって下請中小企業が大企業の生産体制の一環として機能していることを表現すべきであろう。そうでなければ、今日普及しているようなユニット発注, O E M 生産を行なっている事例を位置づけることも不可能である。

②単価設定の歴史性

また、山本氏は下請単価決定方式について以下のように問題提起をしている。
山本氏は、外注単価の決定は基本的に次の三つであるとしている。

“①工数1×賃率1……親企業の内製費用を基準

親企業における生産性の高さにたいする下請企業の生産性の低さを下請企業の低賃金によって補う—戦時から戦後初期

②工数1×賃率2……①の転化形態

変則的。生産性格差が少ない場合、工数を水増しする場合、よほどの低賃金労働力が利用できる場合しか得られない。

③工数2×賃率2……下請企業の加工費を基準

親企業が下請企業の実働工数、支払い賃率を把握し得るようになってからか、競争的「見積もり合わせ」が可能な場合

(1は親企業基準、2は下請企業基準を示す)

以上が下請関係の近代化に即して、諸要素が徐々に客観化して次のように変化するとする。

階梯1 下請単価=工数1×賃率1

賃加工業者、1955年頃まで(工場内請負が退職独立した労働者とともに社外請負に転化したもの)

階梯2 下請単価=材料費+工数1(2)×賃率1

商品生産者へ、経営合理化の必要性

階梯3 下請単価=材料費+工数1(2)×賃率2+諸経費

諸経費の析出、「親企業の経費の七割」など様々

階梯4 下請単価=材料費+工数1(2)×賃率2+諸経費2+利益

曖昧さの払拭、「製造間接費」「型償却費」「一般管理および販売費」「利益」の析出

下請企業が「企業」として親企業に認知される

高度成長期以降の市場生産・大量生産産業における親企業と一次下請企業の間におこなわれる

階梯5 下請単価=材料費+工数1(2)×賃率2+諸経費2+利益+VA還元分

原価低減分の半分を下請企業に還元、1960年頃から導入

オイルショック後に自動車、電機等に波及”(25)

以上は主に電機と自動車の事例にもとづく。これは、下請制の現象の仕方—とくに下請企業の賃金決定と生産工程の編成のあり方—を規定する主要な要因の考察のためにも必要であると思われる。事例は独占部分が主であるが、現代での非独占部分も含めた単価決定方式の考察は不可欠である。また、氏も言うように「専門企業」の把握に関しても、以上の観点から相対化する必要がある。

しかし、あえて疑問を呈すならば、次のような疑問が残る。今日の親企業と下請企業の取引は独占部門、非独占部門を問わず、大部分「工数1(2)×賃率2」を基礎にして「材料費+工数1(2)×賃率2+諸経費(+利益)」で行なわれているであろうことは想像に難くない。そして、その中にこそ、外注管理、下請中小企業における労働問題に関わる多様な問題が含まれているのである。このような把握は山本氏も言うように「科学的管理法の実際の軽視」、すな

わち逆に言えば過度の重視つまり標準時間と賃率の設定に関する歴史性、多様性⁽²⁶⁾の無視と「資本の支配」の質的吟味の欠落一に対する批判として決定的な重要性を持つということは支持したい。けれども、以上から導出されるのは、親企業と下請中小企業の単価決定に関する「関係」の“形式”であって、その必然性までは把握できないのではなかろうか。その“必然性”は「中小企業本質論」の古いテーマである「生産力格差」であるとわたしは考える。そうしてみた場合、「諸経費」ならびに「利益」の設定を、労働の生産力とは差当り区別される親企業と下請中小企業の企画力、市場支配力をなす管理、設計労働、ならびに営業等の非直接部門への分配に対する必要性に関わる力関係としてとらえることが可能になるように思われる。また、低賃金労働力を利用することの必然性とメリット、すなわちそれが、大企業の利益をどのように生み出しているかということも十全に把握できるようになる。

また、このような観点から外注管理政策と労働問題の関連の具体化をはかる可能性もでてくるのである。

3. 「情報化」・ME化の展開による外注管理の変化と労働問題

80年代に入ってからコンピューター技術の発展は、外注管理、労働過程に大きな影響を与えた。そこで、以下その影響に関する諸研究を概観しその変化を質的に吟味してみたい。

(1) 「情報化」の展開による外注管理政策の変化

70年代後半からのJIT(Just in time)方式をはじめとするトヨタ方式の展開はコンピューターの利用によって現在大幅に変化している。そしてそれは自動車産業に限らず他業種にも普及しつつある。それは、一般に「情報化」といわれているが、その内容はさほど詳細に紹介されていない。そこで以下、それを詳細に検討している平本厚氏による日立製作所の調査⁽²⁷⁾を中心に検討していく。

平本氏は先行研究(『近代鋳工業と地域社会の展開』東京大学出版会、1955年。下請工業については松本達郎稿。『中小企業の階層構造』中央大学経済研究所、1976年。池田正孝、江口英一他稿。以下これを中大調査と省略する)を検討し「中大調査では、この作業別、機種別賃率が1967年に事業所別の賃率に変更されたように述べられている。たしかに日立工場ではそう変っているが、必ずしも日立製作所全体がそうなったというわけではないことは、この栃木工場の例でわかる。」⁽²⁸⁾とし、栃木工場(冷蔵庫製造、外注比率30%未満、部品外注中心)、東海工場(VTR製造、外注比率60%弱、部品・加工外注中心)、目立工場(重電部門、外注比率50%弱、完成外注・工事修理中心)のそれぞれの外注管理の特徴を報告している。

各事業所における部品外注の単価設定は、“外注単価=(材料費)+ST×(賃率+工場割り)”で計算される。ここでいうSTは親企業によって把握された標準時間であり、賃率は下請企業の直接員のそれであり、間接員の賃金、減価償却分は工場割りとして算出される。その内容は事業所によって若干の違いがある。栃木工場では作業別・機種別であり、東海工場では企業ごとに算出される。賃率は二次下請の分までカウントされているという。また、外注企業に見積もりをさせることによって、外注企業間の競争をより促進するというやり方をとっている。日

立工場でも企業ごとに算出するが、STは日立工場基準になっている。

このような外注管理を担当する部署も、栃木工場では資材部、東海工場では製造部、経理部、資材部、日立工場では資材部中心だが、個別的な指導は製造部で行なう、というような違いがある⁽²⁹⁾。このような違いについて平本氏は「各工場の対象とする製品の種類やその成長性、工場設立時からの歴史的事情、またその地理的要因などの要因によることが考えられる。」⁽³⁰⁾としている。このような諸要因は非常に注意すべきものと思われるが、しかし、それらをより各事業所の生産工程の編成との関連で把握する必要があるのではないか。例えば、日立工場の重電と東海工場のVTRとでは、もちろん成長性は異なるけれども、決定的な違いは、中小量多品種生産と大量生産にあるのではないだろうか。大量生産であるならば、大量の組立作業を行なう労働力が必要であろうし、小ロット生産を外注に回すであろう。中小量生産ならば材料購入や極小の小ロット外注が多くなるであろう。このような違いは親企業の生産ラインとのつながりを異なったものにするだろうし、外注単価をめぐる価格交渉も違ったものにすると考えられる。

また、平本氏は以上のような外注管理システムは情報化によって以下の影響を受けているとする。栃木工場では進捗管理の簡素化、製作指示の短期化へ向かいつつあるという。東海工場では、内製率が上がったため、二次下請企業のみでなく、一次下請まで再編成が及んでいる。進捗管理の簡素化と製作指示の短期化は具体的には次のようなものであると考えられる。図1はわたしが調査したH製缶グループの発注図面である。

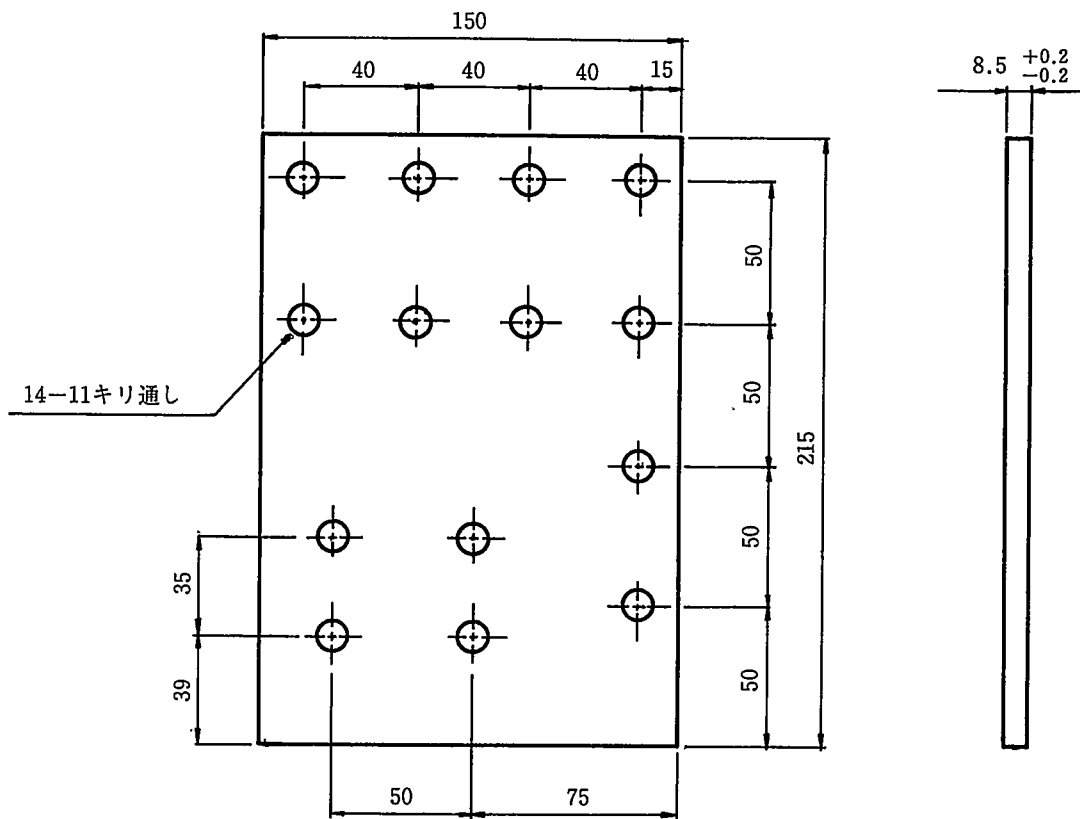
この事例では、H製缶グループの系列企業であるA製作所が一括して外注している。A製作所にはホストコンピューターが導入され、それによって当該企業の進捗管理と外注企業のSTの設定が簡素化したのである。

この事例からも「情報化」による外注管理の変化は、次のプロセスでその政策を変化させていると考えることができる。まず、データの蓄積は標準時間の設定を容易にする。また、そのことによって、工数の基準を明確なものにする。これは親企業による下請企業の賃率の把握をより正確にし、諸経費分と直接及び間接賃金分は完全に分離することになる。また、場合によっては利益部分も正確に算出されることになる。このことはより「費用価格」構成部分が明確になることを示している。諸経費、間接賃金分、利益は、相互の交渉事項として力関係が作用する部分となる。これは山本氏の問題提起と非常に近いが、「情報化」のインパクトは独占企業の「支配力」が下請企業の会計を大きく把握することによって、それを可能にしてきたそれとは違い、データの蓄積がそれを力によってではなく「必然的」なものとしてそれを可能にしてきた点にある。このことによって、場合によっては、親企業による下請企業の選別・育成は一層熾烈なものになる。

このように、コンピューターの利用による「情報化」は外注、下請関係を「透明」なものにし、彼等の「関係」を客観化しつつあるのである⁽³¹⁾。

ともあれ、外注管理政策の具体的な態様を把握することによって次に触れるような中小企業の労働者の問題を考察することが可能になるのである。

図1 発注図面とその様式



2個		H I O17-32W	完成指示日 9.28	払出予定日 9.27
SS11	12T * 155 * 220 * 2			

M ¹ _{2.5}	RS ² _{0.6}	DTS ³ _{1.1}	F ⁴ _{0.4}	5	6	7	8
9.28	9.28	9.28	9.28				
9	10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23	24

(注) Mはフライス加工
 RSは穴あけ
 PTSはタップたて
 Fは仕上げ
 出所) 前掲, 拙稿14ページ

(2)ME化の労働・職場への影響と中小企業の階層的把握

①アンケート調査の問題点

80年代に入ってから中小企業におけるME化の影響に関するアンケート調査は大量になされた⁽³²⁾。これは、一般的な傾向を調べる際は中小企業の膨大な存在に規定されて、個別の事例調査よりもこのようなアンケート調査によらざるを得なかったという側面は否定できない。しかし、膨大になされたアンケート調査は、その手法・内容においてさほど質的に異なったものではない。また、共通する特徴として労働過程に関しては「マイクロエレクトロニクスの雇用に及ぼす質的影響に関する研究報告書」雇用職業総合研究所、1983年をはじめとする雇用職業総合研究所の調査に依拠するものが多いということもある（この調査は、大企業を事例としてなされたものであるので、本稿では直接取り上げない）。ここでは、そのすべてを扱うことはできないので『中小企業とME革命』内藤・廣江・大森・太田著、中小企業リサーチセンター、1989年を取り上げ、検討したい。というのは、廣江氏個人または氏を中心とするグループが積極的にこの手法で調査を行ってきたし、可能なかぎりの成果も挙げてきたからである。

この調査は1985、86年に東京都の中小企業に対して郵送方式でなされたものである。全体の概要は、調査票を掲載していないので明らかではないが、ME化に関しては以下の点について詳細にデータを分析している。その項目は、「機種別ME機器導入比率」、「最初の導入年」、「機種別保有状況」、「加工総額に占めるME化工程比率」、「導入の目的」、「受注先企業からのME機器導入要請」、「受注価格の設定方式」、「受注価格の変化」、「技能・熟練の変化」、「職務内容・職務範囲の変化」、「プログラミング担当者」、「労働組織の変化」⁽³³⁾などである。この調査を概観すると次のような特徴に気付く。それは、非常にデータがはっきりしている項目と、非常にあいまいなデータがでている項目がはっきり別れているということである。はっきりしているのは「機種別ME機器導入比率」、「最初の導入年」、「機種別保有状況」、「加工総額に占めるME化工程比率」、「導入の目的」、「プログラミング担当者」などである。そのなかでもとくに「導入比率」や「目的」は工程別に考察され興味深いし、品質・精度の向上、納期短縮の要求の具体的なあり方も把握しやすい⁽³⁴⁾。それに対して、あいまいなのは「受注先企業からのME機器導入要請」、「受注価格の設定方式」、「受注価格の変化」、「技能・熟練の変化」、「職務内容・職務範囲の変化」、「労働組織の変化」などである。なかでも「技能・熟練の変化」については「従来の技能に加え新しい熟練が必要になった」とか「労働組織の変化」については「やや変わった」など⁽³⁵⁾分析すらにいたっていないものも見られる。これはつまり、ME化がどの時点で、どのような工程に、いかなる目的をもってなされたのかという当該企業におけるME化の具体的な契機が明確になり、それがどのような下請関係のもとでなされたのか、労働過程にどのような影響を与えたのかという、ME化の背景と実質の分析に関しては、非常にあいまいなまま残されたということの意味する。廣江氏自身「受・発注の増減を取引関係の階層性、いわゆる「下請次元」と関連させて明らかにしていない欠点をもっている。」⁽³⁶⁾としているが、そもそも、「下請次元」の質的分析は、下請階層が厳密にピラミッド的に編成されている事例をのぞけば、回答者自身が正確に把握しているとは言えず、アンケート調査では明確になりづらい。また、氏が労働過程の作業仮説を析出する際に検討している「熊沢・小林論争」⁽³⁷⁾も大企業の労働過程を念頭に置いてなされたものであり、それとは相対的に区別される特徴を持つ中小企業の労働過程の分析の枠組みとして検討するのは疑問が残る。

このような問題に関してより詳細に把握するには、一般化に困難が残るが業種別の事例研究が必要なのである。

②労働の階層的把握について—自動車産業の調査から

また、先に述べてきたアンケート調査とは別に労働市場の階層性及び、その階層性を前提にした独占企業の労働力の利用・支配形態に関する調査が電機・自動車産業を中心に行なわれてきた⁽³⁸⁾。以下、中央大学経済研究所の二つの報告書（『ME技術革新下の下請工業と農村変貌』、1985年、『自動車産業の国際化と生産システム』、1990年、以下この二つを中大自動車調査と省略する）と『巨大企業体制下の下請企業と労働者』立命館大学人文科学研究所紀要、第45号、1988年（以下これを立命館調査と省略する）を題材に検討する。

その前に労働の階層的把握に関しては、我々はすでに参考にすべき2つのシェーマを持っている（図2、3）。

図2

類型化の指標 「企業」類型	生産物	生産工程	労働手段	熟練の性質	従業者構成	経営担当者
家内労働	部品加工	部分工程	道具	半労働力	家族	—
零細工業	部品加工	部分工程	道具又は 簡単な機械	熟練労働力 徒弟	業主・家族従 事者・徒弟	業主
小工業	部品加工	部分工程	道具又は 万能機械	熟練労働力 不熟練労働力 徒弟	雇用労働者	業主
中工業	完成部品	一貫工程	専用機械 装置	熟練労働力 半熟練労働力 不熟練労働力	雇用労働者	業主
大工業	完成品	一貫工程	専用機械 装置	熟練労働力 半熟練労働力 不熟練労働力	雇用労働者	企業家
	資本構成	市場条件	価格形成	所得範疇	所得水準	性格
家内労働	—	問屋・親工場 (再下請)	加工賃	工賃	不熟練労働力 の賃金水準	労働者的
零細工業	個人資産	問屋・親工場 (再下請)	加工賃	業主所得	熟練労働力 の賃金水準	職人的
小工業	個人資本	問屋・親工場 (一次下請)	加工賃	賃金・利潤	平均利潤以下	資本家的
中工業	同族資本	一般市場 (自立)	市場価格	賃金・利潤	平均利潤	資本家的
大工業	株式会社	一般市場	独占価格	賃金・利潤	特別利潤	独占資本家的

引用) 氏原正治郎, 高梨昌「零細企業の存立条件」, 『国民金融公庫調査月報』No.57, 1965年, 3ページより。

図3 「中小企業の階層」構造の図式

階 層	製 品	機械設備	労 働 力	所得形態	地 域	労働力供給源または母体
独占・大会社 (日立製作所)	完成品	自動機械	半熟練労働力 不熟練労働力 (若年壮年男子)	$C + V + m + m'$ (工場分単価=45円+ α)	都 市 (日立)	新規学卒労働者
一次下請 (中規模経営)	完成品及ユニ ット部品	自動機械・ 半自動機械	半熟練労働力 不熟練労働力 若年壮年男子	$C + V + m + m'$ (分単価=20円)	都 市 (日立) 農 村 (水府, 磯原)	新規学卒及び流動的過 剰人口及び停滞的過剰 人口
再下請 (小規模経営)	ユニット部品 及び部品	半自動機械 手 動 機	不熟練労働力 (女子)	$C + V + m$ (分単価=10円)	農 村 (水府, 磯原)	農村の潜在的過剰人口
再々下請 (家族経営・専業 的・家内労働)	部 品	手動機道具	不熟練労働力 (世帯主と世帯員)	$C + V$ (分単価=5~7円)	農 村 (水府, 磯原)	潜在的過剰人口
内職的家内労働	部 品	道 具	不熟練労働力 (世帯員)	V (分単価=2~3円)	農村, 小都市 (日立太田など)	農村停滞的過剰人口

引用) 中央大学経済研究所「中小企業の階層構造」1976年, 16ページより。

図2は労働力・熟練の性格と、労働手段との結合関係、資本構成、市場条件、価格形成、所得範疇を大きく典型的にとらえたものである。また、図3は階層的下請編成下の諸企業の労働力の性格とその賃金の価格形成の”必然性”をシェーマ化したものである。この二つは、生産工程の性格から労働の性格、所得、賃金まで総体的に捉えている点で評価できるものである。しかし、大企業の生産のあり方も、その外注管理のあり方も当時と同様ではないし、中小企業の存在形態そのものも現在では大きく違っているので現代的な再構成が必要である。

中大自動車調査は「現段階の農業の兼業化、農村工業の展開を追求」⁽³⁹⁾するべく行なわれたものであるが、その中で「農村部に拡散された下請企業（農村工業）……の選別再編」⁽⁴⁰⁾に大きな注意を払って分析している。そこでは、自動車の二次以下の下請企業が農村部に広く展開し、農村から供給される兼業農家主婦を中心とする低賃金労働力を利用し、NC工作機械等によって構成される工程で「多工程持ち（多台持ち）作業」（サイクルタイム30秒台など）を行なっている実態が報告されている⁽⁴¹⁾。またその多工程持ち作業は近年「U字型生産ライン」へと再編され、より一層の合理化を行なっている。こうした合理化は、半熟練労働力によって主に構成されている一次下請企業から二次下請以下の企業に移植され、生産ライン同質化によるラインの同期化が進んでいる⁽⁴²⁾という。このような生産方式は明確に区分される労働市場（「二階建て労働市場」）のもとで低賃金労働力を利用するとともに、一人当たりの生産性を引き上げ（「内包的生産増加方式」）るといふ二つのコストダウン方式を同時に志向するものである。そして、同じ生産ラインを保有していても一次下請層は段取りがえ、メンテナンスを含む「多能工化」が促進され、二次下請以下ではその部分はラインのメンテナンス、段取りとは別に行なわれ、「多台持ち」、「多工程持ち」が進んでいるというように質的に異なるのである。

また、これまでの下請企業の合理化成果吸収という側面の強かった分散発注も若干形態を変えている。その中で生産合理化のためラインの集中化が促進され、二次下請層に対する切り捨て選別が行なわれている⁽⁴³⁾（無論、力を付けて自動車以外の市場へ離脱していく企業もある）。

これに対して、立命館調査では下請企業に対するカンバン方式の浸透が、同じトヨタの下請企業でも、業種別、階層別に異なったものとなっていることを以下のように指摘している。

「〈トヨタ方式〉は規格品の大量生産、単純反復労働、従業員規模大、男子労働者中心の事業所より強く浸透しており逆に一品生産、熟練労働、従業員規模小、女子労働者主体の事業所では浸透度は弱い。」⁽⁴⁴⁾

この指摘は、中大自動車調査と対比しても重要なものである。中大自動車調査では、農家からの主婦を中心とした労働者によって、非常に高い出勤率のもとトヨタ方式は維持されているからである。この違いは労働力の構成よりもラインの編成の方がトヨタ方式に適合的であるということを示しているのだろうか。

ともあれ、同じ自動車関連の下請企業でも、業種別そして階層的にその労働のあり方は異なること、加えて「自立的」、浮動的な中小企業も含めて考えるならばそれはさらに相違を示すであろう。このような区別と同一性の検討をへたあとに下請関係（制）の吟味はなされるべきではなかろうか。

③労働の質的变化と職場関係

以上の研究は、労働市場の階層性にその眼目があったため、比較的労働過程または労働その

ものと職場関係に関する視点が希薄であった。しかし、何よりも労働過程において広くその影響が労働者にもたらされるのだから、労働過程における諸問題の具体的現象形態と労働者の対応は積極的に究明されなければならない。ここで問題になるのは、下請関係または、ME化がどの階層の労働のあり方をどのように変化させ、どのような労働者に影響を与えているかということである。そして、その影響は具体的に労働が行なわれる場である職場を単位としてみたときにどのような対応を迫り、労働者集団の内部においてどのように処理されているかということが問題になる。

この点に関しては土田俊幸「第一次下請・IT企業における『合理化』下での職場構造の変容と労働者層の生産・労働—生活史・誌」（『巨大自動車産業の地場産業の再編と労働者生活』、北海道大学教育学部教育社会学研究室、1989年）及び、前掲拙稿に詳しい。両者とも主として一次下請（前者は自動車大手企業、後者は非独占大手企業の違いはあるが）の分析である。詳細は省くがそこでは、「技術水準が高度化された、したがってまた、労働生産性の向上を鋭く志向している第一次下請において、諸矛盾は、もっとも鋭角的にたち現われていた…。そして、それは、残業、また休日出勤等長時間労働にもっとも端的に示され……係長以上の役付きに顕著に見られた。」⁽⁴⁵⁾という指摘を裏付けるように共通した問題が現われてる。両者の生産工程は、ラインによる編成と機種別編成という違いはあるが（したがって熟練、多能工化のあり方は当然異なる）、小集団活動の展開、能力主義管理の進展、第一線監督者とME機械担当者等の基幹工への負担、長時間労働の集中などである。その中で多すぎる作業量と応援のため職場での「助け合い・チームワーク」を発揮せざるをえない事例、長時間労働に組織的に対応していく事例、職場が分裂していく事例などが報告されている。また、能力主義管理はまだ、労働者個々人の間の競争をばげしく促進するように機能していないようにも見える。

以上のような研究は、従来その必要性を言われていながらもさほど行なわれてこなかった、中小企業における労働の具体的把握という意味では一定の成果をあげつつあるといっていよう。しかし、職場に視点を置いた場合、なお残された課題は多いといわなければならない。その労働の側面に限っても、第一に、職場集団の労働が行なわれる協業、協働を遂行させるような指揮・監督の能力は個別的・集団的にどのように形成されるのか、第二に技能形成上、職場集団の果たす役割はどのようなものか、第三に生産過程での諸矛盾・諸問題は個々の労働者にどのように受け止められ、それがどのように協業に反作用するのか、第四に、小集団活動の職場集団に与えるインパクトはいったいどのようなものなのか、第五に、そもそも個別労働力のたんなる集合で行なう労働と集団で行なう労働はどのように異なるのか、第六に、職場集団のあり方と労働者の”抵抗”のあり方との間にはどのような関係があるのかなど明らかにしなければならないことは数多い。これらの点の解明には調査手法そのものの再検討が迫られているのかもしれない。

まとめにかえて

これまで、80年代の中小企業問題に関する議論を大まかに整理してきた。取り上げた論点多岐にわたったので、取り上げるべきで取り上げるのでできなかった研究は数多くある。また、議論の展開からして、中小企業問題をすべて労働に還元すべきであるという印象を与えた

かもしれない。本稿で主張したことは、それぞれの研究分野の独自性を否定しようとするものではなく、それぞれの研究分野で行なわれている研究は、その根拠にさかのぼって考察するとより有効なものになるのではないかという問題意識で書かれたものである。そういう問題意識で研究状況を概観すると、これまでその必要性を何度も主張されてきた、中小企業の労働の把握があまりにも少ないということなのである。

今日、中小企業のあり方は急速に変化しつつある。その変化を正確に規定するためにも、これまで触れてきた諸論点を事例に即して総合的に吟味してみる必要があるのではなかろうか。その際何よりも注目されるべきなのは、中小企業の生産力の発展のあり方であろう。その生産力の発展が、中小企業の自立性を高めているのか、あるいは従属性を深めているのかという点の検討は当然必要である。しかし、それとともに、「何によって」中小企業の生産力の発展は可能になったのか—それには、外注管理の「経済(学)」的把握、外注管理政策、労働の「支配」のあり方を相互に媒介させながら検討することが不可欠である—を明確にしなければならないのである。

註 釈

- (1) 池田「日仏自動車産業における生産システムの比較研究」『経済研究所年報(中大)』No19, 1989年, 同「欧米自動車部品産業の動向(1~9)」『自動車工業』23(10), (12), 24(1)~(5), (8), (9), 江口英一「金属・機械とくに自動車部品工場の「職場」における生産構造についての比較研究覚書」『経済研究年報(中大)』No19, 1989年, 河崎亜洲夫「海外日経企業の部品調達と外注下請関係」『産開研論集(大阪府立産業開発研究所)』, 第2号, 1990年。
- (2) 山中篤太郎『中小企業の本質と課題』, 有斐閣, 1948年, 11ページ。
- (3) 北原勇「資本蓄積運動における中小企業」楫西ほか編『講座 中小企業』第二巻, 有斐閣, 1959年, 77~78ページ。
- (4) 中山金治『中小企業近代化論の理論と政策』千倉書房, 1983年, 132ページ。
- (5) 佐藤芳雄「寡占体制と中小企業」有斐閣, 1976年, 渡辺幸男「下請企業の競争と存立形態(上)」『三田学会雑誌』76-2, 1983年。
- (6) 藤田敬三『日本における系列企業』, 1957年, 16ページ。
- (7) 伊東岱吉『中小企業』日本評論社, 1957年。
- (8) 以上の戦後の論争については水津雄三「戦後日本の小零細企業問題視研究発展史」竹林庄太郎編『現代中小企業論』, ミネルヴァ書房, 1979年, 第一編所収, 三井逸友「戦後日本の小零細経営研究」駒沢大学『経済学部研究紀要』, 第41号。1983年を参照した。
- (9)(10) 港徹雄「下請中小企業の新局面とその理論展開」『商工金融』35-1, 19851月号, 43ページ。
- (11) 同上論文, 45~46ページ。
- (12) 三井逸友「今日の「下請」論の到達点と課題」『商工金融』36-4, 1986年4月, 15ページ。
- (13) 同上論文, 19ページ。
- (14) 同上論文, 21ページ。
- (15) 同上論文, 16ページ。ちなみに三井氏は80年代の外注管理政策の特徴を次のようにまとめている。(1) 総合的・統括的外注管理 (2) 総合的企業能力による下請選別・再編成 (3) 集中発注・ユニット発注化 (4) 専門技術の外注利用 (5) 下請企業の対応努力としわよせ・切り捨て (6) 弱小下請の限界利用。同「今日の中小企業と下請機構の再編」黒川編『現代労働の支配と変革』労働旬報社, 1984年所収。

- (16) 渡辺幸男「下請企業の競争と存立形態(中)」『三田学会雑誌』76-5, 1983年。
- (17) 同上論文, 29ページ
- (18) 同上論文, 29~31ページ。
- (19) 同上。
- (20) 同「日本機械工業の社会的分業構造(下)」『三田学会雑誌』82-4, 1990年, 158~161ページ。
- (21) 同上論文, 163~168ページ。
- (22) 同上論文, 169ページ。
- (23) この点について渡辺氏は事例研究において一次下請層から二次下請層への発注が「常に人数規模の低いところである」という注意を何度も喚起しておきながら, その理由について一言も触れていないという態度に現われている。日本学術振興会調査報告「Ⅲ 下請構造の変革と中小企業」『商工金融』, 1989年7月号。
- (24) 永山利和「下請制の経済理論に関する試論」『中小企業季報』1988年No1, 12~15ページ。
- (25) 山本潔「中小企業問題に関する一考察」『社会科学研究』39-2, 1987年。
- (26) 同上論文, 135ページ。
- (27) 平本厚「情報技術革新と下請システム」『研究年報 経済学』通巻176号, 同「日立製作所日立工場の外注管理」『研究年報 経済学』通巻177・178号, 同「情報技術革新の外注企業への影響」徳永・杉本編著「FAからCIMへ」同文館, 1991年, 第7章所収。
- (28) 同「情報技術革新と下請システム」, 166ページ。
- (29) 以上は, (27)からの要約である。
- (30) 同「日立製作所日立工場の外注管理」, 111ページ。
- (31) 拙稿「下請中小企業におけるME化の展開と労働の変化」北海道大学教育学部附属産業教育計画研究施設研究報告書「産業と教育 第9号」, 1991年, 20ページを参照されたい。
- (32) 雇用職業総合研究所「マイクロエレクトロニクス化と生産技術・職場組織の変化に関する研究報告書」, 1985年, 同「ME技術革新と中小企業」, 1983年, 東京都立労研労働研究所「技術革新と労働に関する調査一製造業一」, 1985年, 大阪府立商工経済研究所「大阪における機械工業の技術進歩の実態と問題点」, 1983年, マイクロエレクトロニクスの雇用に及ぼす影響に関する調査研究委員会「マイクロエレクトロニクスの雇用に及ぼす影響について」(中間報告, 第二次中間報告), 1982, 83年, 全国中小企業団体中央会「マイクロエレクトロニクス導入の実態と方向」, 1984年「中小企業における技術・技能者の確保・育成と今後の方向に関する研究」中小企業労働福祉問題調査研究報告書, 1987年, 委員長松島静夫など枚挙に暇がない。
- (33) 内藤・廣江・大森・太田, 前掲書, 60~126ページ。
- (34) 同上書, 60~75ページ。
- (35) 同上書, 125~126ページ。
- (36) 同上書, 35ページ。
- (37) 熊沢誠「労働者管理の草の根」日本評論社, 1976年, 小林謙一「労働経済の構造変革」御茶ノ水書房, 1977年。
- (38) 電機に関する調査は中小企業を対象にしたものないので本稿では検討の対象から外す。
- (39) 前掲, 中央大学経済研究所「ME技術革新下の下請工業と農村変貌」, 1985年, “はしがき”より。
- (40) 同上。
- (41) 同上書, 30~44ページ。
- (42) 前掲中央大学経済研究所「自動車産業の国際化と生産システム」, 1990年, 33~59ページ。

- (43) 同上。
- (44) 前掲，立命館大学人文科学研究所紀要，45号，137～138ページ。
- (45) 前掲，『巨大自動車産業の地場産業の再編と労働者生活』，11ページ。

〈資料と解題〉

ロシア革命と児童法（下）
—— 1920年代ソビエトにおける子どもの位置の一断面 ——

塚本 智宏, 村知 稔三

目 次

解 題：

はじめに

I. 「児童法」について

II. 「児童法」と革命直後の子ども —— ロシア革命のなかの子どもの生活

III. 「児童法」と革命直後の子ども —— 子どもにとってロシア革命とは何であったのか

資 料：

1. 各国の児童法
2. ロシア・ソビエトの児童法の歴史
3. ソビエトの児童法の概略
4. 関係機関・委員会

[以上, 前号 (『産業と教育』第9号)]

[以下, 本号]

5. 母子保護・児童労働・国民教育など 112
6. 子どもおよび未成年者の法律違反との闘争 115
7. 成人の犯罪行為からの子どもと未成年者の保護 120
8. 子どもの浮浪 121
9. 法律相談所 122

(前号からの続き)

5. 母子保護・児童労働・国民教育

(1) 乳児死亡と母子保護

赤ちゃんについての世話は、すでにその誕生以前に、時には妊娠以前に始まっている。とくに重労働や健康に有害な労働、地下その他での労働の禁止（労働法典129条）が主として将来母親となる女性たちの利益保護のために実施されている。

流産、早産、死産、そしてとりわけ生後1年未満の膨大な乳児死亡率（100人中27人*）といったものは、帝制ロシアにおいて婦人労働にたいする然るべき保護がなされてこなかったことの必然的結果であり、また、この分野になんらの慈善事業もなかったことがこうした結果をよりきわだたせることになったのである。ソビエト政権の最初の措置のひとつが母子保護事業であった。それは、当初は、母子保護・保障委員会で（『労農政府新聞』1917年12月31日号公布の布告）、後には、保健人民委員部母子保護課でとりくまれた。

*乳児死亡率の高さについては、ロシアでも既に19世紀末から自覚され、20世紀に入るとそれとの「闘争」も世論の上にはっきり姿を現していた。ラーシン（『ロシアの人口100年』、1956年、194ページ）によれば、帝国全体では、世紀の変わり目頃からようやく減少し始め、27%という数字から1911年には、23.7%になっていた。本文で引用されている100人中27人という数字は、どの区域のものか、また、いつのものかは不明である。ここでは、母子保護政策の開始されたペトログラードの革命直後の（そして、革命前の）数値を補っておこう。戦時下増大の傾向に引き続き、革命後の1919年には、おそらくこの首都が19世紀以来経験したことのない事態（40.1%の乳児死亡率）に遭遇する。子どもは1歳になるまでに5人のうち2人は死んでしまった。

1913年	1914年	1915年	1916年	1917-18年	1919年
23.1%	24.9%	25.3%	28.4%	?	40.1%

ノボセリスキー『人口動態と統計』、1978年、110-111ページ

子どもの高い死亡率との闘争の方策は、次の3つのグループに分けられる。1) 婦人の生活の住宅面・物質面での条件や婦人労働保護の改善という幅広く社会的性格をもった方策、2) 母子保護分野における公衆衛生一啓蒙活動、3) 母子保護施設の組織化。

ソビエト体制の数年間のうちに、現在のヨーロッパや革命前ロシアの過去が、もはやわれわれにとって奇異なことであつたり、以前には別のものであつたと思われるほど、われわれは、ソビエト体制がもつ幾つかの特徴に慣れてしまった。それだけではない。わが国の法律や法典のどこにも直接的な指示がない新たなしくみがもたらされており、それも、8年前には思いもよらなかつたことである。これは例えば次のようなことである。革命前のわが国では同じ職務にあつても女性は男性より労賃が低かつたということがあつたけれども、現在、わが国では法典のどこにも両性を労賃の点で比較するなどということは述べられていない。別々の規則をつくるなどということは誰の頭にも浮かばなかつたからである。これが、布告されはしなかつたものの、婦人の、したがって、間接的には子どもの物質的状態の最初の改善であつた。

(2) 生活・住宅環境、婦人労働

母親の、したがって子どもの住宅条件は、次第に改善されてきている。住宅の狭さにもかかわらず、住宅法制（共同住宅の建設、労働者住宅街、長期建設貸付金）により、今日すでに多くの労働者が以前よりよい建物にすんでいる。だが住宅法のこの部分は子どもたちだけに関係するものではないので、児童法には含まれない。しかし住宅法のうち、大人と同様に子どもにも最低住宅基準面積を16アルシンとし、出産休暇中の母親には20アルシンを追加する権利だけは、児童法に含めなければならない。

ただ母子の標準および追加面積は、たとえばモスクワでは若干の例外はあるものの、実現されている。まれな例外というのは乳児を抱えている場合のことであり。その場合には他の年齢の子どもがいるケースに比べてたいてい良くない。というのは、普通、結婚前に夫婦のいずれか一方が住んでいた同じ部屋に結婚後二人は一緒に住み、そこで住宅難を経験し、さらにその後子どもが一人、時には二人増えてから初めて住宅面積が増加するからである。

母子保護にとって最も有効な効果をもたらしたのは労働法典の制定である（「婦人労働」の項目参照）。

(3) 社会保険・有給休暇・児童手当

社会保険は、母親と乳児に関するかぎり、完全有給の出産休暇を保障する。その際、もし産前休暇が医師の間違いにより8週間以上になった時は、産前休暇が8週間をこえても〔産休〕手当は継続されるし、逆の間違いつまり産前休暇が8週間未満であったり早産の場合は、産後休暇期間が延長されるか、産前休暇が短くても8週間全部の手当が支給されることが、実際に確認されている。産休明け後は、子どもの保護手当がその出生地の労働者の平均賃率に応じて（モスクワでは30ルーブル）、また授乳手当が生後10か月間にわたり賃金の4分の1の範囲で、社会保険局から子どもに（双子の場合は一人ひとりに）支給される。これらの手当は法律に基づいて、社会保険加入の母親あるいは社会保険加入者の妻に支給される。しかし実際には、この類の手当の受給者の範囲は拡大されており、その中には社会保険未加入の母親、あるいは社会保険加入者である子どもの父親との婚姻が未登録の母親もふくまれる。手当は、その受給に関する父親の意志に左右されることなく、手当支給開始通知書、父子関係認定決定書の謄本、あるいは公的に自筆であると確認された父親による父子関係認知の誓約書、の呈示により支給される（社会保険の項参照）。

(4) 公衆衛生・啓蒙活動、助産ホーム

公衆衛生・啓蒙活動は、母子保護施設の医師や保健婦にとって義務であり、助産ホーム（助産施設）をはじめとしてあらゆる施設でなされている。同ホームは、全社会保険加入者（あるいは社会保険の対象者）と同様に非財産保有者〔社会保険加入対象外の者か？〕も無料で利用でき、助産および生後1日目からの〔子どもの〕保護を目的とするものである。そこでは母親の短期間の滞在を活用して、子どもの適切な保護の中でも基本的な衛生上の習慣を母親たちに教え込んでいる。

(5) 母子ホーム・乳児相談所・乳幼児ホーム

新生児の世話の仕方の宣伝が、母子ホームで行われている。母子ホームは、住宅やお金を持たない妊婦や年若い母親などのために建てられている。主に工場付設の保育所は、働いている間子どもの世話をみなくてもよい可能性を母親に与えている。夏にはそうした保育所は、毎年ほとんどの村で子どものために開設されている。

おびただしい数の子どもの保護、子どもの発達の観察、乳児の治療、低年齢の子どもの保護についての知識の普及という意味で最も重要な意義をしめているのは乳児相談所である。そこではさらに低料金あるいは無料（赤軍々人の子どもと非財産保有の母親にたいして）で、牛乳あるいはもっと正確に言えば医師の処方箋に基づいた牛乳入りフードが与えられる。この他、乳児相談所の保健婦が在宅児を家庭訪問し、子どもの保護が適切かどうかを調べる。

以上に列挙した施設以外にさらに、3歳未満の孤児・捨児・浮浪児のための乳幼児ホームがある。資金不足により収容施設入所児童数は減少し、子どもたちは有料で各家庭にあずけられている。こうした養育方法は革命前に養育院でとられていたものだが、不適切なやり方のために否定的な結果をもたらした（膨大な死亡率、子どもによる農民家庭への梅毒や結核の感染あるいはその逆）。しかし、現在までのところ、家庭の慎重な選択や乳幼児の状態の長期間のたゆまぬ観察により家庭委託の結果は十分に満足すべきものとなっている。

戦前に比べ、モスクワやレニングラードの乳児死亡率はおよそ半分に低下した。上記の母子保護の諸方策、社会保険・婦人労働保護の立法化、母親や子どもの権利（とくに養育費）擁護に関するその他の基準、母子への法律的援助—これらにより乳児死亡率の低下は達成されたと考えてよい十分な根拠がある。

*ロシア共和国母子保護施設数推移（1917～27年）

	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
母子ホーム	0	10	17	99	125	237	110	91	80	94	106
乳児相談所	6	39	58	133	161	179	137	165	262	390	417
乳幼児ホーム	7	92	121	370	418	765	491	362	313	287	245
工場・地区乳幼児保育所	14	78	126	565	668	914	447	503	536	603	?
農村夏季乳幼児保育所						125	209	524	1853	2924	?

カラシニコフ編『教育学辞典』第2巻，1928年，23-4ページ

(6) 児童労働他

児童法分野にはまた、《児童労働》（同項目参照*）の保護や《未成年者手当・社会保障年金》（同）・《社会保険》（同）の支給に関する法規も入れなければならない。

*項目「児童労働」（『国家と法百科事典』，第1巻，856—863ページ）を参照しておく。児童労働の制限や未成年労働の条件について述べておくと，1. 16歳未満の者の就労は原則として禁止。2. ただし，例外は労働監督官が認めた場合で，当該年少者の物質的狀態の困難を以て国のいずれかの児童施設が彼を完全に扶養しえない場合，14歳以上16歳未満の就労を認める。3. 労働日は，この場合，4時間，また，16歳以上18歳未満は，6時間に制限される。4. さらに，未成年（18歳未満）は，有害な労働，重労働，夜間

労働は禁止される。5. また、徒弟の規制に関しても一連の決定が下されている（例えば、未成年労働搾取の禁止…クスターリ企業でのあらゆる無償労働の禁止や選択された専門の徒弟教育に関わりのない労働への徒弟使用禁止など）。

(7) 国民教育

《国民教育》（同項目参照*）に関する法規から児童法の分野に入れなければならないのは、子どもの教育・養育施設についての規程（統一労働学校規程，工場技能学校規程，農村青年学校規程，視覚障害児・聴覚障害児・知恵遅れ児の就学前施設規程など）であり，そうした施設における入学規則や授業料の規程などである。

*しかし、「国民教育」という独自項目はこの事典（『国家と法百科事典』）にはない。

また同様に，子どもの浮浪や法律違反をなくす闘争をその課題に含む未成年者の社会的法的保護も，児童法の分野に入れなければならない。

6. 子どもおよび未成年者の法律違反との闘争

(1) 「法律違反」

子どもおよび未成年者の法律違反，あるいは，以前「児童犯罪」と呼ばれたところのそれとの闘争は，おそらく，わが児童法の最も広範な部分を占めているだろう。「犯罪者」という言葉を未成年者に適用することは，刑法との矛盾が生じ，かなり以前から適用されず，「法律違反者」という用語に代えられてきた*。

*19世紀末以来，ロシアでも，都市部を中心に目立ってきた児童犯罪ないし少年犯罪に社会の関心もようやく高まり始め，これに対する固有の司法制度の必要を説く論調が現れ，実際，その部分的制度改革も行われていた。しかし，その流れは，第一次世界大戦が生み出す結果には全く無力であっただろう。第一次世界大戦は，各国で「大衆の孤児」を生み，路頭に投げ出された子どもたちは，生存のための「犯罪」を強いられることになる。特に，ドイツでは，少年犯罪件数は，1914年の51500件から1917年の189483件へと増大し，犯罪全体に占める未成年犯罪件数は，同じく，10.2%から37.1%へと急増していた。ロシアでも，モスクワでの1913年から1916年の未成年裁判件数は，以下のように，戦前に比し2.5倍に膨れ上がっている。1917年以降，しばらく，この傾向を抑制する要因・条件は存在しなかったであろう。

1913年…1514件 1914年…1649件 1915年…2209件 1916年…3684件

ヴェ・デ・イヴァノフ 「教育困難児童教育学の発展」(1932年，モスクワおよびレニングラード)，21ページ参照。

(2) 革命前ロシアの未成年者刑罰制度

子どもおよび未成年者が行った社会的に有害な行為に対して，特別に対処することは，我が革命前の法律においても当然のこととなっていたが，その実施は十分徹底したものではなかった。彼らのための監獄のかわりに矯正院（プリユート）が創設されたが，しかし，その数は不

足していた。革命にいたるまでのロシアに、年少者のための裁判所があったのは、両首都（モスクワとペテルブルグ）といくつかの大都市（ハリコフ、キエフ、オデッサなど）だけであり、本質的には、やはり、裁判所であり法に従って14歳を越える未成年者への対処に関しても、もし、投獄という刑罰が「刑罰法」に制定されている場合は、この刑を適用させるを得なかった*。もはやいうまでもないことだが、より重大な法律違反は管区裁判所の所轄であり、そこでは、年齢による刑罰の緩和を考慮にいれなければ、裁判審理の手続きの上でも、刑罰措置の選択の上でも、成人と未成年者のあいだにどんな区別もなかった。

*本論の筆者、ジーロフは革命前、モスクワの少年裁判所の裁判官であった。

(3) 未成年者委員会の創設とその課題

この点で、過去との関係を断ち切ったのが、布告「未成年者委員会について」であり、これは、1918年1月14日付労農新聞8号に発表された（『政府指令集』、16号、1917/1918年）。この布告の第1条は次のように宣言している。「年少者及び未成年者のための裁判所として、投獄は廃止される」。特に注目すべきは、社会的に有害な行為を行った未成年者の事件を検討する現行手続きの改定問題は、人民委員会議のその活動の最も早いうちに、同会議の検討を経て決定されるとした点である。このことは、この改定に労農政府がどれほど重要な意義を与えていたかを示すものである。

1918年1月14日付の布告によれば、17歳未満の、「専ら社会救護（プリズレーニェ）人民委員部の所轄に」ある未成年者の問題は、裁判所の代わりに、未成年者委員会で検討されねばならなかった。その時期、同人民委員部は児童ホーム、その他の寄宿タイプの児童施設を管轄下に置いていた。同委員会は、「以下の官庁の代表」で構成された。「社会救護、教育、そして、法務の各人民委員部、各々少なくとも3名、これらの人物のうち一人は、「医者」でなければならなかった。同布告4条によれば、「未成年者の問題を検討した後、委員会は、かれらの内のある者は解放し、ある者は、その行為の性格に応じて、社会救護人民委員部の各保護所へ送ること」となっている。

現在、委員会の構成は若干変り、委員会の所轄とされる未成年者年齢も引き下げられたが、しかし、本質的には、社会的に有害な行為を行った子どもや未成年者に対する対処の方法の基礎におかれている原理は確固たるものとしてとどまっている。それは、法律違反を犯したその子どもに罪があるのではなく、彼がその時点まで置かれてきたその境遇にこそ原因があるというものである。子どもの精神あるいは肉体におけるいかなる生来の特質も、彼を「犯罪者」にしたてるようなものではない。もし、彼が、通常の境遇で成長し、しかるべき養育を受けたなら、彼は法律違反者とならなかつたはずである。

子どもや未成年者によって犯された財産上の法律違反の大部分は、飢えや財産所有の矛盾した状況によって説明される。この原因をなくし、我々が、子どもや未成年者のために、彼らが社会的に有害な行為を行わなくなるような条件を創り出すのである。

従って、未成年者委員会の主要な課題は、青年の法律違反者がおかれている条件を解明し、彼を法律違反の道にひきずり込む有害な原因をとり除くことである。

これらのことによって自ずと委員会の構成も、その活動方法も規定されるのである。1920年

の3月4日の布告によれば、未成年者委員会は、教育人民委員部の管轄下におかれ、郡と県の国民教育部を通じて活動する。県の委員会は県庁所在都市の範囲において活動するのであり、郡委員会の上級機関となっていない。その構成の詳細は以下のとおり。教育者（議長）、精神科医、そして、人民裁判所員。人民委員会議でのこの布告の再検討によって、青年の法律違反者との闘争の措置に関する次のふたつの立場が明るみに出た。その一つは、未成年者には、医療・教育的措置、すなわち、法律違反者の養育、学習、そして、治療のみが適用され得るとし、その年齢を18歳未満とする。もう一方の見解は、それを14歳未満とする方が効果的であるとするものである。結果は妥協的なものとなり、すなわち、18歳未満のすべての未成年者は、未成年者委員会の管轄下に置かれ、委員会が、14歳以上18歳未満の未成年法律違反者を、もし、彼に医療・教育的措置の適用が不可能とみた場合には、人民裁判所に送られることになっていた。

(4) 未成年者への刑法適用とその年齢めぐって

1922年全ロシア中央執行委員会（第9回召集第3会期）において刑法典案が通過する際に、18条の審議に際して同じ議論が起こった。飢餓に遭遇している地域に向かっている食糧を載せた車両が未成年者たちによって強奪されており、その数がかなりのものとなっていること、そして、この現象を停止させるため、より厳しい感化措置を適用する必要があると述べられた。また、児童犯罪の増加を「方法の過ちではなく、医療・教育的感化組織（つまり、未成年法律違反者の施設網開設）のための資金不足」から説明する別の意見も表明された。刑事上の責任能力年齢を16歳未満へと引き下げる決定が採択された。18条は、さらにもう一度、審議・修正を被り、現在、わが国の刑法典では、14歳未満は刑事上の責任能力は全くもたず、子どもはこの年齢に至るまでは、彼らが行った行為について、いかなる場合にも、裁判によって刑法上の責任を負うことはない。14歳以上16歳未満の未成年者は、未成年者委員会の管轄下に置かれ、委員会は、ある場合には、未成年者への医療・教育的感化措置を適用し、これらの措置によって、当該未成年者への対処において目的が達成されないと認めた場合には、この件を裁判所に移すことになる。16歳以上の未成年法律違反者の問題は裁判所に移される。未成年者委員会は、最近に至るまで、第二級審での上告に該当するような決定は行って来なかった。国民教育部、あるいは、教育人民委員部が、不適当な決定を行った委員会に対して、これを再検討することを提案するような場合はあったが、しかし、この点については、法のどこにも指示されていない。

(5) 未成年者委員会制度の改革と委員会・養育調査官の任務

現在、1925年5月22日裁可の人民委員会議決定「中央未成年者委員会規程」によって、この手続きにいくつかの修正が持ち込まれた。この委員会は、教育人民委員部内に設置され、「未成年者の法律違反との計画的な闘争を組織し、この闘争において関係官庁との活動を調整する目的で」設置された。

中央委員会は、教育人民委員部、保健人民委員部、法務人民委員部の各代表者で構成される。表決権はないが発言権をもつ者として参加するのは全ソ労働組合中央評議会、コムソモール中央委員会、党中央委員会婦人部、農民団体互助会中央委員会の各代表である。中央委員会は、未成年者問題地方委員会の活動を方向づけ、コントロールする上級機関である。

その委員会の管轄領域は、以下のとおり。a) 未成年者法律違反との闘争に関わる法の正確で一様な適用を確定、b) 未成年者法律違反との闘争に向けた措置の策定と対応する諸機関を通じての実現、c) 未成年者問題に関しての地方委員会活動の指導、正しい機能の監視とその活動の調査、d) 未成年者法律違反に関わる布告や政令の適用について地方委員会のもとで発生した問題の解明、e) 未成年者問題に関して、司法機関に移された問題は除き、地方委員会によって決裁された問題を監督を目的として検討すること。

未成年者委員会の活動は、1920年6月19日付けの、教育人民委員部、保健人民委員部、法務人民委員部連名の政令の規制を受ける。この政令によれば、委員会の任務は、子どもや未成年者の親、親類、私人、そして、当該国家諸機関や公的諸機関の申告をもって、開始される。言替えるなら、委員会に訴えるのは、(直接あるいは民警を通じて)、子どもや未成年者の行為によって自らが損害を被った者、また、この他、子どもらによってなされた法律違反を認知したすべての個人や機関である。委員会には、養育調査官が置かれる。その任務は、当該未成年者や彼がいた仲間のことについて熟知し、彼の生活条件や彼が法律違反の道に入らざるをえなくした原因を解明することなどである。既にこの解明や熟知を通じて養育調査官が、未成年者に影響を与える十分な可能性をもっているものであり、確かにこの点で問題が解決する場合もあるが、未成年者にとって、このことは、彼らの問題が委員会に送られてくることになったその乱暴なふるまいやその他の行為をやめさせるためにぜひとも必要なことなのである。ほとんどの場合、養育調査官は、子どものあらゆる必要を知っており、彼を学校や仕事やあるいは徒弟修行に落ち着くよう援助し、時々親や親類の元に戻らせることになる。委員会でのこの問題の究明は既にほとんど終わって今日に至っており、後は、それを承認することのみが残されている。

もちろん、常にすべて事がスムーズに運ぶとは限らない。養育調査官の影響力がすぐにはうまく現れないより頑固なケースもある。そのようなケースは、すべて必要な点を解明した上で、委員会での検討に移される。委員会では、法律違反者を児童学的に研究することなしにとり残される問題はひとつもない。委員会の会議は非公開である。未成年者が会議に出席しないことはしばしばある。彼を必要としないからである。というのは、養育調査官が完全に彼を知りつくし、集めた資料をすべて委員会に報告するからである。養育調査官、彼は、検事でもなければ判事でもない。彼は教育者であり、子どもの養育上の誤った傾向の原因をさぐり、その子に養育上の正しい方向や都会の誘惑に立ち向かえる強固な意志を与えるべき、ひとつかそれ以上の措置を指定する。委員会は、この指定措置を承認するか、もしくは、別に、政令に指示のある以下の8つの措置の内のいずれかを指定する。「a) 養育者との対話、その説諭、注意 b) 訓戒及び親、親類、検査官の監察のもと自由とする c) あれこれの仕事を決する d) 学校への通学 e) 故郷への送還 f) 児童ホーム、あるいは、(治)療(養)育コロニアあるいは療育施設への措置 g) 精神医療院の特別隔離室 h) 上記の措置が不十分と認められる場合、また、強固な再犯や児童ホームからの組織的逃亡の場合、その未成年者の自由措置が明らかに周囲の人間にとって危険な場合、人民裁判所の所管に移す」。

1924年の前半の統計資料によれば、特に個人的な感化措置 対話、説諭、訓戒(30%)、そして、監察(22%)、通常のタイプの児童ホームあるいは特に教育困難児に適した児童のホームへの措置(15.5%)、概そ感化措置が不必要な程に問題が解決したもの(15.5%)、そして、裁判所に問題が移されたもの(10%)となっている。残り(7%)は、他の残りの措置が適用

されたものである。これらは、ロシア共和国の241の委員会が半年間に検討したケース、15000件、22000人余りの児童に関する資料である。

これらの数値は委員会によって採用された措置に対応しているが、しかし、委員会が採用する必要があるとみなしたその数に対応しているわけではない。というのは、それらすべての活動は、資金や人材の不足のもとで行われているからである。委員会は、対話などの措置に限られ、養育調査官の監察という措置を設定すべき時に、これができない。というのもその負担の限界を越えているからである。児童ホームあるいは教育困難未成年者ホームへの措置が必要だとしよう、しかし、そこにはひとつの空席もないのがしばしばであり、未成年者は訓戒を受けるかあるいは人民裁判所に送られるかしてしまう。医療・教育的感化措置が完全に適用されるべきとだれの目にも疑いの余地のない場合でも、そうなのである。

以上に挙げた措置のうち、特に注目すべきは、養育調査官によってなされる監察である。その本質は、未成年者の行為の監察ではなく、委員会の決定に至るまでに、調査官によって既に開始されていた活動の延長線上にあり、彼を再教育することに、あるいは、より正確に言えば、調査官の指導のもとで、弱点については援助を受けつつ、未成年者自らがあらゆる点で十分尊敬に値する個性を発揮するよう、自己の再教育に向かうようにすることにある。彼に監察が不要になったとき、それは委員会の決定に基づいて解除されるが、一方、もしかりに不満足な状況、つまり、良い結果をもたらさなければ、委員会は、新たな過失がなくとも、他の措置を指定することができる。我々がこのような手続きを許容するのは、委員会は、そもそも、法律違反を検討しているのではなく、法律違反者を検討しているからである。

委員会は、法律違反については、それが未成年者を特徴づける限りにおいて、関与を行う。もし、当該未成年者が、法律違反をしていなかったか、あるいは、していない場合で、にもかかわらず、何らかの形で、彼が、将来犯罪を犯すおそれのある条件におかれていた場合には、委員会は、必要な措置をとるのである。未成年者や子どもに対する感化措置を指定する他、委員会は、「以下の場合、成人の司法上の責任を問う義務があり、その件につき速やかに人民裁判所へ移さなければならない。a) 未成年者や年少者の社会的に有害な行為の遂行への教唆や勧誘、b) 未成年者らとの共犯、あるいは、その黙過、c) 未成年者や年少者の売春や性的退廃への勧誘や媒淫、d) 未成年者や年少者の労働の搾取、e) 未成年者や年少者の虐待」。

(6) 外国の未成年者裁判制度

他の国には、我が国のこのような委員会は、存在しない。他の国には至るところ未成年裁判所がみられるが、我が国の委員会とスカンジナビア諸国の後見委員会との間に見出せる類似点はほんのわずかであり、未成年裁判所というのは、委員会と現在の裁判所との中間的地位を占めるものであり、これは一方では、裁判所ではなく、つまり、犯罪に対する一定の刑罰を計測する裁判所ではない点で、また、裁判の問題を検討しこれを準備する監督官が子どもあるいは未成年者の心理を理解し、いかに再教育するかを知っている点で、望ましいことではある。しかし、他方では、これは、まさに裁判所であり、しばしば、教育学 [の知見] と全く一致しない罰を、例えば、長期にわたって子どもや未成年の自由を剝奪するといった罰を課すこともあるのである。

にもかかわらず、この時期においては、年少者裁判は将来に向かって大きな前進であり、主

として監察あるいは保護監督を取り入れたところでは大きな効果をもたらした。

(7) 未成年者への刑罰適用除外・緩和，未成年者労働ホーム

刑法典には、一般規則からはずれる未成年者のための一連の例外がある。それには、まず、16歳未満のすべての未成年者の刑罰を半分に軽減すること、そして、16歳以上18歳未満の未成年には刑罰を3分の1にすることである。さらに、18歳未満の未成年者と妊婦には、重い刑罰措置は採用されない。隔離を必要としない未成年者には、条件つきで刑の判決が採用されることになり、それは、刑法典36条が求めるすべての条件が現実でない時においてさえそうである。社会的保護のひとつの措置は、専ら未成年者のことを考慮するところにあり、すなわち、「親や親類、その他の者に保釈のために引渡すことは、裁判所がその保証人の生活形態や人格について全面的によく知っている事を条件とする」(刑法典，46条)。

14歳以上16歳未満の未成年者が刑(自由の剝奪)を勤め上げるべき場所は、「未成年法律違反者労働ホーム」においてであるが、この家の数は、今日に至るも限られており、14歳以上16歳未満の未成年者で自由の剝奪を宣告されたすべての者はもちろん現在審理中の者をそこに措置することなどは問題外である。未成年法律違反者の労働ホームの特性は、他の労働ホームと比べると、手職を学ぶための良い設備があり、また、少なくとも日に3時間は学業を受けるところにある。このような成人から分離して行う教育的労働は、共通の場所で自由剝奪の刑を勤めあげるのに比べて肯定的な結果をもたらすに違いない。

7. 成人の犯罪行為からの子どもと未成年者の保護

低年齢の子どもの身寄りのない状態、また、中間年齢の子どもには成人の側からの犯罪的企図に対する実際効力ある抵抗を示す能力の備わっていないこと、そして、若者ゆえに危険を犯す可能性や、しばしば、彼らに有害な影響をもたらす見知らぬ者に従う傾向から身を守ることができないこと、これらのことは、刑法の分野において子どもや未成年者を社会的に有害な成人の行為から保護するための特別規則の制定を求めている。この規則は二種類に分けられる。

(1) 刑罰の強化

すなわち、ひとつは、被害者が子どもや未成年者である場合、これに対する刑罰を強化することであり、もうひとつは、通常成人に対して行われた場合では、それが禁止されておらず、また、罰せられることのない行為であるが、これが子どもや未成年者に対して行われた行為の場合、特別に予めこれを犯罪としこれに対する刑罰を定めているものである。

対未成年者犯罪に関する刑法上の抑圧強化に関する一般規定は、刑法典25条1項に規定されており、刑罰措置の決定にあたって以下のように分けて規定されている。「a) 被害者が犯罪者の監督下あるいは従属下にあったかどうか、b) 被害者が特に年齢からして身寄りのない状態ではなかったかどうか」。前者には、親、後見人、養育者、そして、未成年者の労働を使用していた者などによる犯罪が該当する。

わが国の裁判所は、この条項を基盤として、抑圧強化について以下のような刑罰を指定・適用している。a) 刑法典132条によれば、すなわち、労働法典侵犯に際して、雇用主が14歳未

満の子どもを使用したり、あるいは、労働監督官の許可なく14-16歳の未成年者を雇用し、4時間あるいは6時間以上の労働を強制した場合など、b) 刑法典139-141条によれば、年少者に麻酔薬あるいはアルコール飲料などを販売した場合、c) 子どもの殺害、肉体的傷害、子どもへの暴行、d) 他人の生命に関わる危険な状態について教えなかった場合、それが犯罪の手助けとなる可能性があるのにこれを示さなかった場合で、そのために死亡あるいは重傷をおわす結果となった場合(164条)、e) 強姦(169条)、未成年者への性関係の強要(169条1項)、未成年者の娯淫(171条)。

犯罪に対する抑圧強化は、特別に刑法典の以下の条項において言及されている。a) 140条…殺害の企図があってなされた場合で、その死亡者に対する特別の世話をを行う義務のあった者による殺害の場合、あるいは、死亡者の身寄りのない状態を利用してなされた場合、b) 163条…年少のため危険な状態にある者や自己保存の可能性をもたない者を手助けすることなく放置した場合で、もし援助することなく放置した者がその世話を義務づけられていた場合。この条項に該当するのは、だれよりも、自分の子を遺棄した母親である。しかし、通常、彼らは、維持手段の完全な欠如の結果としてそのような行為に至っているのであり、そのため、裁判所は、彼らに条件つきで刑を宣告するのである。c) 171条…未成年者売春への引き入れ。

(2) 未成年者保護特別規定

当行為を罰する第二の種類、すなわち、それが未成年者あるいは性的に未成熟な者に対して行われたもので、同じ行為は、その対象が成人あるいは成熟した者である場合には罰せられない。その行為についていえば、以下のとおり。a) 未成年者の自殺のほう助・教唆(刑法典148条)、b) 見知らぬ子どもの誘拐、隠匿、すり替え(同162条)、c) 養育料の不履行や然るべく扶養することなく未成年の子どもを親が放置した場合(同165条1項)、d) 性的に未成熟な者との性交渉(同166条)、そして、同種の犯罪に対し特に抑圧が強化されるのは、幼女への乱暴や異常な形での性欲の充足(同167条)、そして、e) 年少者の娯淫行為(同168条)である。

この種の犯罪には、刑法典121条も関係し、これは、教育施設での宗教教義の教授を罰するものである。

子どもや未成年者に対する犯罪を罰し、これに対する刑を強化する数多くの条項の存在にも拘らず、彼らに対するこの種の一連の行為や彼らに有害な結果を及ぼす不履行は、おそらく、罰せられることなく放置されていると見てよいだろう。親や後見人がその果たすべき義務を遂行してなかったり、これを違法に行使したり、不正確なあるいは不完全な形で遂行したりすることに対する罰則もこの種の罰のひとつと見なし、これを規定することは必要であろう。

8. 子どもの浮浪

(1) 浮浪の定義をめぐって

ロシア共和国には浮浪に関する法や決定は存在しない。しかしながら、浮浪の概念は教育人民委員部が招集した大会や協議会の決定のうちに数多く見られる。それらは、概ね、ウクライナ共和国人民委員会議の1921年6月11日決定(「子どもの浮浪との闘争措置について」)で与えられている定義と一致している。それは、次のような表現となっている。「18歳未満の未成年

者で浮浪児とみなされるのは、以下のような場合においてである。a) 彼らの親やその代行者によって何の監督も後見もなく放置されている, b) 前項に規定されている者による虐待を受けている, c) 現行法が規定している最低限度必要な訓育や学習が与えられていない, d) 退廃した家庭状況の影響下にある, e) その者自身が社会道徳に反する生活形態にある未成年者の配下にある, また, 貧窮の状態や無宿生活にある, f) あらゆる類いの売買を営んでいる」。

未成年者の浮浪認定に関する問題の検討は、これはウクライナだけであるが、未成年者委員会が担当している。浮浪未成年者に関して決定を行う際、委員会は、同時に、その親や監督する者の親権や後見権を制約したり剥奪することができることになっている。

現在、「浮浪の」という概念については若干の議論があり、そして、実際、ウクライナ人民委員会議布告に例として挙げられたすべての配慮が国民教育部の任務として委ねられているとはいえ、「浮浪」という言葉はその狭い意味に限定すべきであろう。すなわち、自らの労働の仲間から引離されており、放浪生活の先頭に立っている子どもらに限定すべきであろう。当初、子どもや未成年者の浮浪との闘争に関する活動が開始された時には、浮浪児を児童ホームや児童コンミュニオンに措置することが唯一正しい方法とみなされていた。ここ最近では、浮浪児の自己組織化という考えが提起されており、既に肯定的結果も現れている。

(2) 浮浪との闘争

子どもや未成年者の浮浪との闘争は、未成年者の社会的法的保護の課題ではあるが、しかし、この社会悪、それも長年にわたる戦争の遺産そしてその結果たるこの悪を一定定員の勤務員だけの力で根本的に解決することなど不可能である。従って、この事業には、ソビエト世論が引きつけられることになり、これは、まず都市（「子どもの友」協会）で、続いては、農民の間で（1925年）広がることになる。

9. 法律相談所

未成年者の社会的法的保護の課題が子どもの浮浪や法律違反との闘争に限られるわけではない。そこには、子どもや未成年者に対する《後見》（同項目参照）の課題や彼らとその代行者（親や後見人）に対して子ども法律相談所で行われる法律上の援助の課題もある。1924年の法務人民委員部、教育人民委員部、保健人民委員部の回章によれば、この種の相談所は、擁護協議会幹部会に付設するもの、母子保護機関に付設するもの、国民教育部に付設するものがある。これら法律相談所は3種とも発展しつつある。擁護協議会の会員数の多い大都市（モスクワ、レニングラード、ニジニノヴゴロドなど）では、擁護協議会幹部会に付設した未成年者法律相談所が編成されている。また、ロシア共和国の母子保護機関に付設して、同種の法律相談所が150箇所開設されている。さらに、カザン、オリョール、トヴェーリ、その他の都市には、国民教育部に付設された子ども法律相談所が存在している。

これらの相談所の課題には、裁判所その他の機関で、未成年者の利害を司法上擁護し、文書を作成したり、口頭で助言を与えるなどの通常の任務の他に、児童法の宣伝という任務があるが、これは、子どもや未成年者の保護を目的として公布された規範を現実にもたらし実現する最も確実な方法のひとつなのである。

C. A. ジーロフ

本文中の注(*)作成にあたって利用した文献は、以下のとおり。

А. Г. Рашин, Население России За 100 лет 1811–1913, 1956, М.

С. А. Новосельский, Демография и статистика, 1978, М.

Педагогическая энциклопедия, под ред. А. Г. Калашникова, Том 2, 1928, М.

В. Д. Иванов, Развитие педагогики трудного детства до и после
октябрьского революции, 1932, М. – Л.

労働過程における責任ある自治と直接的管理

RESPONSIBLE AUTONOMY VERSUS DIRECT CONTROL OVER THE LABOUR PROCESS

A. Friedman
浅川 和幸 (訳)

目 次

労働過程における責任ある自治と直接的管理 (翻訳)

序	126
第1章 労働者の抵抗と経営の対抗圧力	126
第2章 管理について	128
第1節 ボルボとフィアット	129
第2節 二つの代替戦略	130
第3章 経営	130
第1節 直接的管理	131
第2節 「責任ある自治」	133
第4章 実際問題としての経営戦略	135
第5章 結論	137
〔訳者あとがき〕	138
参考文献	139

序

マルクスやマルクス主義者たちは、直接的な経営管理が前進的な向上（主に分業の展開や機械化を通じた）をとまなうために、資本主義のもとでも労働過程が発達していると推定してきた。特にハリー・ブレイヴァマンは、20世紀の資本主義における作業組織は、事前に遂行されるべき課業のすべての側面についての完全な詳述を用いて、経営が全ての労働者の時間や動きの管理をすることを理論上必要とする、テイラーの原理によって導かれてきた、と主張した（1974, Ch. 4）。この考え方は、究極的に生産様式を覆してしまう力というよりは、むしろ資本主義的生産様式において諸変化を受け入れるもとなる力としての、労働者の抵抗を否定することから生じている。この論文では、作業組織それ自身が形作られる過程として労働者の抵抗や経営の対抗圧力を明示的に指摘している、いくつかの示唆が検討される。第1章では、マルクスやマルクス主義者たちによる、労働者の抵抗や経営の対抗圧力の論じ方が簡単に議論される。第2章では、多少の混乱を整理し、私が直接的管理という言葉で意図することを明確にするために、管理という言葉が簡単に検討される。第3章では、基本的な経営戦略（責任ある自治と直接的管理）が資本主義における経営の機能と関連させて検討される。最後に第4章では、実際問題としての戦略の遂行が議論される。

第1章 労働者の抵抗と経営の対抗圧力 —— マルクス・マルクス主義者

もちろんマルクスは、労働者の抵抗の重要性を認めていた。資本主義的生産様式が究極的に破壊されるのは、階級闘争を通じてであった。またマルクスは、労働過程において資本家が労働者の抵抗を押さえようとして行動するだろうということも認めていた。

「同時に就業している労働者の総数が増えるとともに、彼らの抵抗が増大し、それとともに、この抵抗を抑えつけるための資本の対抗圧力が必然的に増大する」（『資本論』第1巻, p. 313）。

しかしマルクスは、この対抗圧力 —— 資本主義が労働者の抵抗を適応させそのことによって支えられている方法 —— を体系的に検討しなかった。

一般にマルクス主義者たちは、レーニンが労働者の抵抗を二つの種類に分けたことに従ってきた。第一は、労働過程、直接的には雇用者と使用者の中での争いから「自発的に」発展する抵抗である。この抵抗は、レーニンが「労働組合意識」と呼んだことによって知られている。抵抗の第二の形は「社会主義意識」として知られている。それは、労働過程の経験から自発的に発達するのではなく、むしろ「すべての様々な階級・階層と国家・政治の間の関連する領域」（『何をなすべきか』、『選集』第2巻, p. 98）から発達する。

この区別は、ある人が様々な労働者の階級闘争について示す態度を指導することには有用であるかもしれないが、マルクスの強調 —— 労働者の抵抗を生産様式の範囲で変化に適応する原因となる力としてより、むしろ生産様式を変える力として強調すること —— を補強してき

た。これら二つの影響からくる比較的望ましい区別にも関わらず、「狭い」労働組合意識によって知られている、あるいは労働者が雇用されている個々の工場や会社によって制限される労働者の抵抗を、資本主義を覆すためには相対的に効果がないという理由で、副次的で未発達な抵抗の型として扱うことは、資本主義的生産様式の発達に伴う非常に強く成長する力を無視することである。

この無視は、マルクス以後のマルクス主義者が、資本主義的な労働過程における技術的・組織的变化を決定論的にみる見方の一因となってきた。ハリー・ブレイヴァマンが最近私たちに思い出させたように、20世紀の間マルクス主義者たちは、「現代工場の姿を——改善の余地はあるが——労働過程の不可避な組織形態とみる見方をとりいれた」（1974, p. 11）。レーニンは、F. テイラーの労働を管理する科学的管理技術も含めて、ソビエトの工業において資本主義的な技術的・組織的方法を模倣することを奨励した（1974, p. 12）。しかしブレイヴァマン自身は、生産に関する新しい技術的・組織的な方法が、どんな未来の体制に対しても必然的でないと認めるにもかかわらず、誤ってそれらを資本主義体制に対して必然的であると見なしている。そうすることによって彼は、資本主義的生産様式の中でも労働者の抵抗に対応した諸変化がありうることをつかみそこねている。

最近、アメリカ（Montgomery 1974, Stone, 1973）やイギリス（Hinton, 1973, ch. 2）の労働史研究者は、19世紀末や20世紀初頭の闘争によって熟練工が勝ち取った労働過程の直接的管理はかなりの程度に及ぶことを再発見している。さらに、イタリア（*Classe Operaia* と *Lotta Continua*）の研究者や、イギリス（Big Flame, 1976）の政党の活動家たちは、半熟練労働者によって時々獲得される（破壊や非協力による小規模の活動によって）、労働時間の直接的管理の程度を強調してきた。しかし不幸なことに、この歴史学者たちはときどき誤って、これらの発展を、資本主義のもとで労働者が労働過程を管理ようになることを意味する、「労働者管理（workers' control）」だ（Monds, 1976 を参照）、と見なした。また活動家たちは、作業の資本主義的な組織化の論理はあらゆる点で労働者の抵抗への対応に現れる、と示唆した。多少の誇張や誤った印象（ひとつには言語の違いのために。次節参照）にもかかわらず、これらの貢献が労働過程と資本主義の発展における労働者の抵抗の重要性を無視をすることを訂正するのに役立っている、と私は信じている。

それにも関わらず、マルクス主義者の思想の最近のもう一つの傾向は、労働組合意識によって性格づけられる、労働者の抵抗に対する対抗圧力を十分に論じることなしに、抵抗と対抗圧力の問題を省略する（Braverman, 1974）か、レーニンが労働組合意識から社会主義意識を分けたことを繰り返すかのどちらかを通じて、労働者の抵抗と経営者の反対圧力との間の関係を無視するという逆戻りを助長している（Brighton 労働過程グループ, *Class and Capital*, no. 1 を参照）。レーニンが強調し、ブライトングループが繰り返して言うように、労働過程での闘争は労働者階級を革命的階級に変えるのには不十分かもしれない。しかし、資本主義のもとでも労働組織や資本投資の方向を変えるには十分である。この議論の中で、一方の価値法則（資本主義的な競争）に対応する労働過程の組織化の諸変化と、他方の労働者の抵抗に対抗する権力としての経営システムにおける「イデオロギー的な」諸変化とを分けてとらえること（Braverman, p. 86 ; Brighton, pp. 28–30, 89）は、誤っている。経営は、技術者によって立案された労働の組織化が第一義的で、労働者の抵抗に対する経営者の対抗圧力の行使が二義

的であるという、ふたつの段階に分かれた過程ではない。両方とも経営上の問題であり利益によって判断される。もしも労働者の抵抗の見地から作業組織の費用がかかりすぎるならば、代わりの戦略が試みられ、そのことは作業組織における諸変化を伴うだろう。

第2章 管理について

「管理 (control) 」という言葉は、労働過程に適用される時に混乱を引き起こしてきた。なぜならば管理は、労働過程が「管理下ある」ものとみなす絶対的な意味と、そして人々が作業を指揮しなければならない力の程度を表す相対的な意味との、両方の意味で用いられてきたからである。この混乱は、労働者管理の議論において特に明白になってきた。

一方では、或る論者によれば、基本的な資本主義的生産関係をそのままにした経営の意志決定機構や集団技術への参加のための最近の計画は、絶対的な意味において労働者管理を与えるものではないことを、はっきりさせることを目的としている。資本を象徴する最高経営者は、資本の代理人としての役割として、作業配置の変更を提案し他人の作業活動全般に権力を行使しつづけるのであるから、未だに「管理している」。同様に、労働者の労働生産物は、未だに資本家のものである。

他方、他の論者によれば、作業組織の諸変化や作業それ自身についての諸決定は、労働者自身の判断や意志に応じて労働過程の範囲（労働者の作業ペースや彼らの行う特別な職務、あるいは作業順序のようなことについて）で行使することができるという意味での、支配力を増加するかもしれないという可能性を考慮することを望んでいる。また或る論者は、資本主義的生産様式が存続（Gooderrich, 1920, section III）していても、また絶対的なあるいはそれと同程度の意味で経営管理が存続していても、「管理の境界」が変化することを考慮するよう望んでいる。

絶対的な意味での経営による管理の概念は、労働過程の創造に伴って起こりうる管理の混乱によって、さらに複雑にされている。管理することは、力や物の運動に抑制や指揮を行使することである。その力や物は、資本主義的生産様式のもとで労働過程に関係する時に、管理する人から分離する。そしてそれは、労働者におけるのと同様に、資本家や経営者からとも自立する。資本主義社会は階級に分かれた社会であり、人間は自分たちの必要や能力に従って、自分たち自身の歴史を自由に意識的に創造できるわけではない。どの時代の社会や生産様式や結合労働過程も、階級対立や競争的な闘争の動態から生み出される過程である。最高経営者は、資本蓄積による圧力と労働者の抵抗に対抗する必要から、労働過程における権力を制限される。最高経営者は労働過程を「管理下におく」人間であるけれども、労働過程を創造するあるいは再創造する自由は、資本主義的生産関係によって厳格に限定されている。

もしも労働者管理が、労働過程で労働過程の創造や再創造に関わる自由を行使する労働者参加の可能性を意味するのならば、労働者管理は資本主義的生産様式のもとにおいて決して現実化されることはないだろう。同様に、その内容も資本主義のもとでの経営管理とは全く異なるだろう。そのような労働者参加は、個人的な「管理下にある」状態の単純な変化を意味するにとどまらない。

相対的管理の概念も、労働者の視点から「漸進的な」諸変化を見極めようとする願望によつ

て、複雑にされている。その難しさは、労働者たちが自分たちの意志や判断を表現する可能性をもった選択肢であるよりも、まずもって経済的な必要性から自分の労働力を売る、ということのなかにある。また資本主義企業における全ての作業組織は、労働者の選択の問題ではない。それにもかかわらず、いくつかの変化は労働者によって闘われ勝ち取られ、そして或るものはさらなる経営の主導権を食い止めるための労働者の力を増加させる。

第1節 ボルボとフィアット

この点において、労働者が勝ち取ってきた作業組織や意志決定における諸変化と、経営が主導してきた作業組織や意志決定における諸変化とを区別することは、有益であるかもしれない。最高経営者が主導した——労働者の労働過程の相対的な管理を増加させる——変化は、特に労働力市場の狭隘な時には、労働者の抵抗を妨げ抑制しあるいは吸収するための試みを表しているようである。スウェーデンの自動車工場における労働組織の変化は、この方法であると考えられるだろう。ボルボとサブ自動車製作所では高い労働力移動とアブセンティズムに直面した時（この数年に渡るスウェーデンの完全雇用経済下での白人男子労働者の不足に促されて）、長いアッセンブリーラインを全ての部品や補助部品を一纏めに組み立てる、小さな作業グループに置き換えることによって、自動車組立作業を「人間化」という彼らの試みを派手に宣伝をしてきた。明らかにこれらの「実験」は、スウェーデンの宣伝がほのめかしている意図よりも、さらに限定されている。フィアットでも同様の実験が試みられたが、勢いは労働者側にあり、変化は長い闘争の後にやっと勝ち取られた。結局のところ、或る工場の作業組織に関する労働者の主導権は、フィアットの投資戦略と特に南イタリアにおける投資活動に関する主導権によって、取って代わられたが。イタリアと比較するとスウェーデンの状況では主導権の源が異っているが、このことは、相対的管理による諸変化が労働者の視点からみて、進歩的であるかどうかの判断に決定的であるかもしれない。フィアットの場合の諸変化は、闘争の勝利から生じたという明白な事実、労働者の抵抗を強め、さらなる主導権の獲得を促進する。また労働者によって構想された変更は、実際の作業遂行の場面で労働者によって管理される傾向をもつものである。フィアットの場合、労働過程に対する経営側の管理は弱められた。

いずれの場合にも単調さは減少した。正確には或る時に限り、労働者の作業内容や作業速度についての、相対的な管理あるいは自治が増加した。しかしながら、スウェーデンの場合には、労働過程に関する経営管理は、労働者の活動に対して緩和されてはいるが、労働者の抵抗を弱める直接的管理によって、全体としては増加させられている。この結果は、もしも或る人が労働者の抵抗の処理（management）が、労働過程における経営管理の必須な部分であると明確に認識する場合には、意味があるだろう。

労働者、労働者の活動の指揮、原材料、製品、そして現金の流入・流出の調整を行う権力は、これらの全てが資本主義的生産様式内で労働過程を支配する経営管理の不可欠な外観である。もしも経営が、労働者に対する権力を増加させるために、労働者の活動の指揮や物流の調節に関する直接的管理を後退させることを決めたならば、経営が過失をしないかぎり、この戦略を遂行することで得る成功は、全体としては労働過程に関して以前より広い範囲を対象とする経営管理、すなわち労働者の抵抗の現実性を生む経営管理に帰着することになるだろう¹⁾。

第2節 二つの代替戦略

だから最高経営者は、全労働過程における現状を維持する、あるいは拡大する経営管理に対応する戦略の一部として、作業活動における直接的管理を緩和するかもしれない。あるいは最高経営者は、労働過程の管理に関する全面的な変化の一部として、労働者の利益でもある、直接的管理の緩和をせまられるかもしれない。この論文では、より一般的な前者に焦点を合わせる。つまり私は、特に大きな会社の場合に、最高経営者は労働者の抵抗と労働過程の調整を処理するための（例えば、経営管理の行使のための）使用可能な戦術——二つの経営戦略の一方や他方に貢献するものとして考えることができるが——の一揃いで武装されていることを、議論するつもりである。わたしは、これらの二者択一の戦略を、責任ある自治（responsible autonomy）と直接的管理（direct control）として分類している。

直接的な管理戦略は、大多数の労働者の課業の実行から構想を分離し、経営の高位の地位にある人間に密接に関係するごく少数の人に構想を集中し、限られた監督と金銭的な刺激を通じて経営の権力を維持すること——短く言えば科学的管理のテイラー的な思想であるが——を最大にすることを必要としている。

責任ある自治の戦略は、監督者を最少にしても労働者が「責任をもって」行動するように、労働者個人あるいは労働者のグループに、かれらの課業の指揮に関する自由裁量を広く許容すること、労働者を企業間競争の目標に統合することによって、経営の権力の維持をはかることを、必要としている。

第3章 経営

資本主義的生産様式のもとで経営²⁾は、二つの或る程度異なるが密接に関連した機能を必要としてきた。

まず、会社が企及した様々な活動の調整がある。投入される原材料の流れと労働手段は、労働者の活動にとってちょうど良いタイミングで到着しなければならない。販売や借入による資金は、労働力や原材料そして道具を購入するために役に立たなければならない。最終的な生産物は、市場に出されなければならない。この調整の仕事は、あらゆる複雑な過程の不可欠な部分をなしている。

第二の経営機能は、労働者を支配する権力を行使することである。マルクスは、労働力を可変資本と呼ぶことによって、資本主義のもとでのこの経営上の問題を強調した。資本家が道具や原材料を購入する時、労働過程におけるそれらの価値は——人間を取り扱う場合には不可能であるけれども——正確に測定することができる。資本家は、不変資本における支出の或る部分が、生産を構成するそれぞれの単位に移されることを、そして施設設備や減価償却に関して、この資本の収支を明らかにすることができることを、知っている。しかし資本家が労働力を購入する時、一方では潜在的に適応性のある商品であるが、他方では究極的には独立した、そしてしばしば敵意をもった意志によって支配された商品を、資本家は購入するのである。労働力を支配する経営の権力の行使は、さらに二つの局面に分割が可能である。まず最高経営者は、多かれ少なかれ市場の状況によって押しつけられた、全般的な組織や技術上の変化に適応

するように、労働力形成することを試みる。次に最高経営者は、労働者の活動における自主的な管理を——労働者にいったん個別の仕事が割り当てられ、あるいは一般的な命令が与えられてしまうと生じるものであるが——押さえつけ制限しようとする。

これらの二つの局面は、密接に関連している。すなわち、最高経営者は機械が導入される時に相対的剰余価値を増加させることに適合するためにだけでなく、労働者の自主的な活動の行使を阻むためにも労働過程の再編成を試みるだろう、ということである。それにもかかわらず、現存する組織への労働者の抵抗に基づいて最高経営者が新たに計画した、労働過程の再組織に対する労働者の抵抗にとって、二つの局面に分割することは有効であるだろう。そのことを別にすると、可変資本によって表された潜在的な剰余価値をそれ以上に実現しようとする経営の企ては、同じ可変資本の計画された、あるいは予想された価値を維持する企てから区別され得るかもしれない。

戦略の「責任ある自治」タイプは、会社にとって利益をもたらす方法で、労働者に活動の余地を与え、変化する環境に適応することを奨励することによって、労働力の適応性を利用することを試みる。こうすることで、最高経営者は、労働者に地位や権利や責任を与え、同時に労働者の忠誠をかちとり、会社の理想（それは、競争への奮闘であるが）に労働者の組織をイデオロギー的に吸収することを試みる。戦略の「直接的管理」タイプは、抑圧的な脅迫や厳密な監督、そして労働者個人の責任を最小にすることによって、労働力が可変である余地を限定することを試みる。戦略の最初のタイプは、可変資本の利益を獲得することを試みるのであり、ふたつめは、その有害な活動を限定し、労働者を機械であるかのように扱おうとする。

第1節 直接的管理

本質的に、直接的な管理戦略は、労働過程における中核のみならず細部わたる操作の際に獲得する、幅広い基礎をもつ労働者の技能や作業の主導権を取り去る。そしてそれらを、特定の作業内容や作業ペースそして労働強度をもった、中央で構想され経営によって管理されたデザインに置き換える。直接的管理を増加させる主な手法は、労働の分割の範囲を広げること、そして機械化である（おうおうにして、この両者は、直接的管理における効果だけではなく、経営にたいして総合的な生産性向上をもたらすであろうけれども）。直接的管理戦略は、安定した製品需要や安定した技術、そしてほとんど組織されていない労働力をもった大きな会社に適している。

直接的管理を増加させることは、高く付く事業であり得る。高価な初期コストが必要になる。分業や機械化を行うどのように特別な範囲でも、利益を得ることができる以前に、或る規模で実施される必要がある。同様に、より大きな管理の集中化は、調整のためのより高額で継続的な間接費を必ず伴う。直接的管理戦略の最もあからさまな表明であるテーラーイズムが、アメリカの歴史における巨大企業の合併運動期のあいだの20世紀初頭に出てきたことは、驚くに値しない。

直接的管理の拡大は、会社と工場の規模の拡大や急速な技術的進歩（マルクス言うところの、家内制工業からマニファクチュア、さらに近代工業への資本主義の発展に関わる）と関係するが、テイラーの時代までは、直接的管理の究極的な達成を想像することができるだけであった。

会社がこの「アイデア」を取り上げるに従って、安定した環境のもとで直接的管理戦略から生ずる利益が最も明確に生じていったのだろう。会社が合併されるにつれて、仮に生産需要が突然に減少した時には、損失は高額な間接費（機械と調整を達成するために必要な組織の両方の）の累積的債務を伴った。同様に作業組織の変更は、各段階で複雑かつ高価で時間のかかる計画化を必要としたので、会社は新しい技術を導入するための柔軟性に乏しくなった。他方で、産業の集中化にともなって、巨大会社は独占的地位からくる力を得た。この力は、巨大会社に新技術の導入に自由裁量が可能な領域を与えてきたし、広告を出して競争から相対的に自らを隔離することは、巨大会社に生産物の需要における安定した領域を与えてきた。しかし、独占による力は相対的な概念であり、資本主義のもとでは巨大会社によって享受される自由裁量でさえ、潜在的な競争や株式市場と財政制度の制限によって、また消費需要の不完全な操作やもちろん労働者の抵抗によって制限される。

労働者の抵抗を処理する点での直接的管理戦略に特有な限界を理解するためには、テイラーの見解をより注意深く検討することが有益である。テイラーは、労働者に対する独自の理解——ブルジョア経済学者によって用いられる「経済人（ホモ・エコノミクス）」と非常に近い或る理解——から始めた。テイラーにとって労働者は、彼ら自身の利己主義による合理的打算によって動機づけられていた。労働の非効用と賃金で購入することができる商品からの効用が、同じ次元で変換が可能で測定可能なものとして考えられた。標準的なブルジョア的見方とのただ一つの違いは、テイラーにとっての効用は、労働者の消費の絶対的な水準と同程度の相対的な水準から引き出されるということであった。この見解は、労働者を科学的にいかにも動機づける（例えば、抵抗を減少させる）かという単純な見解に到る。一流の労働者に値する課業・ペース・強度等の全作業の詳細を前もって指示を行う。また二流の労働者や普通の労働者よりも注目に値するほどの高額の賃金を払うことで、これらの労働者は「一流の」態度で働くように動機づけられるだろう。またテイラーは、実際にだれでも或る課業——十分な訓練と適切な作業デザインが与えられた——に配置されれば、一流の労働者になれるし（Rose, 1975, p. 40）、そしてもしも全ての人が一류の労働者になったら相対的な収入の差はなくなるだろう、と公言した。

実際、これは生じ始めたことである。会社は、時間・動作研究やこれに基礎づけられた課業のひと揃いの導入を始めようとした。労働者が作業を直接的管理することで生ずる無駄と付随的に増える退屈と単調を、労働者に受け入れるように仕向けるために、会社は最初により多くの賃金を差し出す。しかし、すぐに経営者は、賃金率や出来高払いを切り下げる誘惑にかられる。テイラーはかれのシステムの一部のみを用いる雇用者に厳しく不平を言う。しかしテイラーは、ひとたび直接の競争相手のなかにシステムがより浸透すれば、最初に科学的管理を導入した会社の独占的な利益の多くが蒸発してしまうという価値法則を無視した。

直接的管理戦略への評価の限定において、歴史的な視角をとることが重要である。限定を鋭くするのは、戦略のまさに結果についてである。その矛盾をもった本性は、最終的な見通しが不可能であることに基づいて作られている。最終的に直接的管理戦略は、集中化された計画部門によって操作される機械のように大多数の人間が働くという結果に行き着く。人間は自分の労働力を売ることは可能だが、心や意志を譲渡することはできない。直接的管理戦略によれば、労働者の経済的な利己心に訴えることによって、資本は常に労働者の自主性や、しばしば意志

を押さえつけなければならない。ここに私たちは、直接的管理戦略の見通しのもっている、第二の問題を確認する。労働者の意志は、単なる経済的な利己心によってのみ導かれてはいない。お金が人間をこれ以上危険のない立場に導かない場合には、飢えた人が死や不名誉を覚悟でやってみるような意味での、お金に対する限界効用は減少する。直接的管理戦略の不可欠な要素は、一流の労働者が安定してより裕福になるということである。スウェーデンの自動車工業における最近の諸実験は、経営にとってのこの問題を反映している。三番目の矛盾は、労働者が直接的管理戦略で不熟練化してしまうので、システムの最初の優位性——自主的な活動の範囲を限定することによって、労働力の可変性を減少させること——が消滅するということである。結局のところ、人間が機械のように扱われる際に無視される労働力の能動的な側面が在るのである。迅速に変化する技術に関して、経営はしばしば融通性のある労働力を必要とする。あらかじめ、新しい機械を操作するための正しい手順や動作を明確にすることは、だれもできない。新しい機械体系には、ほとんどいつも「初期トラブル」の時期がある（そして、それは古い機械が気難しいことがあるように、機械の使用期間を通して続くこともある）。このような場合には、経営は労働者の善意をあてにするしかない。労働過程において経営が依拠する融通性は、いわゆる「順法闘争」の生産への強烈な効果から明白である。同様に、需要が突然落ち込む時に、直接的管理戦略を続けるために要求される高い間接費は、耐え難いものとなり得る。

第2節「責任ある自治」

直接的管理戦略は、とても長い間、資本主義的生産様式の「進歩的」で最も発達した部門で主要な地位を占めていたために（家内制工業からマニファクチュア、近代工業へという変化が、労働過程にたいする経営の直接的管理という面で、進歩的な向上として図示されてきつたかえらないならば）、またテイラーが非常に率直でわかりやすかったために、簡単に見分けられる。その代替戦略である責任ある自治は、区別するのはより難しい。1920年代から言い出された経営上の権威である産業心理学や産業社会学そしてその他のさまざまな理論は、直接的管理に代わる経営戦略——すなわち労働力の可変的側面を抑圧するのではなく経営目的のために利用しうる戦略——の明晰な言説を、模索し続けてきた。これらの理論の適切な要約は、M. ローズ（M. Rose）の『産業行動（*Industrial Behaviour*）』に見出せるだろう。

これらの理論が依拠している労働者を動機づける見解から始めることは、有益であろう。一般的には、かれらは人間を本能の動物（産業心理学者たち）、あるいは感情の動物（人間関係論者たち）として見なす。そこでは、経済的な利己心や合理性に基づく打算は（特に人間関係学派にとって）弱い。経営実践にとっての指針としてではなく、労働者の抵抗を非合理的なものとして見ることによって、純粹に理念的なレベルで労働者の抵抗と戦う単純な試みであるという理由で、これらの理論を放棄することは簡単である。しかし、責任ある自治戦略は、労働者がもっている「非合理的な」欲求への、経営者による単刀直入な呼び掛けに依拠している。理論家のうちでもっともよく知られ影響力のあるグループは、ハーバートやシカゴの人間関係学派であり、エルトン・メイヨー（Elton Mayo）によって代表されていた。人間関係論によると、社会全体が絶え間のない変化によって、人間から親密さや節操や見通しを奪ったので、

労働者は帰属性や社会性に取り付かれていた (Rose, 1975, part III)。労働者は、仕事や組合でのインフォーマルな接触によって、この欠乏を修正しようとしていた。社会的な衝突は、個人的な不適応の産物として見なされた。

労働者の抵抗にたいするテイラーの解決法は、合理的な経済人というかれの見解に基礎づけられた、比較的高額な金銭的報酬であった。さまざまな心理学そして社会学の理論家は、仕事それ自身を (社会性、安全、変化そして多様性をもとめる個人的欲求に訴え) より興味をもてるようにし、必要とされる課業にそして感情の操作——すなわち競争者たち (特に外国の) に対して怨みをかきたてること——を通じた経営の権力の敏感で微妙な行使にうまく合う労働者を選び出し、非協力的な労働者に「カウンセリングし」、そして参加民主主義や報酬つきの提案制度を通じてチームでの競争感情を促進し、そして会社レクリエーション施設のような忠誠心を起こさせる賞与の賢明なる支払いを奨励するという、結合体を提案してきた。

これらの戦術のいくつか——態度テストや会社スポーツ場——は、作業組織にとって外在的ではあるが、或るものは作業組織における実質的な変化を含んでいる。これらの理論家たちが闘わねばならなかったひとつの観念は、所与の機械化や技術の水準において労働過程を組織化するための「ひとつの最良の方法」が存在する、というテイラーの思想である。英国タヴィストック人間関係研究所 (The British Tavistock Institute of Human Relations) は、特に経営が作業を組織化するために異なる方法を選択する条件を重要視してきた (Trist, 1963, ch. 1)。研究所の A. K. ライス (A. K. Rice) によると、生産システムは三つの鍵となる——技術的 (イノベーションの導入の度合い)、社会的 (抵抗を減少させるための報酬や別の制度)、そして経済的 (短期的利益の極大化)——次元をもっている。これらのどれかのみに従う最適化は、システム全体に最善の結果をもたらさないだろう (Rice, 1963, ch. 2)。研究所のメッセージは、誤解を招くおそれのあるほど——あたかも資本主義体制をも選択できるかのように彼らは言っている——普遍的である。しかし、もしもかれらのメッセージの評価が、経営者は資本主義的生産様式において機能するように監督されているという文脈に限定されているならば、私たちはそれが分別があるものであることを理解することができるのである。

単純な短期的利益の極大化は、高度に競争的な環境において経営に受け入れられやすいただひとつの方針である。ちょうど最新の有効な技術的改良を導入することを拒めないように、高度に競争的な市場において、会社は抵抗を減少させるための高価な作業再組織化に関する実験に対し、必要となる自由裁量の余地をもっていないだろう。しかし、会社が一度独占力が生ずる水準を超えてしまうと、競争の圧力から隔離される地位が会社に長期的視野をもつことを可能にするだろう。独占力は、競争がなくなることを意味しない。経営者は、なお十分な収益をあげる必要性によって強制される。しかし、大会社において重要なことは、安定した十分な収益である。このようにして組織的な選択は、経営にとって存在するが限定されている。

労働過程の技術上あるいは機械上の具体的な問題は、これらの戦略と無関係ではない。もっとも、技術的な条件によって抵抗を減少させる方法の効果は限定されるだろうが。大自動車会社での集団技術への動きは、労働者の抵抗を鎮圧し、とりわけ責任ある自治を手に入れることを強いられた、重要な技術上の修正の非常によく知られた事例である。石炭採掘の標準的な流れ生産による長壁法から、1950年代の部分的な自己調整力をもつ小さな作業チームによる、より柔軟なシステムへの転換を対象とした、タヴィストック研究所による有名な調査と柔軟なシス

テムの推薦（Trist, 1963, ch. 4）は、ふたつの経営の機能——調整と経営の権力——が相互依存的であることのもうひとつの際立った実例である。

責任ある自治戦略は、直接的管理戦略の望ましくない諸影響の或るものと戦うように構想されている。直接的な作業活動に自分たち自身の諸決定を行使できる小さな作業チームを創設し、課業の多様性を増加させることは、労働人口全体の中での不均等性を増加させ、小さく部分的な競争するグループへの階層化を助長することによって、団結を衰えさせることが意図されている。同様に労働過程の技術的分散化は、サボタージュやストライキ行動を通じて、全過程を混乱させる小グループの力を衰えさせるかもしれない。しばしばチームは、お互いに材料を供給しあう諸課業よりも、むしろ平行する諸課業を遂行するようになるだろう。

責任ある自治戦略の有効性は、独占資本に関連して理解されなければならない。この段階以前において、現在実行されている責任ある自治は、封建時代からの非能率的な残滓として見なされてきた。産業予備軍の集結した力と急速な機械化とともに、機械や保存された集中化された内部記録よりも信頼できなくなったので、従業員の忠誠心と労働者の自己管理は、より役に立たないか、あるいは耐え難いものにさえなった。そして組織された労働者の抵抗は弱まり、そして職人（craftsmen）の中に集中された。このような状況は、産業予備軍が枯渇し、不熟練労働者の中で組織された抵抗が増加した先進資本主義諸国において、かなり変わってきている。責任ある自治は、直接的管理がそうであるような究極的な理想ではあり得ない。責任ある自治は疎外や搾取を取り去るのではなく、ただ労働者の作業過程を和らげ、どこかにいってしまった労働者の注意を引き付けるだけなのである。その理想は、利殖や収益を目的とした過程としてよりはむしろ、自分たちの諸要求や諸能力や意志が反映した過程に参加しているかのように、労働者を振る舞わせることである。直接的管理戦略の矛盾は、その計画が取り組まれる時により一層あらわで鋭くなるが、責任ある自治戦略の矛盾は、その計画が取り組まれ、会社の総合的な収益上の地位が、労働者に忠誠心や満足に報いる報酬を切り下げることを要求する時に明らかになる。生産需要が突然落ち込んだ時や、一般的な商取引状況が不景気である時に、このことは特に明白である。

第4章 実際問題としての経営戦略

前節において区別されたそれぞれの戦略は、根本的な矛盾に基礎づけられているが、このことは、戦略のどちらか一方の型式も究極的な理想としてでなければ実施できないことを意味しない。矛盾は不可能であることを意味しないし（それは、結局破壊を意味するかもしれないが）、むしろその中から生まれる根本的な緊張が持続されることを意味する。矛盾は隠蔽され、偽装され、そして回避されるかもしれない。しかし、矛盾が維持された状態は、もしも再び活動的に隠蔽しないのなら、よい秩序を再び脅かすことになる緊張を再生産するだろう。これらの緊張は、矛盾の隠蔽される方法が不十分であることから、経営戦略それ自身から生じているように思われるだろう。労働過程における緊張は、経営戦略の各々のタイプによって生み出される硬直性の型に現れる。

最高経営者がこれらの硬直性に対処する、ひとつの決定的に重要で効果のある方法は、これまでも権力を維持してこれら特有な戦略に基づき、労働者を分裂させることである。最高経営

者は、通常労働者を自分たちの作戦にとって、中枢（central）あるいは周辺（peripheral）のどちらか一方であるとみなすだろう（この区別に関するより詳細な議論のためには、*Industry and Labour*, 5章を参照のこと）。一方の中枢労働者は、技能や経営権力の行使に貢献するという理由で、最高経営者にとって長期的高収益を確保するために、絶対必要であると考えられている労働者である。他方、中枢労働者は、自分たちの抵抗の強さによって、自分たち自身を集团的にトップマネジメントにとって絶対必要なものにする労働者でもある。景気後退期でも、周辺労働者がすぐに一時解雇される一方で、中枢労働者の雇用上での地位は守られるだろう。中間管理職と職人の所得と雇用上の地位は、生産需要と一般的な商業上の景気後退における変動から、常に相対的に守られてきたのである（Hobsbawm, 1964, ch. 15の19世紀の論証を参照のこと）。

技能や権力と無関係な、労働者の抵抗の強さによって区別される労働者の安定と相対的高賃金は、独占資本主義段階に特徴的である。この抵抗は、一部分は直接的管理戦略の産物である。そしてこの抵抗の結果は、最高経営者が自分たちの事業の全ての柔軟性を獲得しようと試みて、中枢労働者を迂回することである。雇用期間中であれば、労働者が責任をもって行動するように説得することで、いくらかの柔軟性を得ることは可能であるかもしれない。しかし、闘争なしに一時解雇を受け入れさせる時、労働者に「責任をもって」行動させようとするのは難しい。同様に、雇用期間中に責任ある自治を獲得するためには、一般的に最高経営者が雇用保障のための安全装置を提供すること必要である。責任ある自治戦略に固有なこの硬直性を、最高経営者の不況期に速やかにコストを切り下げる必要と融和させるために、最高経営者は、全ての過程を混乱させることなく一時解雇され得る労働者——雇用保障への団結が、中枢労働者のなかではそれほど強くない労働者、あるいは自分自身ですぐに一時解雇を受け入れる労働者——の諸集団を切り離そうとする。

労働者の機能区分に応じて雇用安定度を区別することは、同じ会社の内部でも可能である。最高経営者が周辺であると考える区分は、個人的な「責任」がいずれにせよそれほど重大でない仕事であるだろう。最高経営者は、通常それらの仕事に低い位置と相対的に低い賃金そして低い資格要件とを与えるものである。その仕事は社会的に不利な諸集団によって担われるだろうが、このことは最高経営者に横断的な団結に対する特別の保護を与えるだろう。たいてい最高経営者は、中枢の仕事を実際に遂行する上で必要とされることに加え、教育証明書を要求することで、また生まれつきの白人男子労働者だけが簡単にたどりつくことができる、会社の管理・調査部門の場所を占拠することによって、あるいは人種差別的、性差別主義的雇用手続きをあまり隠さず行うことによって、仕事の区分における分割と平行する、この社会的な分割を活発に助長する（Gordon, D. 1972, ch. 4そしてEdwards, R. C. 1972, ch. 8-9その他を参照のこと）。

黒人や移民そして女性の気まぐれな失業水準に関する、いくつかの国での実態的証拠がある（M. Hill, その他の1973, pp. 52-54, Edwards R. C. その他の1972, ch. 8-9, Castles and Kosack, 1973, ch. IIIを参照のこと）。

労働者を諸集団に分割し、異なる経営戦略をその各々に応用することは、最高経営者が各々の集団のために選択した戦略的進路にそって前進することを可能にするだけでなく、最高経営者が命令を労働者の別の集団に入れ替えることをもより容易にするだろう。もしも特権をもた

ない労働者たちをすぐに利用できるのなら、最高経営者が責任ある自治戦略を用いている集団の特権の基礎は、より簡単に危うくされるかもしれない。同様に、どの集団との紛争から生ずる分裂も、もしも彼らが行っている仕事が別の集団によって遂行されることが可能なら、簡単に回避されるだろう。もちろんこれは、それだけでさらなる紛争を生じるだろうが。遂行される経営戦略に応じて労働者を分割することは、独特な戦略それ自身と同様に、資本主義的生産様式の根本的な諸矛盾を撲滅できない。ただそれは抑圧するだけである。最高経営者にしばらくより大きな柔軟性を与えるけれど、同様になお一層の緊張を生み出すことを助長するだろう。或る集団による紛争に起因する崩壊を回避するために、労働者の別の集団を使用することは、結局ふたつの集団の団結を促し、経営権力を維持するための分裂政策それ自身の貢献を掘り崩すだろう。

第5章 結論

責任ある自治戦略は、資本主義的生産様式がなにか別のものに代わることを意味しないのと同様に、直接的管理戦略の単純な適用ではない（Palloix, 1976, pp. 62–65 によって示唆されたような新テーラー主義や新フォード主義ではない）。それは、これまで労働力が管理されてきた直接的管理戦略に対するもうひとつの方法を、とりわけ資本主義的生産様式が始まって以来の、男性職人のような特権的なグループへの方法を、表している³⁾。

注

1. これは単純な経営的ミス以上のことを無視している。私は、現時の資本主義の全般的な矛盾——資本家と労働者の基本的利害は、搾取や対立を隠蔽すること、そして金銭的な譲歩やより楽しい作業条件や、あるいは観念的な説得によって疎外に対する労働者の抵抗を弱めることの故に、お互いに敵対していること——を十分解明されたものとして扱っていない（Luxembourg, *The Accumulation of Capital* を参照）。そして、特に資本主義的生産様式外部の安全弁が具体化されるようになる時に、全体は、満足させることがさらに難しくなるシステムの期待を作り出す。

その話をこのような抽象的なレベルに止めておくと、「革命」に向けた前進は不可避であるとみなされる理由により、労働者の抵抗の成長が同種類のものからなる発展——その中ではひとつの戦略や戦術が他のひとつに忠実であるように見え、そしてすべての発展が進歩的であるように見える——として、その問題が扱われる傾向にあることになる。生産様式の変更に向けた世界的日取りは、或る特殊な未来の瞬間に固定していないことを、ひとたび我々が認める時、労働者によるいくつかの行動が後退することがありえ、そして経営によるいくつかの行動が基礎的な変化の機先を首尾よく制するかもしれないということを我々は受け入れなければならない（Amin, 1975 を参照のこと）。この章で述べられた経営戦略は、企業の集積によって、或る究極的な意味で変革の可能性に影響を及ぼすことなく、基礎的な変化を先取りし進もうとする試みに関わっている。わたしは、後者の議論を扱うことを避けている。

2. わたしは経営を、わたしが最高経営者（top manager）と呼んでいる会社を指図する人間としてよりも、会社経営の過程あるいは行動の意味で用いている。

3. 経営戦略の歴史的分析のために、*Industry and Labour* の4章を参照のこと。

〔訳者あとがき〕

本翻訳のもとになった *Capital and Class* 誌の1977年第1号掲載の 'Responsible Autonomy versus Direct Control over the Labour Process' は、英国ブリストル大学経済学部講師である Andrew Friedman によって執筆されたものである。

1974年の H. ブレイヴァマン『労働と独占資本』を口火に始められた労働過程論争において、ブレイヴァマン理論の体系的批判の先陣をきったのが、この A. フリードマンであり、それ以降の労働過程論争においても代表的論者のひとりにあげられている。彼のブレイヴァマン批判とそれ以降の労働過程論構築のモチーフは、本論文において明らかにされている。この批判論文に先行する実証研究 (*Industry and Labour: Class Struggle at Work and Monopoly Capitalism*, 1977) において、コベントリ地域の独占資本の形成、労働市場の変貌、労働者の抵抗を歴史的に検討した上で、ブレイヴァマン理論の中核をなす経営の労働過程支配戦略——資本主義的生産様式下における人間労働・労働力の特質に規定された経営の労働過程支配の戦略として、構想と実行の分離、構想の経営側への集中と構想による実行の統制、を行うこと（その結果としての「労働の衰退」）——の理解に批判を行っている。詳細は翻訳を参照していただきたいが、A. フリードマンは①人間労働・労働力の特質をより能動的なものとして——労働過程において抵抗すると同時に労働過程をより完全に遂行する力能をもった存在として——とらえたこと、②それに対応する経営戦略として、労働者の自治を去勢しつつ活用するという、「責任ある自治」戦略を提起することにより、労働者の抵抗を包摂する「自治」が独占資本のセクターにおいて成立し得ることを明らかにした。さらに、①とも関連するが、労働者の資本主義的労働過程における能動性を経営管理との関連で問題にする視角や、労資関係における「文化的・思想的」領域の検討にも射程を伸ばし得る視角を打ち出したことは、評価に値する。

A. フリードマンは、経営が労働過程を支配する戦略として、「直接的管理」戦略と「責任ある自治」戦略の2戦略を理念型として提起しているが、この分類のあり方や理解について批判が行われている（たとえば、P. Thompson の *THE NATURE OF WORK* 第5章や雑誌 *Sociology* における J. Storey との論争を参照）。A. フリードマンは、それに対する反批判として2戦略とそれを規定する要因（課業編成 *task organisation* , 管理構造 *control structure* , 労働者同士の横の関係 *lateral relations* , 労働市場関係 *labour market relations* ）に関する論述を進めるとともに、事例研究としてコンピュータ企業における経営戦略と作業組織の関係を国際比較をもとに検討を行っている（Friedman, A. L. with D. S. Cornford, 1989, *Computer Systems Development: An Historical Analysis*）。

フリードマンの提起した「責任ある自治」戦略は、我々が解明すべき対象としている、日本の生産点・職場やQCサークル活動を解く上で、重要な示唆を含むものであることは言うまでもない。フリードマンの労働過程論への批判や理論的課題については、上記の文献にひとまず譲るが、特に私は現実の労働過程分析において、発展させられる必要があると考える。この点については、別稿（浅川和幸「職場「協同」過程分析としての労働過程分析の課題と事例を通じた検討」『日本労働社会学年報』第2号1991）を参照していただくと幸いである。

参考文献

- AMIN S 1975 : 'Toward a Structured Crisis of World Capitalism', *Socialist Revolution*.
- BIG FLAME 1976 : 'Workers' Struggles and the Development of Ford in Britain', *Conference of Socialist Economists Bulletin*.
- BRIGHTON LABOUR PROCESS GROUP (mimeo 1976) : *The Production Process of Capital and the Capitalist Labour Process*.
- BARAN P A and SWEEZY P M 1966 : *Monopoly Capital* (Monthly Review, New York) .
- BRAVERMAN H 1974 : *Labor and Monopoly Capital* (Monthly Review, New York) .
- CASTLES S and KOSACK G (Oxford University Press, 1973) : *Immigrant Workers and Class Structure in Western Europe*.
- EDWARDS R C (Prentice-Hall, Englewood cliffs, New Jersey, 1972) : *et al. The Capitalist System*.
- FRIEDMAN A L (forthcoming) : *Industry and Labour*.
- GOODRICH C L (Pluto, London, 1975, original 1920) : *The Frontier Control*.
- GORDON D M (Heath, Lexington, Mass., 1972) : *Theories of Poverty and Underemployment*.
- HILL M *et al* (Cambridge University Press, 1973) : *Men out of Work*.
- HINTON J (Allen & Unwin, London, 1973) : *The First Shop Stewards' Movement*.
- HOBBSBAWM E J (Weidenfeld & Nicholson, London, 1964) : *Labouring Men*.
- LENIN V I (Foreign Language Publishing House, Moscow, 1956) : *Selected Works*.
- LUXEMBURG R (Routledge & Kegan Paul, 1951) : *The Accumulation of Capital*.
- MARX K (Lawrence & Wishart, London, 1970) : *Capital Volume I*.
- MONDS J 1976 : 'Workers' Control and the Historians : a new Economism', *New Left Review*.
- MONTGOMERY D 1974 : 'The New Unionism and the Transformation of Workers' Consciousness in America 1909–1922', *Journal of Social History*.
- RED NOTES (mimeo March 1976) : 'Workers' Struggles and the Crisis of the British Motor Industry'
- PALLOIX C (CSE, London, 1976) : 'The Labour Process : from Fordism to neo-Fordism' Conference of Socialist Economists, *The Labour Process and Class Strategies*.
- RICE A K (Tavistock Institute of Human Relations, 1963) : *The Enterprise and its Environment*.
- ROSE M (Allen Lane, London, 1975) : *Industrial Behaviour*.
- STONE K 1973 'The Origin of Job structures in the Steel Industry', *Radical America*.
- TAYLOR F W (New York, 194?) : 'Shop Management', (1903) : in *Scientific Management*.
- TAYLOR F W (New York, 1947) : 'Principles of Scientific Management', (1911) in *Scientific Management*.
- TRIST E L (Tavistock Institute of Human Relations, 1963) : *et al, Organisational Choice*.

産業教育計画研究施設研究報告書・研究紀要既刊

研究報告書 第1号 農業の近代化と農民の生産意欲 第1編	1962年4月
— 農業未共同化グループと共同化グループの比較研究 —	
第2号 農業の近代化と農民の生産意欲 第2編	1963年3月
— 農業未共同化グループと共同化グループの比較研究 —	
第3号 産業社会における教育の役割	1964年11月
— 賃金決定における教育的要因の分析 —	
第4号 労働類型と熟練形成過程	1964年11月
第5号 地域開発と学卒労働力移動	1964年11月
— 北海道における中・高・大学卒業者の労働市場圏の研究 —	
第6号 地域開発と産業教育 I・地域開発と地域社会変動構造	1966年10月
— 道央・苫小牧地域を中心とした地域変動の実証的研究 —	
第7号 地域開発と産業教育 II・労働移動と職業意識	1966年5月
— 苫小牧地方労働市場の変動構造と産業教育訓練生の意識構造 —	
第8号 地域開発と産業教育 III・地域開発と労働者教育	1967年10月
— 苫小牧地域工業化にともなう産業教育の展開過程に関する実証的研究 —	
第9号 建設業の構造変化にともなう建設職人層の賃労働者化 と労働組合運動	1971年7月
— 親方制的雇用構造の解体過程の進行と養成訓練の変容に関する実証的研究 —	
第10号 教育とコンピューター	1971年7月
第11号 鉄鋼業の「合理化」と企業内教育 I	1974年3月
— M 製鉄所および構内社外企業の企業内教育展開過程についての実証的研究 —	
第12号 酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働 — 生活過程 第1編	1976年3月
— 北海道標茶町虹別地区 I 及び S 部落と大樹町尾田地区 T 部落における比較研究 —	
第13号 鉄鋼業の「合理化」と企業内教育 III	1977年3月
— 大手独占体系系列企業の「合理化」と企業内教育展開過程についての実証的研究 —	
第14号 鉄鋼業の「合理化」と企業内教育 II (上)	1977年3月
— 大手独占体 M 鉄製所の「合理化」と鉄鋼労働運動の 変貌過程についての実証的研究 —	
第15号 酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・ 労働 — 生活過程 第2編	1978年3月
— 北海道標茶町虹別地区 I 及び S 部落と大樹町尾田地区 T 部落における比較研究 —	
第16号 農村社会における「家」の解体と老人生活	1978年7月
— 北海道・新酪農地帯・大樹町における家族と老人生活に関する地域研究 —	
第17号 産業と教育 第1号	1979年7月
第18号 酪農生産力の現段階と酪農民の主体形成	1980年3月
第19号 産業と教育 第2号	1981年3月
第20号 低所得層の研究 I	1981年3月
第21号 工業化と東北村落社会の構造的変質	1982年3月

第22号	低所得層の研究 II	1982年 3月
	— 札幌調査・1973年の追跡・1978年による 世帯の変化と生活水準の変動に関する実証的研究 —	
第23号	地域社会の構造変化と地域教育計画に関する基礎的研究	1982年 3月
	— 北海道常呂町における事例研究 —	
第24号	漁村における過剰人口の堆積と出稼労働市場の構造	1983年 3月
第25号	産業と教育 第3号	1983年 3月
第26号	産業の教育 第4号	1984年 3月
第27号	地域農業構造再編下における農民の主体形成	1985年 5月
第28号	構造不況地域における労働市場の変貌と労働力編成（上）	1986年 3月
第29号	構造不況地域における労働市場の変貌と労働力編成（下）	1987年 2月
第30号	産業と教育 第5号	1986年 3月
第31号	産業と教育 第6号	1988年 3月
第32号	地域農業構造再編下における農民の主体形成（続）	1988年 3月
第33号	産業と教育 第7号	1989年 3月
第34号	地場中小企業の構造転換と労働者諸階層の生産・労働 — 生活過程 —	1989年 3月
第35号	産業と教育 第8号	1990年 2月
第36号	産業と教育 第9号	1991年 3月
第37号	製造業都市における階級・階層構成 — 構造と市民諸階層の生活様式（第一編）	1991年 3月
	— 瀬戸内、倉敷市（倉敷・水島・児島・玉島）における実態分析 —	
第38号	建設業の労働と労働市場	1992年 2月
第39号	産業と教育 第10号	1992年 2月
研究紀要 第1号	アジア地域労働の質の比較研究（中間報告）	1968年11月
	農業近代化と農業後継者教育	
	地域工業化に伴う農村社会変動と農民教育	

執筆者紹介

- 草野 隆 光 (北海道大学教育学部・助手)
土田 俊 幸 (長野大学産業社会学部・専任講師)
小内 純 子 (北海道教育大学旭川分校・非常勤講師)
上原 慎 一 (北海道大学大学院教育学研究科・博士課程)

〈訳 者〉

- 塚本 智 宏 (北海道大学教育学部研究生)
村知 稔 三 (長崎大学教育学部・助教授)
浅川 知 幸 (北海道大学大学院教育学研究科・博士課程)

編集委員

道又 健治郎
布施 鉄治

北海道大学教育学部附属産業教育計画研究施設研究報告書 第39号

平成4年2月24日 印刷

平成4年2月28日 発行

発行機関 北海道大学教育学部
附属産業教育計画研究施設
060 札幌市北区北11条西7丁目

発行者 布施 鉄治

印刷所 富士プリント株式会社
064 札幌市中央区南16条西9丁目
